

裾野市史研究

- 口絵 深良地区上原のオテントサン念佛 斎藤弘美
〔講演会載録〕
地域のなかの戦争－裾野の昭和史－ 安田常雄 (1)
スルガ国造とスルガ国 仁藤敦史 (22)
「学制」期、裾野市における就学率の社会的背景
－御宿村・久根村・深良村を対象として－ 坂本紀子 (47)
泉村「騒擾」事件ノート
－泉村での部落有財産統一を考えるために－ 湯川郁子 (67)
〔研究余録〕
戦国時代の葛山氏 有光友学 (96)
〔歴史隨想〕
「静岡県教育史」と裾野 渡邊藤男 (105)
〔その他〕
大庭景申先生を悼む 高橋 敏 (113)
編さん室日誌 (116)



1992年3月

裾野市史編さん委員会



花のアート



深良地区上丹の梅花講

口絵写真は、裾野市の箱根山麓に位置する深良地区上原のオテントサン念佛（カラー）と上丹の梅花講（白黒）の模様である。モヨリ（最寄＝区）ごとに存在したさまざまな講のうち、年配の女性たちによる念佛講（または題目講）は今も盛んに行われている。特に深良地区では、旧暦六月八日のオテントサン（お天道さん＝太陽）念佛が、豊作と無事安全を願つムラの大切な行事として受け継がれている。担い手である姑たちは家政を嫁に譲つたあとは、家の安全から村内の安全を祈願する立場へと変わっていく。

斎藤弘美

[講演会載録]

第四回歴史講演会

地域のなかの戦争

——裾野の昭和史——

安田常雄

平成三年十一月十二日
裾野市民文化センター

ただいま紹介いたしました安田と申します。今日は表題にありますように、裾野の地域を中心に戦争のお話をさせていただこうと思っております。あらかじめ史料はお手元に配られていると思います。本当は史料を詳細に検討していくべきのですが、時間がありませんので、要点を抽出して進めていきたいと考えています。

今年はご承知のように「真珠湾五十年」ということで、日米両国で様々な特集番組が組まれ、私もこの所わりによく衛星放送などを見ていました。「真珠湾五十年」というのは一言でいえばひとつのシンボルなんですね。最近ある論文で紹介されたエピソードでいえば、一九八九年にア

メリカの地方紙に掲載された漫画があって、それは一九四一年と一九八九年の十一月七日の一面トップ記事が並んでいて、四年はいうまでもなく「Japan Bombs Pearl Harbor」と書かれているんですね（油井大三郎「パール・ハーバーの歴史心理」『世界』一九九一年十一月号）。日本軍隊の真珠湾爆撃と日本企業の真珠湾買収が同じ次元にわかっている。つまり「真珠湾五十年」は現在の日米経済摩擦の政治的シンボルとして浮上してきているわけです。

アメリカはご承知のように、ペール・ハーバーを契機に孤立主義からグローバリズムに転換します。世界を指導する国家になる。その意味で「真珠湾五十年」はアメリカ人にとって、世界帝国としてのアメリカ大国主義の原点なんですね。そのなかには、経済大国としてばかりでなく、軍

事大国としてのアメリカというのも含まれます。いわば世界の警察になり、パール・ハーバーを「錦の御旗」にして軍拡路線を突っ走るという形をとります。だから、「真珠湾五十年」はいまや衰弱しつつある軍事・経済両面から、

アメリカという国家の威信をどう回復し、立て直していく

か、そういう未来にむけての記念碑になつてているのです。

結局、問題は「真珠湾五十年」という言葉に象徴される戦争の時代から、日米両国がそれぞれどのような教訓を引き出すことができたのだろうかということですね。これは未来への問い合わせなのですが、現状として結論的にいえば、日米両国ともパール・ハーバーの本当の教訓からほど何も学んでいないということになると思います。アメリカは引き続く朝鮮戦争やベトナム戦争から、最近の湾岸戦争まで、ほとんど根本的な反省なく、自由のための戦争という正義を疑つたことはありませんし、日本もまた十五年戦争中のアジア侵略の事実をまじめに取り上げようとしていることで一貫しています。そして、多分問題は、国家の次元ではなく、一人ひとりの庶民にとっての戦争という次元に帰つてくる。つまり、「真珠湾五十年」を一つの契機にして、地域のなかでの暮らしの経験を通して、あらためて「戦争」をふりかえること。戦争のことというのは、概

念ではわかつた感じがしているのですが、地域の実態などになるとわからぬことも多いんですよね。「真珠湾五十年」がその小さな一步になればと思っています。

二

今日のお話は裾野という地域の実態に即しながら、十五年戦争のイメージの断片から「戦争」というものの意味を考えたいと思っているのですが、現在、近現代の市史編さん作業は主に明治期の史料収集に力点がおかれ、十五年戦争期の史料についてはまだなのですが、それを十分整理していけば、裾野地域の戦争の全体像がみえてくるはずです。その意味で、今日のお話はひとつの中間報告として、お聞きいただければありがたいと思っております。今日、使いたい史料は一つは『静岡新報』という新聞史料。これが抽出して三十四点あり、時期的には一九二八年から一九三九年までにおよんでいます。もう一つは、御宿の区有文書の中に、「通牒」あるいは「諸綴」という名前の分厚い行政文書が五冊あります。一九三七年度から四一年度まで、つまり昭和十二年の日中戦争の開始から、「真珠湾」までの時期をおおっています。この中から抽出して、合計八十三点、これは私がおもしろかったもののですが、それをもとに地域の戦争について考えてみたいと思っています。

す。お話を順序としては、「準戦時期」とよばれている「満州事変期」（一九三一～一九三六年）と、中国との全面戦争に突入した「日中戦争期」（一九三七～一九四一年）の二つにわけて、お話してみたいと思います。

まず準戦時体制期としての満州事変期ですが、だんだん戦争に入っていく時代という意味ですね。この時期の最も重要な問題は、言うまでもなく「昭和恐慌」という名前でよばれている経済のゆきづまりです。裾野では「昭和恐慌」はどのような規模と深さであらわれたのでしょうか。史料にある裾野市場支配人の見通しによると、「夏秋蚕は自然調節でも二三割減少する見込み」（『静岡新報』一九三〇年六月十二日付）と言られています。「桑の咲きがよき為肥料は充分□桑□吸収ってほとんど夏蚕用の桑は栄養分がないから桑の咲きと貢数が出ぬ。其の上に春繭が□落のため農家は肥料がない為、施肥をせず桑は衰える一方である」（同日付）と書かれています。ご承知のように「昭和恐慌」は、一九二九年十月のニューヨーク・ウォール街の株価暴落に端を発し、翌三〇年の春になって日本にやってきます。同時にこれは、繭や生糸を中心とする農産物価格の急落によって、農業恐慌として展開していくことになります。ちょうどその時期の史料なんですね。

その前後の史料を見ますと、裾野市場では一九二九年の

時点では、春繭は一貫目七円ぐらゐの相場です。三〇年の繭価そのものはわからないのですが、三一年になると、夏秋蚕で三円七十五銭にまで下落していき、二九年の半分ぐらゐの値段になつて底をつきます。この繭価下落は、三三年になると回復基調に入り、裾野市場で六円台を記録し、「歓声をあげ場内大活況」（『静岡新報』一九三三年五月三十日付）という状況に変わっていきます。つまり、裾野の場合も一九三〇～三二年までの三年間、おそらく激しい勢いで経済恐慌が吹き荒れたということになるわけです。ただ、全国的には農産物価格の下落にともなつて、農家負債が累積し、税金は払えず、電灯料もたまつて電気を切られたりする。さらに娘さんたちの身売りが激増するわけですが、裾野の場合、普通の人々の生活へ具体的にどのような直撃をあたえたのかという点になると、今のところ史料としてきちんと言うことができません。僅かに、東洋醸造会社が酒の原料として、甘藷を大量に買入れたため、甘藷の名産地として知られる駿東郡中部は活況を呈したという記事が残っています。これは恐慌の谷底にある一九三二年の事なんですね。「昨秋は甘藷の相場がよく是が為、泉、小泉、深良、富岡の四ヶ村農家は非常に豊に越年した」（『静岡新報』一九三三年二月三日付）と記録されています。多分、裾野への経済恐慌の影響は、米・繭ばかりでなく、畑

作による農産物の実態を充分検証しなければならないので

はないかと思われます。

あと経済恐慌に関しては、欠食児童の記事があります。

欠食児童は一九三三、三年前後の時期で、県下の小学校で約七千名といわれているのですが、裾野でもそういう状況がありました。この記事は、学校がやろうとしていた「家庭の不遇なる児童」のための栄養食供与に、自分たちの小遣いを寄付した、二人の子どもの美談としてあらわれているわけです（『静岡新報』一九三三年一月十七日付）。また、恐慌からの回復過程の記事では、農山漁村経済更生運動の一環として、累積した農家負債を計画的に整理する組合が、裾野では富岡にできています（『静岡新報』一九三四年三月二十一日付）。こうした動きと、救農土木事業とがあいまって、裾野の地域も「昭和恐慌」から脱出していくことになります。

こうした激しい経済恐慌を背景に、三つの思想的ないし運動の潮流が交錯して十五年戦争の歴史を規定していくと、私は考へているのですが、それはエロ・グロ・ナンセンスという時代の流行語に象徴される日本型モダニズムと、いわゆる労農運動を含めた広義の社会主義の流れ。それと結局は軍国主義に結合・合流していく「ファシズム」の潮流の三つです（詳しくは、拙著『暮らしの社会思想』）。

勁草書房、一九八七年）。

まずモダニズムについては、これは元来は思想・生活・風俗の近代化現象なのですが、特に日本では都市大衆社会の風俗としてとりあげられました。そのためもあって、裾野そのものの史料としてはないので、静岡市あたりでは、モダニズムの尖端風俗が大きな話題になっているのがわかります。史料によれば、「一九三〇年夏の意匠図案は？ それは何といつてもスピードとエロチックである」と書かれています。静岡商品陳列所の技師が「地方色」を加味して考案した図案の斬新さが、当時の尖端的モダンガールの心をひきつけているんですね。リズム的な曲線、飛行機のスピード感、そしてエロティシズム、これが象徴的なシンボル言語ということになります。経済不況とモダニズムは、全く正反対の動きでもあるんですが、同一の歴史空間のなかに並存している。それが昭和初年という時代のとてもおもしろいところだと思います。

二番目は広い意味の社会主義の動きで、これは農村地帯では農民運動・小作争議という形で登場してくることになります。ご承知のように、戦前の日本農村社会には地主制というものがありまして、これは零細な農民が地主から土地を借り、その対価として一定の小作料を納めるという意味で、本来は土地の貸借関係なのですが、人格的服従の関

係などをふくみ、農民の日常生活全体に強い影響力をもっていました。そして不況などの年には、小作人は生活のため団結して地主に小作料の減額を要求するといった形で、小作争議に発展したのですね。

それでは、裾野ではこれがどのような形で現れてきたかという問題なのですが、『農民組合運動史』（日本民政調査会）という大きな本には、「大正十年、駿東郡楊原村の渡辺太郎、富士郡富士村の福島義一の指導で、駿東郡富岡村千福に、最初の階級的小作人組合が設立され」と記録されています。ここで「階級的」とは、広義の社会主義的な思想を背景としているという意味ですから、静岡県農村では初めて社会主義的な動きが千福に現れたということになります。その後、一九二四年には、小泉村で駿東郡中部農事研究会という名前の、村の条例などで農民生活の改善を要求する組合が作られたりしています。これは沼津のお医者さんだった山口伝吉という人の影響で作られ、思想的には穏健なものだったと思われますが、大正末から昭和の初めにむかって、多様な思想流派をふくみながら、農村問題への関心がしだいにもりあがつてくるわけです。

その中で最も重要なのは、一九二九年三月の全国農民組合静岡県連合会の設立でしょう。委員長に山崎剣二。思想的には共産党と一線を画した全国労農大衆党を支持し、三

一年の全農分裂時には、総本部派を形成します。この組織は一九三二年段階で、全県下二十二支部、裾野では泉・小泉の二つの村に全農支部ができていたわけです。その意味で、裾野の小作争議は全農静岡県連の強い影響力の下で、泉・小泉地域を中心に展開していくのではないかと想定できます。

裾野の小作争議として、現在のところはつきり記録として残っておりますのは、一九三一年二月の小泉村小作争議です。この時期、昭和恐慌下の小作争議は一般的に、旧来の小作料減額要求から土地取上げ反対が中心になり、規模は小さくなるのですが、恐慌下の状況を反映して、なかなか解決せず、長期化し、さらに裁判になったり、場合によつては警察が介入して激しい実力闘争に発展するという形をとります。この小泉村の小作争議もこの時期の一つの典型なんですね。まず経過としては、地主・服部庄作から小作人十人に土地取上げの通告があり、これに対して小作人側は全農静岡県連に応援をもとめます。そして、静岡県連からは、史料にもありますように、沖山勝太郎とか、渡辺元次郎という人が小泉村にやってきます。小作人側はこの応援をえて、地主宅にデモをかけ、交渉します。当時のビラやポスターには、「強欲地主田取り正作を地球の外へオッポリ出せ」などと書かれていたといいます。こうし

て交渉の末、小作人側は地主に土地取上げそのものを撤回させ、争議費用三十円は地主の負担とし、要求を勝ちとするということになります。この争議は先ほどお話した『農民組合運動史』にも記録されている、静岡県下では有名な争議の一つといつてよいと思います。ただ有名になったのは、争議そのものが解決したあとで、警察と農民側が直接に対峙するという緊迫した状況になつたからなんですね。『静岡新報』の十三ヶ所の記事もここに集中しています。

まず争議の指導者が沼津署につかまる。その指導者を奪還するため、小作人が大挙して沼津署に押しかけます。「不当検束」「人権蹂躪」（『静岡新報』一九三一年二月二十二日付）、これが農民側の主張なんですね。クライマックスを新聞は次のように伝えています。

「組合旗を押立て 百余名沼津署へ殺到！ 山崎、奥山

両氏の釈放を迫り 近く釈放の言質を得て引揚ぐ！」

駿東郡小泉村富沢小作争議に関連し、沼津署に検束され居る労農党中央執行委員、山崎剣二及び奥山勝太郎氏の釈放に関しては、労農党及び農民組合代表者等が屢々沼津署に交渉したが其儘となつて居るので、一二三日午後四時四十分頃顧問弁護士後藤□氏を先頭に同党県執行委員、青島今治氏、富士、駿東両郡に亘る農民組合代表者等が□□名組合旗を押立てて、□□□□ひ署の前に□して、後藤弁護士

は鈴木高等主任に面会したが、近々の中に釈放するとの言辞を得たので後藤弁護士は一同に此旨を伝へた処、大衆は即時釈放を唱へ動かず、更に組合支部より代表者六名を選んで鈴木主任に折衝した結果、必ず近々の中に釈放し、三月三日の大会に差支へないやうにするとの言辞を得たので、一同組合の万歳を三唱して、六時大手町の本部に引上げた。沼津署では巡査の非常召集を行つて警戒し、一時は物々しかつた（『静岡新報』一九三一年二月二十四日付）

争議はその後、十名が起訴され、内四名に実刑、四名に罰金刑の判決が下るわけです。組合側は検束者の家族の開墾や耕作を助けながら、控訴して闘うのですが、七月二十二日に二名の実刑、八名の罰金刑、一名無罪となつて、この小作争議は終息したわけです。その後、昭和九年にも、深良村の地主、小林肇のところや小泉村でも小作争議が起りそな形勢になつていると報じられています（同、一九三四年十一月二十一日付）。詳細はわからぬのですが、日中戦争の始まる頃までは、断続的に争議は起つていたのではないでしようか。勿論、社会主義的背景をもつたものではなく、素朴な生活の要求としての争議なのです。つまり、このような小作争議も広い意味で軍国主義化に対する抵抗であるとすれば、この時期は戦争に対する素朴な民衆の生活レベルでの抵抗が「組織的」な形をとりえ

た最後の時期といえるかもしません。

もう一つ、戦争への抵抗としては次のようないくつかの史料があります。

「月謝だけ納め学業を継ぎ 徴兵忌避を図る—自分は

毎日鉄道に勤務 三島憲兵分隊に発見取押へらる—

三島憲兵分隊では数日前から駿東郡小泉村水達當時同郡

小泉村居住の鉄道員 関谷順（二二）を召喚取調べ中であつたが、徵兵忌避として近く一件書類を送□する事となつた。同人は昭和八年某中学校を卒業、翌九年二高を受験して失格し、十年慶大文科に入学したので、同年の徵兵検査は延期されたので、九月中退学、直ちに静岡運輸事務所管内某所に鉄道員として奉職したが、下級職員では頭が上がらぬと高等学院入学の志望を抱き、東京方面の鉄道に転勤運動を起こしてゐたが、本年徵兵検査を受けなくてはならぬので万一小格すれば入学の志望も挫折することを恐れ、徵兵忌避の目的で本年四月、早大専門部に入学し、二日間登校、以後は月謝を納めて学業を継ぎ、鉄道に奉職してゐたが、検査も目撃に迫つたので、去る四月十五日在学証明書を添へ徵兵検査延期願ひを役場に提出、役場から静岡連隊区、連隊区から三島憲兵隊へ調査方、移□された為め再三の事に疑惑を生じて召喚取調べとなつたもので此の種の悪習が上流社会に現存して居るので之を機会に此等

非国民をドシドン検査厳罰に処す事となつた」（『静岡新報』一九三六年五月三日付）

本当は細かく調べなければいけないんですけども、この記事を見る限り、反戦思想とかの特別な思想的行動とはいいくないです。もっと勉強したい、だから兵隊には行きたくないということ。これは戦後の今日から見れば、全くあたりまえの感覚なわけです。ただそれが勉強をテコにして人の上に立ちたいという上昇指向であるところがうさんくさいわけですが、今だつてあんまり違つてはいない。この事例の意味をきちんと考えるのは割と難しいのですが、おもしろいのは国家が（新聞も國家・警察の提灯もちですから）、「上流社会の悪習」と考えて、これに「非国民」と名前をつけていることなんですね。これは一言でいって、戦中平等主義という問題になります。庶民はもともと徵兵忌避の自由なんてほとんどない、また一面で軍隊が平等の幻想を作りだす源になつてゐるわけですから、国家と庶民が「上流社会の悪習」を非国民として、平等化し、平準化し、均質化していくこうとするのは当然なんです。これを国家権力の暴力性とだけ考えていこうとするのは、全く一面的なわけです。これはわざと刺激的にいえば、戦中平等主義というある種の民主主義に対する自由の問題として考えなければ、庶民の戦争中のイメージは全く

ちがつてしまふと思つています。

三

さて次に、第三のファシズムないし軍国主義の流れです。静岡県下でも昭和の初年から「思想善導」という言葉が非常に増えてきます。これは若い青少年がマルクス主義などの「悪い思想」を抱くことのないように講習会をやつたり、映画を見せたりする。だいたい教師がはりきつてやるわけです。裾野でも、昭和三年の昭和天皇の御大典を記念して、駅前に尚道会の練武場ができた。これはよくわからぬのですが、精神修業のための道場みたいなものかなと思います。さらに新聞は、民衆の「愛国的行動」を大きく報道し、戦争の地ならしをしていきます。たとえば、富岡の老人団体（大念佛講）が郷土部隊への慰問金を役場に届けた（『静岡新報』一九三一年十二月二十四日付）とか、富岡村下和田のおばあさんが、横浜憲兵隊を訪れ、六人の息子のなかでただ一人だけ残っていた六男の出征を嘆願した（同、一九三二年三月三日付）という、戦後からは考えられない「軍国ばあさん」の美挙が大きく取り上げられていきます。これはいうまでもなく、日中戦争期の「軍国のお母」美談の前提なわけですね。

その中で私がおもしろいと思うのは、渥美勝という人物

なんですね。詳細はまだわからないのですが、この人の碑がなぜか裾野にあるんです。『静岡新報』に短い記事がでています（一九三〇年十一月六日付）。『駿東郡裾野駅北方にある國士渥美勝氏の記念碑建碑一周年に相当するので、三日は一周年祭を行い、東京より関係者多数参列、地元より富岡、小泉、泉の各村□村議有志、佐野実業生徒等多数参列、盛大に祭典を催した』。実は先日、市史編さん室にお願いして、この碑をさがしてもらつたのですが、裾野駅の北側、若狭森という所にひっそり残つておりました。

「富士を負ひ海原見ゆる裾野あたり牛追ふたつき夜々夢に入る」という歌が刻んであります。汽車で裾野を通るとき読んだものといわれています。

この人はこの地域が好きだという以上に、裾野のどのような人と具体的にどういうつながりがあつたのか、全くわかりません。ただ私自身この人にはずいぶん前から関心がありましてね、一言でいうと右翼の思想家なのですが、昭和ファシズム期の精神史を考えるとき非常に重要な人物だと思っているわけです。私がもつてきたのは、渥美勝『日本の宣言』という遺稿集で、昭和十八年、日月書院という本屋さんから出版されたものです。その中の田尻隼人による『略伝』によりますと、渥美勝という人は、明治十年、滋賀県に生まれました。彦根中学から第一高等学校に入

り、京都帝大の独文科に進みます。当時では超エリートですね。しかし、彼は京大在学中、深く人生の哲学問題に悩み、宗教への傾斜を強くしていきます。京大も途中でやめてしまって、彼の言葉を借りると大逆事件に衝撃をうけ、「神政維新」（これは当時、第二維新とか、大正維新、昭和維新とかいわれたのとほぼ同じ意味で、不徹底に終わった明治維新の理想をもう一度実現させること、北一輝流にいうと、裏切られた維新革命の理想の回復ということになります）を構想し、大正二年ころより東京神田須田町の街頭、広瀬中佐の銅像の前に立って、道ゆく人に日本人の生命観とは何か、日本人の使命とはどういうものかを一生懸命に説くことになります。そのとき、「國の子桃太郎」と大書した大きな旗を掲げていたところから、のちに「桃太郎主義」といわれるようになるんですね。その後、一方ではフランスの哲学者ボール・リシャールなどと共に鳴すると同時に、他方では、猶存社で大川周明や北一輝などと密接なつながりをもつて、広い意味の右翼陣営の有力な一人になっていきます。世俗的な意味でえらくなるという道はすでにすてられていましたから、この間の彼の仕事といふと、土工とか、人力車夫、映画館の中売り、夜回り、下足番などをやりながら、暮らしていたわけですね。かすりの着物に小倉のはかまをはき、腰に手ぬぐいをぶらさげる

という姿で歩いていたといいます。彼にとって、この暮らしのスタイルはいわゆる反俗のきどりなのではなく、それ以外にとりようのない形だったことは疑いありません。自分のような勝手な生き方を許してもらっている友人と世間にに対する、消え入りたいような申し訳なさと恥ずかしさ、「相済まぬ」という感覚、これが生涯、彼のなかにあったものなんですね（渥美勝、沢田五郎あて手紙）。それと演説の鋭さ、人がらの柔軟さと気品が組み合はさっているというのが、渥美勝という人の姿ということになります。その意味で当時、満川亀太郎によって、「アジシの聖フランシス」と比較されたことは、当たっていると思いますね。こうした宗教的運動のなかで、突然昭和三年に亡くなりました。五十一歳でした。そして裾野の記念碑が作られるのが、翌昭和四年なんです。裾野のなかにも渥美勝の思想的共鳴者がいたのでしょうかね。

では、この人の思想をどういう風に考えていいたらいいかという問題ですけれども、この人はたまたま右翼の陣営に友人をもち、右翼の言葉で物を書き、右翼の中で記念されていった。しかし、政界の黒幕として動くこともなく、金をもらって暴力団まがいに労働運動つぶしをやることもなく、テロリズムに走ることもないわけです。つまり、彼の思想の根にある発想は、明治・大正・昭和の三代にわた

り、たぶん日本人の心の底にあった発想とつながり、その表現者だったのではないかと思うんですね。彼はある時、子どもたちの歌う「桃太郎」の歌を聞いて自分の思想があり、日本人の本然の姿を捉えようとするわけですが、この時、彼が直面していたのは「近代」にむかいあつたときの両義的な二律背反とでもいうべきものであったように思います。つまり、日本はこのまま西欧近代のコースに乗り、帝国主義国の仲間入りをしていくことがよいのだという自負心と、それはまずいのであって、まず日本人の本当の姿を見極めてから、その進路を選択すべきではないかとういうためらいという二つの間に立ち尽くしていた、そういう風に見えます。これは帝国主義に対する同調と反撲、期待と不安といつてもいいんですね。たぶんこれは、生まれたばかりの新生明治国家のかかえていた難問で、同時代の人々の心の底にもひそんでいた素朴な心情だったと思われます。これは政治思想史的には、幕末の山県大華の西欧追隨路線と吉田松陰の「民魂」との対立にもさかのぼることができます。

渥美勝の活動した時点では、すでに国家の進路は帝国主義の道を選択し、人々もそこに近づくべく「立身出世」の上昇指向を価値として選択していたわけです。しかし、渥美勝という人は、ほとんど子どものような感性をもつたままで、この両義的な地点に立ち止まり続けた人なんですね。より正確には、この両義的な二律背反をかかえたまま、吉田松陰の「民魂」のゆくえに賭けようとしたのだと思います。それが人々の心に、哀切にして痛切な共鳴を残していった根拠だったと思われます。現在の所、渥美勝についてのほとんど唯一の研究で、橋川文三さんが使った表現をかりれば、「あたかもある瞬間の嬰児の悲鳴の記憶のように、その後の人々の心にながくとどまつた」（『昭和維新試論』朝日新聞社、一九八五年）。「昭和維新」とよばれる運動の底には、このような問題が潜在していたわけで、渥美勝という人はその最も純粹な表現者の一人だったんですね。これは戦後の今日でも、歐米追随の大國主義の路線で突っ走るか、日本独自の「小国寡民」の理想でいくか、そこう簡単には解決できない問題だと思うんですね。

四

それでは次に裾野における日中戦争期の問題にはいりまます。一九三七年七月、日本と中国は全面戦争に突入しますが、それとともに地域の民衆の生活も全面的に戦争にまきこまれていくことになります。お手もとの史料を御覧いただければと思います。

まず村の戦争の象徴的イメージを一種のスナップ・

ショットとして並べてみます。第一は美談の氾濫ということ。例えば、戦死した小泉村石脇の青年の遺品のなかからでてきた「血染めの日章旗」というイメージです。これは出征の時、ある駅で「エプロン姿のやさしい女性」から送られたもので、この旗を連隊の先頭にかざして奮戦し、壮烈な戦死をとげたものなんですね（『静岡新報』一九三七年十二月九日付）。ここには、当事者にとっての痛切さと新聞の戦争プロパガンダが同居しているわけで、このパターンがこれ以後の戦争報道の定型になっていきます。つまり、一言でいって、この時期の新聞用語は戦意昂揚のためのイメージ言語なので、言葉が現実の実態を超えて、「もうひとつの現実」を作つていきます。第二は、銃後でのけなげな献身というイメージです。女性と子どもの記事です。一九三八年一月三十日、佐野実業の女生徒全員が「体操用のパンツに銃剣をつり各々銃を持って」大演習をやつたという記事です（『静岡新報』一九三八年二月一日付）。「武装も凜々しく岳麓に女軍出動、みぞれ交りの寒風を衝いて、佐野実業女生徒の発火演習」。これが大きな見出しなんですね。「女生徒の実際の戦闘演習は恐らく全国でも初めてであらうが、軍事教練の訓練されんある事は男子中学校生徒に及ぶものがあり、又演習中小隊長分隊長は女生徒でありながら、よく上官の命令に服従する所など非

常時日本の女子として心強く觀せられ參觀者をして驚嘆の声をあげしめた」と結ばれています。「非常時日本の女子」というのが、ここでキーワードなんですね。さらによどもの献身の姿は、例えば、慰問文という形で現れます。駿東郡須山小学校、尋常五年の土屋節子ちゃんの模範的な文章を御覧ください（『静岡新報』一九三九年六月二十四日付）。

「私のお正月（旧暦）も後僅となりました。学校では今週の週訓に克己」といって一、よいお返事でお家の右手伝ひをいたしませう、二、お正月の物をおねだりしないやうにいたしませう、三、毎晩の勉強をしつかりいたしませう、と掲示されてありますので、何時もの様にお正月の話で持ちつ切りのやうな事は少しもありません。夕は父も母も姉兄も兵隊さんの武運長久のお祈りに神社へ出かけました。私は小さい妹と留守番をしてゐましたので書取をしてゐました。其の中に皆んな（一四字不明）の話に『汪兆銘や呉鍼宇は日本のやつてゐる事がわかつたが強情の蔣介石は支那良民の為を思はないで困る』といった、お話を私共にも話して下さいました。聞けば聞くほどにくらい蔣介石ですね、うんとこらして下さい。ではお体を大切にお働き下さい」

次に三つ目は、村葬の風景というイメージです。村葬は

すでに満州事変期からあるわけですが、日中戦争期になると村のなかの大きな行事になつていくんですね。つまり、戦争が激しくなっていくにつれて、たくさんの死者がでる。そのため「其ノ都度葬儀ヲ執行スル事ハ到底不可能ニシテ、（中略）二名以上ノ戦死者ヲ出シタル時ハ当該町村ノ協議ニ依リ合同葬トナシタリ」（「日支事変応召軍人戦死者葬儀規定」一九三七年十一月二十九日、御宿区有文書——以下同じ）と決められています。この「葬儀規定」では、遺骨が裾野駅に到着した時から、誰が出迎え、どのように遺族の家まで運び、どのように葬儀を取り行うか、実に詳細に決められているんですね。

つまり、村の戦争は「輝かしい戦果」と美談の氾濫にイデオロギー的な枠組をつくられ、そのなかで、銃後の文字どおり献身的な国家への忠誠として展開していきます。そして、村の実態は、最も象徴的には、戦死者がふえ、村葬が頻繁に行われていくというイメージなんですね。

それでは、この村の生活の実態とイデオロギーとの両面を、当時の史料でもうすこし具体的に掘下げて考えてみたいと思います。

まず日中戦争の展開とともに、村の生活の実態はどのように変化していくかという問題なのですが、これは第一に労働力不足問題として現れ、第二に物価上昇と物資の不足

として現れてくるわけです。労働力不足問題に関連しては、マル秘史料で「事變ニ伴フ軍需労務動員ニ関スル件」（一九三七年八月三十日）というのがあります。こんなことが書いてあります。「本調査ハ陸海軍部隊又ハ工作廠或ハ民間軍需工場等ノ要員ヲ緊急且的確ニ充足セシムル目的ヲ以テ、予メ之ニ準備スルモノナルニ付、深甚御考慮ノ上可成多数ヲ御回示相成度、少クトモ戸数ノ百分ノ五程度ノ人員ハ御配意相成度」。つまり、戦争の開始とほとんど同時に、国家は軍需労務動員の調査を開始しているんですね。熟練労働者としては、大工、左官、鍛冶職、旋盤工、ミリング工、機械工、電気工、仕上工などがあげられていますし、不熟練労働者としては、「農業者又ハ裁縫等ノ特殊技能者ヲ含ム」と書かれています。根こそぎ動員というわけです。その結果、地域の農村でも出征に加えて、多数の人々が軍需工場に動員され、労働力不足が深刻になつてきます。この現象は、昭和十三年になると、はつきり眼にみえるようになるんですね、全国的には。裾野の場合はいつからなのか、はつきり確定できないのですが、もう少し遅いのかもしれません。

これに対する村の対応としては、「軍事後援会」とか「軍事援助事業」というのが代表的なんですね。これはともに出征した軍人の家の生活や商売を援助するものです。

たとえば、応召した軍人の遺家族を慰問する、また、生活程度に応じて等級をつけて慰問金を交付すること、さらにお医者さんに無料でかかるようとにかく、電灯料金を安く

岡村協力会議次第」一九四一年十月一日と書かれているんですね。つまり、パール・ハーバーの直前には、こういう状況だったわけです。

すること」とか決めているんです（「富岡村軍事後援会規定」全九条、一九三七年十一月）。また、「労力奉仕班」を組織して、遺族の農作業の手伝いをやつたりするんですね、たとえば、佐野実業の生徒も一日三十人ずつ、弁当持参で「労力奉仕」にかりだされていきます（「応召家庭勤労奉仕ニ関スル件」一九三九年五月二十七日）。さらに、「小商工業者並ニ小農小漁業」を営んでる家庭で、出征のため事業や生活の不安にあるものには、「業務維持資金」をだすというようなこともやっているんです。これは、一言でいえば、村の自衛策なんですが、全国的にはいろいろの問題を含んでるんですね。たとえば、割り当ての不公平とか、そこから指導者に怨みをもつとか、奉仕に来てくれる人にどういう食事をだすとか、実態はドロドロした矛盾をひきずつてているわけです。裾野の場合、まだ史料で確認できないのですが、昭和十六年になりますと、行政文書のレベルでも矛盾が表面化していく様子がわかります。この史料には、戦時下の農村の素朴な声が列記されてるのですが、その中に「農村労力ヲ工場ニ送リ出スコト之以上トナラバ、増産ニ支障ヲ來スニツキ當局ノ考慮ヲ願度」（「富

次に物価上昇と物資の不足ですが、戦時統制経済の急速な展開とともに、いわゆる軍需インフレーションが深まっています。物価が上昇していきます。それと同時に、特に昭和十四年前後から物がなくなってくるんですね。戦争に必要な物は、政府が強制的に買上げる、象徴的には、金製品の強制買上げです。まず徹底的な調査を指示します。罰則付きで。「若シ本規則ニ違反シ、金貨幣金塊、又ハ外国金貨ヲ所有シテ、之ヲ所定ノ期日迄ニ報告セザル場合、又ハ虚偽ノ報告ヲナシタル場合、産金法第二十二条ニ依リ、五百円以下ノ罰金ニ処セラルコトアリ」(「金貨幣及金塊保有状況調査ニ関スル件通牒」一九三八年十一月八日)。ここから御承知のように、金製品の全般的な強制買上げに広がっていきます。永井荷風が、口金に金のついたキセルや裏座に金のついた煙草入れを、吾妻橋の上から隅田川に投げこんだのも、この時のことなんですね。「むざむざ役人の手に渡して些少の錢を獲んよりはむしろ捨てるに若かず」(『断腸亭日乗』一九三九年七月一日付)、これが、強制された戦中平等主義に対抗する自由という概念なわけです。自由人を自称する永井荷風の心意気

なわけですよ。

物の不足は、農村ではゴム・綿製品・砂糖あたりから始まって、生活の全領域に広がっていきます。いくつかの史料で見てみます。

まず綿製品の配給です。大人用メリヤス、婦人用縫襟などを組合員に先着順で売るわけです。「此ノ機ヲ失ヘバ純綿ノ配給困難ニ付、全般へ漏レナク徹底スル様」(富岡村信用販売購買利用組合「政府買上綿製品配給依頼之件」一九三八年十二月十九日)と書かれていますし、「一組合ニツキ一枚限り」という欄外の書き込みがあります。ひとつのが組合で四種類、各一枚だけですからね、全く厳しいですね。砂糖もしだいになくなっていたのですが、昭和十五年になると、砂糖は、乳幼児・病人(二斤)と婚礼・葬式用(五斤)だけになっています(「砂糖特別配給ニ関スル件」一九四〇年一月二十六日)。また翌昭和十六年になると、さらに厳しくなって、どうしても必要な作業着の割当など、区でシャツ二枚、ズボン一枚となっていますし(「労働作業衣割当ノ件」一九四一年一月二十二日)、配給も生活領域の全体に拡がっていくわけですね。ここでは配給の通知があった日付とその品物を見てみると、育児用乳製品(四〇・一一・五)、タオル(四一・一・一〇)、マッチ(同・一・一四)、釘・針金(同・四・二六)、不時用酒特

配(同・六・七)、糸(同・六・二五)、食用油(同・七・三一)、鮭鱈(同・九・一六)、お菓子(同・一二・三)、だいたいこんな感じになります。僅かになつた物を使つて、より栄養のある食べ物をつくるため、「栄養知識ノ普及ト郷土的簡易栄養調理法指導」をやる講習会が頻繁に開かれるのもこの時期の特徴です。これがパール・ハーバー直前の庶民の暮らしの実態ということになります。

裾野ではこうした中で、地元の有力者が米の闇取引で沼津署に検挙されるという事件が起こつたりしています。米百俵を公定価格より高く地元の米屋に売つて「暴利」をむさぼったという事件です(『静岡新報』一九三九年十二月二十六日付)。新聞は「時局認識については指導的立場にある者が敢て闇取引を行ふに就いては断乎たる態度を以て処罰する方針をたててゐる」と怒っています。これも前にお話を、「戦中平等主義」の問題なんですね。悪法も法なりという側面もあるのですが、より上位のものを引きずり降して平準化していくこうという力が働いています。大体、無能な政府の決めたいかげんな公定価格を守つて、闇を絶対にやらなければ、生活がきつくなつていくのは当然なわけです。だから、闇は一面で統制経済のなかの自由な「市場経済」なんですね。庶民だってやつてるわけです。しかし、有力者が何らかの形でその地位や財産を利用して

闇をやつて「暴利」をむさぼるというのは、平等主義の均質化の原則に反するんですね。そういう問題なんですね。それがこの時期の生活の実態とイデオロギーとの接点の問題ではないかと思っています。

五

それではこの時期のイデオロギーの特徴に入ります。史料を見ていきますと、非常に重要なのはたぶん〈国民精神総動員〉という言葉なんですね。たとえば、岳南尋常高等小学校で開かれた「支那事変・銃後の長期戦」などの映画会も「国民精神総動員運動ノ実績ヲ尚一層挙グル」(時局二関スル映画会開催ノ件)一九三八年八月九日)ためですし、「百億円貯蓄強調週間」も同じ目的なわけです。一九三七年十月に作られた内閣情報部の啓蒙パンフレットによれば、次のようにあります。

「国民精神総動員とは、大和魂の総動員です。(中略)

我々の日常生活の中で、自分の本務を尽し、自分の能力に応じて、国家のためになることを実行して御奉公しようといふ運動であります」

では何を実行するのか。第一は必勝の信念を養うこと。防空に努め、流言に惑わされず、国家・軍事の機密をまもること。第二は困苦欠乏に堪える心身を鍛錬すること。第一

三は和協奉公の精神をもって行動すること。小さな争いをやめ、国家社会の大きな利益に伴うこと。第四に銃後の後援の強化ということ。慰問、家業の手助けなど。第五に非常時の財政経済政策に対する国民の協力。ここでは、勤労報国、労資協力をすすめ、買占や売り惜しみをしないこと。節約し、「金を使うことは差控へる」こと。そして第六に資源の愛護。「廃物や屑物を大切に保管して利用を図ること」。

庶民の生活のしかた全体にわたっているんですね。そして戦争の進展に対応して、くりかえし何回も生活規範が具体的に説かれます。典型的な史料を一つだけ見てみましょう。

「実行項目。一、力一杯働くキマセウ 二、貯蓄ヲ致シマセウ 三、ナルベク物ヲ買ハナイ様ニ致シマセウ 四、ナルベク乗物ヲヤメテ歩キマセウ 五、紅白粉ヲヤメマセウ 六、禁酒禁煙ヲ致シマセウ 七、戦地ヘ手紙ヲ出シマセウ」(支那事変勃発一周年記念実施二関スル件)一九三九年七月五日)

絵に書いたような立派な生活なんですね。これが戦中期日本の生活の概念なんですね。今の「経済大国」の日本ならば、電化製品にかこまれ、車をもって、年に一度は海外旅行へ行くということになるのかも知れません。とにかく

これが同時代の国家によつて作られた生活の概念なわけですか。当時の史料はこれを「戦時生活様式」（「百億円貯蓄強調週間実施ニ関スル件通知」一九三九年六月五日）と表現するんですね。これがキーワードになります。

それではすでに見たような、経済生活がしだいに窮屈していくとこの「戦時生活様式」はどのように変わっていくのかという問題があります。一言でいうと、民衆の日常生活の収縮という現象が深まっていくわけです。そして、より緊迫の度合いが増していきます。この象徴的な一つの事例は、たぶん応召風景の変質ではないかと思うんですね。

皆さんもよく御承知のように、日中戦争の初期は大きな轍をたて、「勝つてくるぞと勇ましく、勇んで国を出たからは」とか歌いながら、華々しく出征したんですよね。ところが昭和十五年から十六年あたりになると、あまり目立たないようひつそりと出征していく風景になつていくわけです。もうこの頃になると、町の広告燈や看板の明かりなどは防空上の理由で、消されているんですね（「灯火管制適用ニ関スル件」一九三八年八月三日）。暗い町になつているんです。さらに正月にも門松や締め飾りは節約のため禁止になつていて（「門松締飾及虚礼的贈答等廃止ノ件」一九三九年十一月十四日）。さらに、昭和十五年には、物資節約のため、応召のときも酒や砂糖の配給はなく

なり、宴会も禁止されます（「入営兵送別饗應廃止方ノ件」一九四〇年十二月二十五日）。そして、翌年になるべく、応召のときの轍、挨拶状、たすき、送別会、千人針、二際シ送迎ニ関スル件通牒」一九四一年七月十六日）。みんな禁止されていきます（「応召入隊並ニ部隊ノ派帰等パール・ハーバーはもうすぐ、という時ですね。この通牒は、真珠湾攻撃の直後、より具体的な規定として定式化されています。

「一、旗、提灯、轍、檻、腕章ノ類ハ現役応召兵共全廃スルコト、（中略）歓送者ハ駅ホームニハ入場セシメザルヲ本則トスルコト、万歳軍歌等ヲ以テ、精神的ニ歓送シ志氣ヲ鼓舞スルコトニ努ムルモ軍事ノ秘密ヲ暴露シ、勤務作業等ヲ体シ生産ヲ低下スルガ如キコトヲ避ケルコト」（現役兵ノ入営又ハ在郷軍人応召ノ場合ニ於ケル取扱ニ関スル件」一九四一年十二月二十八日）

注意していただきたいのは、「軍事の秘密」という言葉ですね。七月十六日の史料では、「防諜上考慮ヲ要スル点少ナカラザルヲ以テ」と書かれているんです。いわゆる情報戦が緊迫してきたわけです。すでに静岡市などでは、一九三九年から「スパイ防止展」を開いて、井戸端会議にも気をつけましょうなどとキャンペーンをくりひろげていた（『静岡新報』一九三九年二月四日付）わけですが、よ

り差し迫った状況になってきたわけです。その意味で、出征もスペイにさとられないよう、ひつそりとでていくという風になつていくんですね。これはいうまでもなく人々の間に、疑心暗鬼の作用を強め、相互に監視し密告しあう基盤を作つていきます。この時、すでに使われていた「非国民」という言葉は、「戦時生活様式」との関連で新しい意味をもつんですね。

ここで少しまとめ風にお話してみますと、庶民の生活における基本的な対立は、「戦時生活様式」と「非国民」という形になる。ここで「非国民」の定義は、あいまいで時代によって動くことに特徴があるんですね。一言でいえば、「非国民」というのは「戦時生活様式」からはみだした部分で、これに「非国民」という名前をつけたといつてもいいと思います。この時期の「非国民」についての典型的な史料をみてみましょう。

〔拝啓 秋色酣ノ候、貴職益々御清栄ノ段奉賀候、聖戦□二四年外患交々至り、帝国ノ前途亦多事多難ヲ予想セラレ、我等同胞益々一致團結シ、滅私奉公ヲナス可キ秋季当リ、本村村民中ニ長ノ命ニ服従セズ、或ハ出征家族ノ労力奉仕ヲ拒ミ、或ハ干草其ノ他ノ供出ヲ拒ムモノアルヤニ聞キ及ビ候、真ニ非国民ト称ス可ク、遺憾ノ極ミニ候、万一斯ル徒輩ノ行為ヲ□□默認センカ、本村ハ

勿論國家ノタメ由々シキ一大事ニツキ、今後ハ制裁ノ一手段トシテ、村當局トシテハ一切ノ配給品ヲ停止仕ル可ク候間、貴区管内ニ斯ル者有之候ハバ即刻氏名履届ケ下サレ度及通知候也」(「題名なし・区長あて文書」一九四〇年十一月四日)

つまり、ここでは区長の命令に従わないもの、あるいは「非国民」という概念の内容になつていくんですね。そして、その罰として一切の配給が完全に停止されいく、そういう状況になつてきます。

ちよつと思い出していただきたいのですが、昭和の初年には、「非国民」というのは、徵兵忌避とかだつたわけですね。もちろん、国体の変革や資本主義の転覆をくわだてる社会主義者は「非国民」だったですね。つまり、漠然と治安維持法の外側にあるものというイメージがあつたと思います。ところが、日中戦争四年目のこの時期になりますと、「戦時生活様式」総体から逸脱したものとして、「非国民」という異端の扱いをうけるようになつてているわけです。異端の人間をさがして罰を与え排除して、「国民」としての同質性をつくろうとする。つまり、戦中平等主義の徹底をはかるということになるんですね。いいかえれば、「戦時生活様式」によって抑圧されているのは、個人の私

的な生活の概念、つまり「戦時生活様式」とは別の、もうひとつ自分の自分らしい暮らしかただと思われます。これは暮らしの民主主義といつても、ある意味ではいいのですが、正確には、自由であること、リベラルであることなんですね。自由のない民主主義は、戦中平等主義とほとんど同じですからね。これは戦争中の日本の話ですが、同時にスター・リン時代のソ連の問題もあるし、実は「経済大国」になった今の日本の問題だと思っているわけです。

これが、パール・ハーバーを奇襲攻撃した日本の、地域の戦争の状況なんですね。奇襲攻撃の成功の直後、一九四二年の正月は、地域では戦争気分がもりあがっていて、「さあ、次はシンガポールだ」という感じになっているわけです。最後にこの正月にだされた「決戦生活訓」という史料をごらんください。

「一、強くあれ、必勝の信念をもって職域を守れ
一、家庭も戦陣、生活を挙げて御奉公の誠をつくせ
一、国土防衛は一致協力、隣組の力で持場を固めよ
一、流言に惑ふな、当局の指示を信頼して行動せよ
一、国運を賭しての戦だ、沈着平静、最後まで頑張れ」

こうして日本は約四年にわたる太平洋戦争にはいっています。この戦争はいうまでもなく、太平洋地域だけでなく、ほとんどアジアの全域が戦場になるわけで、アジアの

人々にとつては悲惨な歴史の幕開けになるんですね。歴史の中では「アジア・太平洋戦争」というように呼ぶ人がふえているんですが、その意味でパール・ハーバー五十年は、日米関係の問題であるばかりでなく、実はより深刻に日本とアジアの関係の問題です。太平洋戦域では、二つの帝国主義国の戦争だったわけですが、アジア戦域ではまぎれもなく日本の侵略戦争だったわけですからね。おそらく来年は、ここ数年の運動の延長に、強制連行や従軍慰安婦など、日本のアジアの人々に対する虐待行為の戦後補償問題がでそろっていくと思います。これが現在の、もうひとつ私の問題だと思います。

六

それでは地域のなかで暮らしながら、地域の戦争というものを考えるとはどういうことなのか。あるいはその方法とは何か、そういうお話を簡単にして、しめくくりにしたいと思います。

裾野の人ではないのですが、裾野からそれほど遠くない富士郡上野村というところ、その出身で、渡辺清さんという人がいるんですね。渡辺さんは一九八一年、五十六歳でなくなたのですが、渡辺さんの戦後史は文字どおり、ひとりの庶民として、あの戦争にこだわりつづけてきた歴

史でして、そこには体験を柱にして、自分のなかの戦争を深く考えぬく方法があると思うんです。

渡辺さんはほとんど絵にかいたような「軍国少年」で、真珠湾攻撃の年、志願して海軍少年志願兵になります。彼は、上野村の農家の次男坊で、お母さんが一生懸命反対するんですけど、彼は決然として志願していきます。合格の日には、もう嬉しくて、夕焼けの富士山にむかって三回、逆立ちをしたと回想しているんですね。「あこがれの海軍」だったわけですよね。そうして、軍隊生活が始まるのですが、上官の暴力とリンチに出会い、自分の理想として描いてきた帝国海軍と現実の軍隊との間にある非常に大きな落差を体験するわけです。その後、渡辺さんは、「一九四四年、戦艦『武藏』」にのって、フィリピン沖、つまりレイテ沖海戦に参加します。ご承知のように、「武藏」はあそこで撃沈されますが、渡辺さんはかろうじて一命をとりとめて、日本に帰って来るんですね。海に投げ出され、漂流していたとき、ちょうど仕官用の椅子が流れてきまして、それにつかまって氣を失ったまま救出されたと書いてあります。

敗戦直後の村から、戦後ずっと渡辺さんが考えたのは、なぜ自分は志願したのか、ということなんですね。ひとつは何といっても、天皇のため、もうひとつは愚直としか形容しようのない一種の誠実主義だといっています。そういうものが自分を戦争にかりたてていったと言うんです。だとすれば、自分にとって天皇とは一体何だったのか、それから、天皇というものを一生懸命信じた自分は何だったんだろうか、そういう二重の問い合わせになるんですね。ここが、渡辺さんの大切な方法だろうと思うんです。天皇（制）批判と自己批判とがくつついている、二重になつて

いるんですね。だから、ただ単に理論として天皇制がどうとか、政策としてどうだとかいうのではなく、自分の戦争というものを克明に点検し、批判していくことを通して、天皇（制）を、あるいはいまでも象徴という名前で天皇を必要とする日本社会そのものを深く批判していくわけです。その回路を通ってはじめて、天皇（制）批判はひとつ思想になるんですね。別いいかたをすれば、自分のなつかの生活者と表現者が相互に批判しあうこと、と言い換えてもいいと思うんです。戦争中の渡辺さんは、農民兵士のひとりとして生活者ですよね、戦後、その体験を記録していくとき、渡辺さんは表現者となる。つまり、戦後の表現者である自分が、戦争中、生活者であったもうひとりの自分を、戦後三十数年、考えつづけたということなんですね。これはおそらく、庶民といわれる人がほとんど独力で、より広い場所にでるための重要な方法ということができると思います。

『碎かれた神』の最後のところで、渡辺さんは天皇に手紙を書きます。天皇とマッカーサーとの会見や天皇の人間宣言など、この一年で渡辺さんは天皇幻想からしだいに回復していくんです。手紙は、昭和二十一年四月です。「自分は昭和十六年五月一日に志願して水兵としてアナタの海軍に入りました」というところから始まります。そして天

皇からもらったものをずっと書いていくんですね。俸給は、たとえば四等水兵のときは六円二十銭とか、食費は一日三食、九十銭として、復員の当日まで、休暇を差し引いて、のべ千百十円三十銭とか、被服は軍帽が二つ、カツバ三つとか、とにかく厳密なんですね。そしてそれを天皇に返すんです。最後のところにこう書いてあります。「以上は私がアナタの海軍に服役中、アナタから受けた金品のすべてです。総額四二八一円〇五銭になりますので、端数を切りあげて、四二八二円をここにお返しいたします。お受け取ください」。そして最後に「私は、これでアナタにはもうなんの借りもありません」と書かれています。

最初の話にもどせば、「真珠湾五十年」というのは、たぶん第一歩なんですね。これから四年後、一九九五年には「日本の敗戦五〇年」がやってまいります。パール・ハーバーから敗戦まで、四年あるわけです。渡辺さんの方法によれば、自分の体験を深く見つめながら、ゆっくりと四年間かけて、自分のなかにある戦争をたどってみる。戦後生まれで、直接の体験のない方は、今のが「経済大国」のなかで暮らす自分への疑いの視点をもちろんがら、やっぱりゆっくりと、真珠湾以後のアジア・太平洋地域の戦争というものをたどりなおしてみる、そういうことが必要ではないかと思うんです。そういう長い射程で、自分と歴史を重ね合

わせながら、戦争をとらえ直す、しかも地域の実態に即して、ということが、今日のお話の結論ということになります。どうもありがとうございました。

(付記) この記録では、当日配付した史料から重要な部分をできるだけ生かすように構成し直しました。また、時間の関係で説明を簡略化した部分については、いくらか補足をしました。

(やすだ つねお・専門委員・電気通信大学教授)

スルガ国造とスルガ国

仁 藤 敦 史

はじめに

はじめに

- 一 国造制の成立
- 二 領域と職掌
- 三 古墳群との関係
- 四 伊豆国の成立
- 五 氏族分布からみた地域的特質
 - (一) 和邇部臣
 - (二) 金刺舍人
 - (三) 壬生直
 - (四) 伊豆国との比較
 - (五) 若舎人部

前近代において、現在の裾野市域は未だ行政区画として存在しておらず、当地域は駿河国駿東郡あるいは駿河郡として一つの歴史的世界を形成していた。裾野の歴史を扱う場合、現在の市域に限って考察を加えるのみでは、地域的特質は明らかにはなりにくい。とりわけ古代史は、関係史料が他の時代と比較して決定的に少なく、中央側の史料のみで、考古学的遺物を除けば在地に残された史料がほとんど皆無であるので、よりいっそう視野を広げた考察が必要となる。

本稿では、裾野市史編纂の準備作業として、古墳時代から奈良時代にかけて駿河郡内に居住した古代氏族を集成し、その地域的特質を考察すること目的とした。いさか迂遠のようではあるが、そうした手順を踏むことで、はじめて裾野地域の歴史も正しく位置づけることが可能とおわりに

なると思われる。

一 国造制の成立

古墳時代における当該地域の様子を示すほとんど唯一の史料としては『先代旧事本紀』に収められた「国造本紀」があげられる。そこには次のように見える。

珠流河国造

志賀高穴穂朝世、以ニ物部連祖大新川命兒片堅石
命一定ニ賜國造、

この記述に従えば、スルガ（珠流河）国造は「志賀高穴穂朝世」すなわち成務天皇の時代に物部氏の一族が任命されたことになる。こうした記載はどの程度信用できるのか最初に検討してみたい。

まず、『先代旧事本紀』は、神代から推古朝までの歴史をおおむね編年体で記した書物で、卷一神代本紀・陰陽本紀、卷二神祇本紀、卷三天神本紀、卷四地祇本紀、卷五天孫本紀、卷六皇孫本紀、卷七天皇本紀、卷八神皇本紀、卷九帝皇本紀、卷十国造本紀の十巻から構成される。序文には聖德太子と蘇我馬子が編集したことを記すが、奈良時代に選定された天皇諱号が使用されていること、『日本書紀』からの引用が見られること、などから近世以来、偽作

とされ、その史料的価値については、一般には低いとされている。けれども、その成立時期は、『古語拾遺』が引用されていることから、大同二年以降と考えられ、さらに矢田部公望撰の承平六年『日本書紀私記』が「先師説」として本書を記していることから、これ以前の成立と考えられている。従って、九世紀中ごろに本書は成立していたことが推定される。そして、その内容は平安期に新たに創られた伝承ではなく、物部氏に伝えられた古来の伝承を基礎としていることが指摘されている(1)。

とりわけ「国造本紀」については、『古事記』『日本書紀』とは異なる伝承を載せ、山城国を第一とする承和三年の畿内国次の変更(2)以前の記載順を採用しており、平安遷都以前の国次を基本としていること(3)、国造名は『和名抄』に見える郡郷名より古いもので、六世紀中葉から七世紀後半に実在した国造を原則的に記録しており、大宝二年の「国造記」との関係が推定されること、などから史料として利用することが可能とされている(4)。ただし、国造数の数え方は研究者ごとに大きな異動があり、定説化していないことからもわかるように、「国造本紀」自体に重複や矛盾が存在することに注意しなければならない(5)。

こうした通説に従うならば、スルガ（珠流河）国造も六世紀中葉から七世紀後半にかけて実在した物部連系の国造の

一つと考えられる。なお、「先代旧事本紀」卷五天孫本紀八世孫物部武諸隅連公条にも「珠流河国造」が物部連系で、「矢集連」と同族関係にあることが記載されており、「和名抄」に見える駿河郡「矢集郷」との関連が注目される。

なお、成務朝に任命したとする点は『古事記』成務段に定「賜大国小国之国造」亦定「賜国國之堺、及大県小

県之県主」也、

とある伝承を基にしたと考えられる。

「国造本紀」には最多の六十三国造が成務朝に任命されおり、かつては、国造制の成立時期を成務朝に求める見解が有力であった。しかし、最近の研究によれば、その成立時期をこれより遅らせて考えることが一般的で、繼体朝以前における『古事記』『日本書紀』の国造記事はいずれも編者の創作ないし潤色とし、国造制の実施はクニの範囲の画定によりはじめて可能であることから、磐井の乱後の六世紀中葉に朝鮮半島派遣軍の確保を目的にまず西日本に施行され、さらに六世紀末に東日本にも拡大され、同時に西日本の国造制の再編（凡直国造制）が行われたという説もある⁽⁶⁾。これ以前にも大和政権と在地豪族との関係は存在したが、繼体朝以後とは段階を異にしていたと考えられる。繼体朝の磐井の乱以後、朝鮮半島への派兵と関連し、屯倉や部民の管理など在地豪族に対する統制が格段に

強化されたことが想定され、これ以後に国造制の実質が形成されたと考えておきたい。『古事記』『日本書紀』や「国造本紀」の史料批判の度合いにより国造制の成立時期については諸説があるが、少なくとも「造」の用字から伴造制の成立時期に近く、クニより狭い領域を支配し、供御料を出す祭祀的・内廷的性格の強い県（アガタ）よりも時期的に遅れることは確実である。

ちなみに、静岡県内を支配領域とした国造の任命時期や血縁記載をまとめると次のようになる。

珠流河国造 成務朝 物部連系

伊豆国造 神功朝 物部連系

盧原国造 成務朝 吉備武彦命系⁽⁷⁾

遠淡海国造 成務朝 物部連系⁽⁸⁾

（志紀県主・久努直・佐夜直と同族）⁽⁹⁾

久努国造 仲哀朝 物部連系

素賀国造 神武朝 美都印命系

任命順でいけば、素賀（神武朝）、遠淡海・盧原・珠流河（成務朝）、久努（仲哀）、伊豆（神功）という順になり、物部連系の国造が多い。その成立年代がそのまま信用できないことは先述したが、特に珠流河国造が伊豆国造と同じ系統であることは伊豆国が駿河国から分置されたことに関連して注目しておきたい。

二 領域と職掌

f 軍役負担

などがあげられる⁽¹¹⁾。

スルガ国造の領域は、「国造本紀」にみえる廬原国造・珠流河国造・伊豆国造の記載順と『延喜式』民部省の国郡表にみえる駿河国の廬原・富士・駿河郡、伊豆国の田方・那賀・賀茂郡という記載順とを比較するならばほぼ明らかとなる。すなわち、東は富士川を堺として廬原国造の領域

と接し、律令制下の富士・駿河郡を中心とする地域で、西については後述するように後の伊豆国もその影響下におさめていたと推定される。ただし、国造の支配は共同体首長としての人格的な隸属関係に基づくもので、当初は明確な領域区分は存在しなかったであろう。

大化改新時における東国国司詔や『隋書』倭国伝などによれば、七世紀の前半には国造が地方行政の中心的存在であり、伴造や県コホリ稻置などより上位の地方官であった⁽¹²⁾。国造領域内には、部民や県・屯倉などが設定され、伴造をして支配が行われた。その職掌は、一般に

a 舎人・韁負・采女としての一族の奉仕

b 馬・兵器の供出

c 特産物の貢納

d 部民や屯倉の管理

e 行幸時の供給

こうした一般的な国造の職掌をスルガ国造にも適用し、僅かな史料から推測するならば、まずaの「舎人・韁負・采女としての一族の奉仕」については、

金刺舎人 - 金刺舎人部

の体制による中央の宮への舎人の奉仕が想定される⁽¹³⁾。国造制を前提に、主として東国の国造の子弟を貢上させ、大王の王宮に奉仕させるものである。つまり、国造の子弟を舎人とし（某舎人）、舎人を出した国造配下の人民からその生活の資を国造を介して提供させる（某舎人部）といふ奉仕 - 貢納の体制である⁽¹⁴⁾。こうした「宮号舎人」について詳しくは後述するが、『続日本紀』延暦十年四月戊申条には駿河郡大領金刺舎人広名を駿河国造に任命したとあり、金刺宮を居宮とする欽明天皇に奉仕していたことが推定される。なお、七世紀になると特定の王宮名を付さない若舎人 - 若舎人部の体制も併設されたと考えられる。

また、『万葉集』卷四相聞歌に「駿河采女の歌一首」（五〇七番歌題詞）、卷八春雜歌にも「駿河采女の歌一首」（一四二〇番歌題詞）とある。この「駿河采女」については一般に駿河国出身の采女であるとされるが、磯貝正義氏の研究によれば、采女が国名で呼ばれるのは、律令制成立以前

か、降って律令制解体期かそのいすれかであって、律令制盛期においては、国郡名か或いは国名を省略して郡名をもつて称するという基本原則が存在し、「駿河采女」も駿河国駿河郡出身の采女と解するのが正しいとされる⁽¹⁴⁾。

磯貝氏の見解に従うならば、当郡からの采女貢進が大化前代から恒常的に行われていた可能性が指摘できる。

bの「馬・兵器の供出」については、領域内に牧が存在した可能性がある。『類聚国史』卷百五十九、田地部上、牧田の天長八年九月丙午条に

駿河国荒廢田冊町令 墾開、為 大野牧田

と見え、『延喜式』兵部省には諸国馬牛牧の中に駿河国所属の牧として「岡野馬牧」がある。「大野牧」や「岡野馬牧」は、以後弘安十一年の奥書がある「山王靈験繪卷」などに「大岡牧」（現沼津市大岡付近）として見えるものと同一とされる⁽¹⁵⁾。また、当地には六世紀中ごろ以後、群集墳が多く築造されるが、馬具を副葬するものがみられ、が想定される。

最後に、cの「特産物の貢納」について、長屋王家木簡などからうかがわれる貢進物付札の例からは駿河・伊豆国の特産物である鰹の貢進が想定される。また、富士郡内の式内社に

「倭文神社」があり、『延喜式』主計に駿河国の調品目として倭文三十一端と見えることから、倭文部による倭文の貢納もおこなわれていたらしい。

dの「部民や屯倉の管理」について、表2・3に見える

富士郡や駿河郡における氏族分布からは、スルガ国造による部民支配が復原できる。また、『日本書紀』安閑二年五月甲寅条には駿河国に「稚賛屯倉」を置いたことが見える。『地名辞書』は、富士市赤淵川を古くは生贊（イケニエ）川と称し、富士市大字鈴川付近を牲（イケニエ）淵と

称したことから、この付近に比定する。スルガ国造の領域内に稚賛屯倉が存在し、国造が屯倉を管理していたことが想定される。

eの「行幸時の供給」を示す明らかな史料はないが、『古事記』景行段にみえる倭建命の東征伝承に相武国（駿河国の誤りか）の国造が、偽りの道案内をしたと伝えられるることは参考となる。

最後に、fの「軍役負担」については、『万葉集』にみえる防人の歌の構成が参考となる。岸俊男氏によれば、各國の防人集団には国造丁（国造）—助丁—主帳丁（帳丁・主帳）—（火帳）—上丁（防人）なる関係が成立してお

制として存在していたことの反映であるという(16)。駿河国でも所屬郡は明らかではないが、助丁生部道麿以下の編成が知られる(17)。駿河郡では壬生直氏が天平期に郡領氏族であったことからすれば、当郡を中心とした軍事編成であつた可能性が高い。少なくとも、大化前代においてスルガ国造が国造軍を編成・掌握していたという想定は可能であろう。

一方、律令制下の国造は、出雲・紀伊などの神郡に關係した国造を例外とすれば、他の国造は、天平の末ごろから現れる実質のない名誉職であり、特異な論功行賞として任命が行われたところの一代限りの存在であった(18)。

スルガ国造も例外ではなく、先述したように『続日本紀』延暦十年四月戊申条には駿河郡大領金刺舍人広名を任命したとあるのみで、前後に同族の任命記事は見られない。おそらく、一代限りの一時的な任命であったと推定される(19)。さらに、『別聚符宣抄』や『政事要略』に見える延喜十四年八月八日太政官符には、四十三ヶ国にわたる国造田四百十一町五段の内訳に「駿河国六町」とある。国造田は、遅くとも天平期には存在し(20)、現任国造田と闕国造田のふたつがあり、それぞれ輸租田、輸地子田とされている(21)。「駿河国六町」の国造田は、官符の事書に「応返進諸国雜田二千三百六十六町九段五十二步其地子稻混合正

税事」とあることからわかるように、輸地子田となつており、闕国造田であった。延喜十四年当時、駿河国に国造は任命されていなかつたことになる。一国内における国造田の数と「国造本紀」にみえる国造数とはほぼ比例関係にあり、一国造あたり六町を基本としていた。ちなみに、駿河国周辺の国造名と国造田を示すならば、次のようになる。

遠江 十三町 遠淡海・久努・素賀

駿河 六町 珠流河・蘆原

伊豆 六町 伊豆

相模 十二町 相武・師長

駿河国は、「国造本紀」によると珠流河・蘆原の二国造が知られるが、国造田は一国造分しか維持されていない。ところが、史料的にやや問題はあるものの「菴原公系図」には、菴原郡大領蘆原公首麻呂が神護景雲三年三月に国造に任命されたとあり、駿河国の律令国造には珠流河・蘆原の両国造の系譜を引く人物のいずれか一方が任命され、国造田を与えたと推定される。

三 古墳群との関係

次に、スルガ国造領域内における有力首長墓の変遷を整理し、国造と古墳との関係を考察したい(22)。静岡県東部

地域の古墳は富士川の東岸から箱根山麓にかけて分布するが、その中心は愛鷹山南麓で、大きくは富士地区と沼津地区の二つに分れる。

まず最初に大型古墳が出現するのは、富士地区である。

全長六十mの前方後円墳、東坂古墳（富士市比奈）と全長百三mの前方後方墳、浅間古墳（富士市須津増川、国史跡）がある。前者は粘土床から出土した内行花文鏡・四獸鏡の編年により四世紀末から五世紀初めに築造されたと推定される。後者は、従来前方後円墳とされていたが、一九五七年における静岡大学の測量で前方後方墳と確認された。全国的には前方後方墳が前方後円墳に先行する傾向があり、東坂古墳より先行する可能性も指摘されている。しかし、未調査で、年代決定は墳形以外に決め手がないので、その前後関係は決定できていない。

また、東坂古墳と年代的に近い古墳としては直径二十四mの円墳、薬師塚古墳（富士市船津・境）がある。木棺粘土床や玉類の副葬品から五世紀前半の築造とされている。以後富士地区にはしばらくこれらに続く前方後円墳はなく、五世紀中ごろ以降は、沼津地区に大型古墳が出現する。田子ノ浦砂丘上にまず神明塚古墳が、続いて愛鷹山南麓に長塚古墳・子ノ神古墳が出現する。

神明塚古墳（沼津市松長）は、全長五十四mの前方後

円墳で、古墳の中央部で確認された粘土帯を粘土櫛とし、箱形木棺が利用されたと考えられ、五世紀後半に位置づけられている。次の長塚古墳（沼津市東沢田）は、全長五十五mの前方後円墳で、出土した須恵器の編年から六世紀の初めの築造と考えられている。なお、出土した十数個の板状安山岩の破片から、組合せ箱形石棺であった可能性が指摘されている。木棺から石棺への変化が神明塚古墳から長塚古墳の間で起こっており、この点からも築造の順番が推定できる。子ノ神古墳（沼津市西沢田）は、全長四十八mの前方後円墳で、未発掘ではあるが長塚に次ぐものとして築造年代は六世紀中ごろとされている。

以後沼津地区には大型古墳は築造されず、再びその中心は富士地区に移動し、伊勢塚・琴平・庚申塚・山ノ神などとの古墳が築造される。

築造年代がほぼ推定できるのは前方後円墳、山ノ神古墳（富士市東柏原新田、全長四十二m）で、人物埴輪や円筒埴輪、須恵器などが出土することから七世紀前半と推定されている。この山ノ神古墳の西方百五十mの位置には双方中方墳という特異な墳形を持つ庚申塚古墳（富士市東柏原新田、全長四十m）がある。同一古墳群として連続して築造されたとすれば、山ノ神古墳築造の前後に位置づけられ、「稚贊屯倉」との関連を想定し、六世紀後半とする考

表1 静岡県東部の大型古墳

駿河地域

古墳名	現在地	墳形	全長	築造時期
東坂 浅間 薬師塚	富士市比奈	前方後円墳	60m	4世紀末～5世紀前
	富士市増川	前方後方墳	103m	5世紀前～中
	富士市船津	円墳	24m	5世紀中
神明塚 長子ノ神	沼津市松長	前方後円墳	54m	5世紀後～6世紀前
	沼津市東沢田	前方後円墳	55m	6世紀
	沼津市西沢田	前方後円墳	48m	6世紀中
伊勢 琴平 庚申 山ノ神	富士市伝法	円墳	50m	6世紀中～後
	富士市中里大塚	円墳	31m	6世紀後
	富士市東柏原新田	双方中方墳	40m	6世紀後
	富士市東柏原新田	前方後円墳	42m	7世紀前

伊豆地域

向山	三島市北沢	円墳	22m	5世紀
多田大塚4	韋山町多田	円墳	22m	5世紀後半
駒形1	伊豆長岡町小坂	円墳	27m	6世紀
塚畑	伊東市新井	円墳	18m	7世紀前

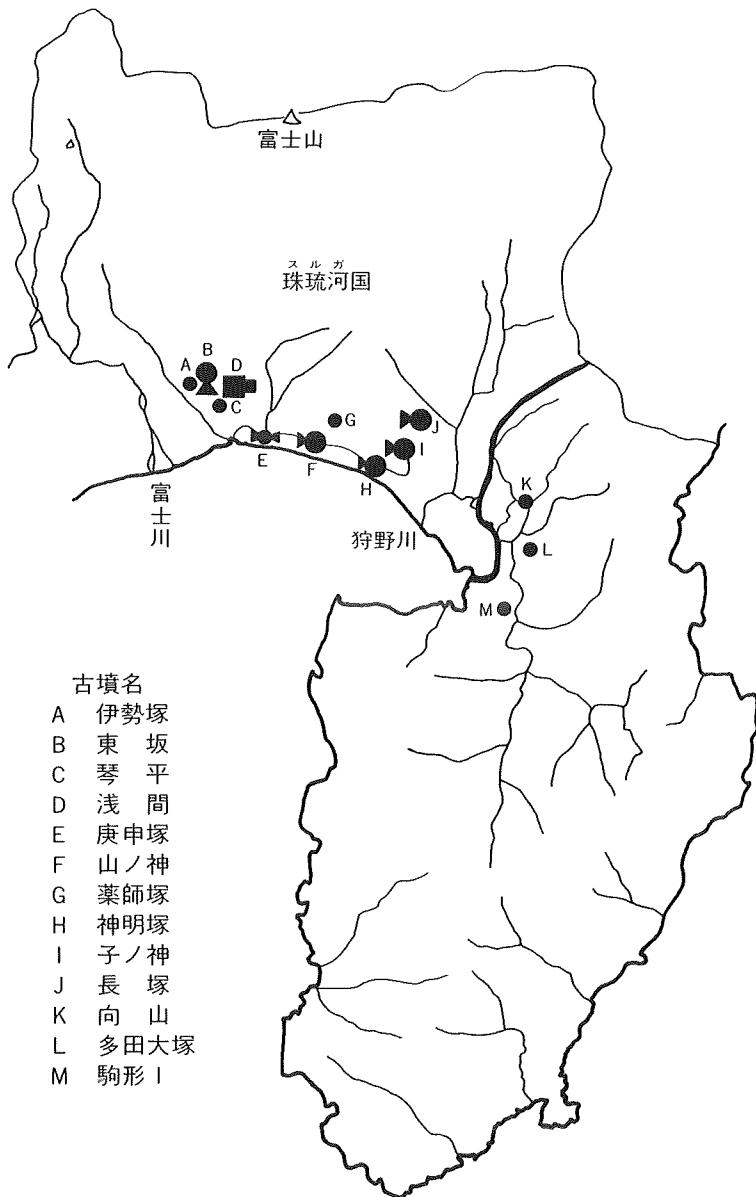
(『静岡県史』資料編2 考古二 90'より)

えがある。

その他の有力古墳としては、円墳の伊勢塚古墳（富士市伝法、全長五十四m）・琴平古墳（富士市中里、全長三十m）があるが、いずれも未発掘で築造年代は確定していない。ここでは、六世紀の中葉から後半ごろの古墳とする説に従っておきたい。

以上述べてきた各古墳の編年をまとめるならば次のようになる（表1 静岡県東部の大型古墳）および付図（スルガ国の大古墳分布図）参照）。有力首長墓の変遷は、富士地区が四世紀末から五世紀中ごろ、六世紀中葉から七世紀前半という二つ時期に分割され、その間に沼津地区が優勢な五世紀末から六世紀中葉の時期が存在する。こうした変化は文献の記述とどのように対応するのであろうか。

まず、富士地区において四世紀末から五世紀中ごろに有力古墳が出現することについては、後に富士郡の郡司職を世襲する和邇部臣氏の存在が注目される。中央のワニ氏について、岸俊男氏の研究によれば、奈良盆地の東北部を本拠とする豪族で、初期大和政権の国土統一過程で大きな役割を果たし、その功績により応神朝以降七人の大王に九人の妃を出したとされる²³⁾。ワニ部の分布は、畿内近国を中心とし、東海道はほぼ甲斐・伊豆まで、関東地域に及んでいないことが注目され、初期の国土統一との関係が



スルガ国の大型古墳分布図

沼津市歴史民俗資料館編
『古墳で探る地域の歴史』
図12をもとに加筆修正

推定される。すなわち、駿河国のワニ部はほぼ東限に位置していたことになる。また、ワニ氏から春日氏への改姓が欽明朝ごろであることは、中央のワニ氏と富士地区における和邇部臣との関係がこれより以前に形成された可能性を示している。

次に、沼津地区において五世紀末から六世紀中葉の時期に古墳が優越することは、駿河郡の郡領氏族である金刺舎人との関係が考えられる。すなわち、中央ではワニ氏にかわって蘇我氏の勢力が決定的となり、富士地区の和邇部臣氏に代わって有力化した沼津地区の豪族が、欽明（在位五三一～五七〇）の宮である金刺宮に仕える舎人として奉仕を開始した時期に重ねて考えることができる。

そして、その後再び六世紀中葉から七世紀前半にかけて富士地区に有力古墳が築造されるのであるが、これは推古朝（在位五九二～六二八）ごろに設定された稚賛屯倉（富士川の下流域東岸に比定）や壬生部の管理者として台頭した壬生直氏の存在が対応する。また、六世紀の中ごろ以後、狩野川流域・黄瀬川流域の平地部や、愛鷹山南麓には多数の横穴式石室を持つ群集墳がつくられる⁽²⁴⁾。六世紀後半から七世紀の初めがその最盛期であるが、壬生部を中心とする部民設定と対応するものであろう。

さらに、これら古墳から銅鏡が八点出土しているのは注

目される。長泉町の御藏上古墳・沼津市の中石田古墳・富士市の道東古墳などである。特に上石田古墳からは四点の無台鏡と一点の高台付鏡が出土している。六世紀以降の古墳出土銅鏡は、形態が法隆寺献納宝物など、畿内寺院の銅鏡と類似することから、本来仏器として舶載もしくは畿内で生産されたものが古墳に副葬され、畿内勢力による在地豪族掌握の手段として利用されたと考えられている⁽²⁵⁾。特に多数の沈線をめぐらす無台鏡は、群馬の觀音塚、埼玉の将軍山古墳、千葉の金鈴塚古墳など関東の古墳から出土し、伴出した須恵器の編年から六世紀末から七世紀前半に中心を置き、壬生部と関連が深い上宮王家が建立した法隆寺所蔵の銅鏡も同様な形態をもち、同時期に比定されている。

以上によれば、有力古墳群の変遷は、後に富士郡・駿河郡の有力氏族となる和邇部臣・金刺舎人・壬生直氏らの台頭時期と密接な関係を有することが確認される。

スルガ国造の領域と古墳群との関係を考える場合、無視できないのは伊豆国における古墳分布の状況である。

四 伊豆国 の 成 立

模な円墳しか築造されず、有力な首長墓とされる前方後円墳や前方後方墳は確認されていない(26)。さらに、伊豆国と駿河国の国境にあたる狩野川流域（後の田方郡域）には横穴式石室をもつ古墳と横穴墓群が相關関係をもちながら多く分布する。また、伊豆の中部・南部地域には古墳がほとんど分布せず、海岸に祭祀遺跡が多いことなどが特色となっている(27)。伊豆国が北部の田方郡域とその他の地域に大きく一分され⁽²⁸⁾、後の田方郡域はスルガ国との共通性を持ち、独立した強い勢力を有してはいなかつたことが指摘できる。

一方、伊豆国^の成立過程について文献では、まず「国造本紀」に

伊豆国造

神功皇后御代、物部連祖天麿梓命八世孫若建命、定^一賜國造、難波朝御世、隸^二駿河国、飛鳥朝御世、分置如^レ故、

とあり、神功（仲哀）朝に伊豆国造が設置され、孝徳朝に駿河国と併合されたが、再び天武朝に分置された経過が述べられている。天武朝の分置については、『扶桑略記』天武九年七月条に「別^ニ駿河二郡、為^ニ伊豆国」とあり、『帝王編年記』同月条にも「割^ニ駿河国、建^ニ伊豆国」とみえる。駿河国^の二郡とは具体的には田方・賀茂の二評

を示すと推定され、天武九年段階での国^の分置は確実であるが、神功（仲哀）朝に伊豆国造が設置され、孝徳朝に駿河国と併合されたことは、確実ではない(29)。行政区画としての伊豆国^の成立は天武朝と考えられ、設置の経緯や、古墳・氏族の分布などから判断すれば、スルガ国に従属した存在であつたと推定される(30)。

伊豆国造については、『続日本紀』天平十四年四月甲申条に、

賜^ニ外從七位下日下部直益人伊豆国造伊豆直姓、
と見えるのがこれまでに確実な初見であった(31)。ところ
が、いわゆる「長屋王家木簡」のうちに、

受^ニ些^ニ万呂

・伊豆国造米一升從半升

・十一月卅日「広嶋」

・（穿孔）

と墨書するものが発見された(32)。木簡が出土した南北溝 S D 四七五〇は敷地の東端、東一坊坊間路近くに位置する。その年代は、木簡の年紀の幅が和銅四年七月から靈龜二年十二月の間であるところから、靈龜二年末から問もないころに埋められたと推定されている。木簡の形式としては、下端に穿孔した米支給の帳簿木簡で、

①米の支給を受ける人ないしは職名（被支給者）

②その人数

③米の量

④受け取った（米を運んだ）人の名

⑤日付

⑥差出者

を順番に記すのが典型的とされる。おそらく、この木簡は、伊豆は、伊豆国造とその従者（徒）に対する給米、それぞれ一升と半升を（靈龜二年以前の）十一月三十日に支出責任者である広嶋から皆万呂が受け取ったことを記したと考えられる。

以上によれば、伊豆国造の初見年代は天平十四年から靈龜二年以前に遡る。また、米の被支給者は、その多くが邸内にいたと推定できるので、伊豆国造とその従者は、何かの目的で上京し、十一月末に長屋王邸内に滞在したことが想定できる。伊豆国造と長屋王家との関係が推定されるが、在地の有力豪族と王族との結びつきが如何なるものであつたか、この木簡だけでは明らかでない⁽³³⁾。

さらに、ここに記された伊豆国造が具体的にどの氏族を示すのか明らかではないが、「伊豆宿禰系図」によれば、以下部益人の国造任命は、在位四十五年を没年から逆算すると、「伊豆国造伊豆直」という賜姓があつた前年の天平十三年と推定されること、益人以前の系譜に国造就任や在位期間の記載がみえないこと、などからすれば益人の父久良万

呂や祖父御立が木簡に見える「伊豆国造」であった可能性は低いと考えられる。日下部氏が伊豆国造を氏姓とするのは天平十四年以降であるから、当時は別の氏族が伊豆国造であったと考えておきたい。少なくともこの木簡は、伊豆国造が日下部氏という同一氏族内で古くから連続して任命されていたことを傍証する史料にはならないと思われる。それではどのような氏族が伊豆国造とされていたかといえば、伊豆国造の領域に巨大な古墳がなく、天武九年以前に駿河国と一体になっていたことを重視するならば、スルガ

国造の勢力が伊豆地域に及んでいたと考えるのが自然である。丸部大麻呂（那賀郡擬少領）・生部直安万呂（那賀郡那珂郷戸主）など、先述したスルガ国の有力氏族が伊豆国にも確認されるのはこのためと考えられる⁽³⁴⁾。後述するように、氏族分布の点から考えても、伊豆地域には中小首長は存在したかもしれないが、伊豆国造を称するほどの卓越した豪族は大化前代には存在しなかつたと思われる⁽³⁵⁾。

ちなみに、律令制下の国府が廬原国造の領域に置かれたにもかかわらず、国名が廬原国ではなく駿河国であることは、駿河国が伊豆国を含んでいたという前提を考慮しなければ説明できないと考えられる。すなわち、孝德朝以後、国司（クニノミコトモチ）が派遣される単位としての駿河国は、イホハラ国と伊豆地域を含めたスルガ国の統合とし

てまず成立したのであり、国の中南部を占め、イホハラ国より巨大なスルガ国を国名としたわけである⁽³⁶⁾。以上、スルガ国と比較して、伊豆国および伊豆国造の成立はかなり遅れ、スルガ国造の影響下にあった可能性を指摘した。

五 氏族分布からみた地域的特質

本章では、大化前代におけるスルガ国の様子を、氏族分布の特徴から分析する。木簡を中心として古代史料に散見される古代氏族を集成したのが、〈表2 駿河郡の古代氏族〉
〈表3 富士郡の古代氏族〉、〈表4 伊豆国の古代氏族〉である。

(一) 和邇部臣

まず、国造・郡司クラスの有力豪族については、富士郡に和邇部臣氏がいる。同氏については「富士大宮司（和邇部臣）系図」に詳細な記載がある。孝昭天皇の子孫を称し、郡司としては延暦十四年に豊磨が大領となつて以後、代々郡領を世襲する。延暦二十年には前年の富士山の噴火にかかわって、浅間大神祭祀を掌握したとある。注目されるのは豊磨の孫にあたる女性が、駿河郡大領であった金刺

舍人道万呂の妻になつてゐることで、和邇部臣氏と金刺舍人氏との婚姻関係が確認される。また、駿河郡の古家郷や宇羅郷などに同族の春日部が多く居住していることも両郡の一体性を示す。氏族名から推定すれば、中央でワニ氏が活躍した時代に有力化し、在地で和邇部の管理を任された氏族であったと考えられる。おそらくは、中央でワニ氏が春日氏に改姓する欽明朝以前にその画期が設定でき⁽³⁷⁾、四世紀末から五世紀前半に築造された富士地区の有力な古墳である東坂・浅間古墳などとの関係が想定される。

(二) 金刺舍人

一方、駿河郡には大領・少領・主政・国造などをつとめた金刺舍人氏がおり、「国造本紀」に見える物部系の「珠流河国造」と系譜的につながると推定される。その居地は古家郷付近で、郡家所在郷の可能性が高い。氏族名から推定されるように、大王欽明の宮である金刺宮へ舍人として奉仕したことを奉事の根源としている。金刺舍人が金刺宮へ奉仕するのを在地で支援する部民として金刺舍人部があり、金刺舍人氏の一族が金刺舍人部を支配することを大和政権から公認されていた。氏族として有力化したのは欽明朝の直前にあたる五世紀末から六世紀の前半で、沼津地区の前方後円墳である神明塚・長塚・子ノ神古墳との関連は

<表2 駿河郡の古代氏族>

氏姓	身分	出典・備考
珠流河国造 金刺舍人	駿河国造 物部連系 駿河郡主政 無位 祖父万呂 駿河郡少領 正六位下 足人 駿河郡大領 正六位上→駿河国造 広名 駿河郡大領 金刺舍人道麿 妻は富士郡擬大領國雄の姉	『先代旧事本紀』卷5・10 天平10年度「駿河国正税帳」 『平城宮木簡概報』19-21頁、天平宝字2年 『続日本紀』延暦10年4月戊申条 「富士大宮司（和邇部臣）系図」
金刺舍人部 壬生直 生部直	駿河郡古家郷猪津里戸 勝麻呂 駿河郡古家郷猪津里戸主 大人 駿河郡少領 外從八位下 駿河郡大領 外正六位上 壬生直と同一人か	『平城宮木簡概報』22-24頁、天平7年10月 『平城宮木簡概報』22-24頁、天平7年10月 天平9年度「駿河国正税帳」 『平城宮木簡概報』4-19頁 『木簡研究』9-118頁、天平宝字4年10月
大生部 生部 春日部	駿河郡国防人助丁 郡名不詳 駿河郡古家郷戸主	『日本書紀』皇極3年7月条 『万葉集』卷20-4338番歌 『平城宮木簡概報』4-19頁 『木簡研究』9-118頁、天平宝字4年10月
宍人部 玉作部	駿河郡古家郷井辺里戸 駿河郡宇羅郷榎浦里戸主 駿河郡宇羅郷菅浦里戸主 駿河国防人春日部麿 郡名不詳 『和名抄』駿河郡宍人郷 『和名抄』駿河郡玉造郷	『平城宮木簡概報』24-24頁、天平7年10月 『平城宮木簡概報』22-23頁、天平7年10月 『平城宮木簡概報』22-23頁、天平7年10月 『万葉集』卷20-4345番歌 天平10年度「駿河国正税帳」に匠丁宍人部 現沼津市下香貫に「玉造水神社」 田方郡の式内社に「玉造神社」 『藤原宮木簡』1-211
丸子部 矢集部	駿河評柏原里 駿河郡柏原郷小林里戸主 玉作郷戸主玉作 外從五位下玉作金弓→駿河員外介 駿河郡防人玉作部広目 駿河郡式内社「丸子神社」 『和名抄』駿河郡矢集郷	『平城宮木簡概報』22-23頁、天平7年10月 『平城宮木簡』2-1956 『続日本紀』神護景雲2年6月戊戌条 『万葉集』卷20-4343番歌 駿河国造と矢集連は同族
津守部 大伴部 若舎人部 矢田部 丈部 車以部	駿河郡子松郷 駿河郡柏原郷小林里戸主 駿河郡柏原郷小林里戸主 駿河郡宇良郷菅浦里戸主 駿河郡古家郷川津里戸主 駿河郡古家郷井辺里戸主	『先代旧事本紀』卷5 天孫本紀 『平城宮木簡概報』19-21頁 『平城宮木簡概報』22-23頁、天平7年10月 『平城宮木簡概報』22-23頁、天平7年10月 『平城宮木簡概報』22-24頁、天平7年10月 『平城宮木簡概報』22-24頁、天平7年10月 『平城宮木簡概報』22-24頁、天平7年10月 車持部か

<表3 富士郡の古代氏族>

氏姓	身分	出典・備考
和邇部	外正六位上 富士郡大領 掌浅間大神祭祀 豊麿 外從七位上 富士郡少領→ 従六位下 擬大領 池守 外從六位下 擬大領 国雄	「富士大宮司（和邇部臣）系図」
倭文部	富士郡式内社「倭文神社」	以下省略
大伴部	富士郡久武郷野上里	『延喜式』主計、駿河国調倭文31端
中臣	富士郡鳩田郷鹿野里	『平城宮木簡概報』22-23頁、天平7年10月 『平城宮木簡概報』22-23頁、天平7年10月

<表4 伊豆国の古代氏族>

田方郡	伊豆国造(日下部直・伊豆直・鷦直)・玉作部・倭文部・丈部・矢作部・ <u>倭文部</u>
棄妾郷	<u>大生部</u> ・ <u>大伴部</u> ・ <u>茜部</u> ・ <u>宍人部</u> ・ <u>神人部</u> ・ <u>金刺舎人</u> ・ <u>秦忌寸</u>
有雜郷	<u>大伴部</u> ・ <u>生部</u> ・ <u>桧前舎人部</u> ・ <u>春日</u> ・ <u>物部</u> ・ <u>矢田部</u>
久寢郷	<u>日下部</u> ・ <u>若桜部</u> ・ <u>矢田部</u> ・ <u>津守部</u> ・ <u>物部</u>
依馬郷	<u>倭文連</u> ・ <u>若舎人</u>
賀茂郡	
三島郷	占部
川津郷	<u>矢田部</u> ・ <u>平群部</u>
築間郷	<u>矢田部</u>
賀茂郷	<u>矢田部</u> ・ <u>生部</u> ・ <u>平群部</u> ・ <u>伊福部</u> ・ <u>丈部</u>
色日郷	多治比部・ <u>矢田部</u>
稻梓郷	占部
那賀郡	丸部
丹科郡	物部
射鷺郷	物部・宍人部・ <u>矢田部</u>
石火郷	宇遲部・物部・ <u>矢田部</u>
都比郷	刑部・ <u>日下部</u> ・ <u>物部</u>
入間郷	<u>矢田部</u> ・ <u>物部</u> ・志斐連
那珂郷	<u>生部直</u>

下線を引いた氏族は駿河郡または富士郡でも確認できる氏族である

表2・3・4について

若尾俊平「駿河国古代氏族史料及び覚書」(『駿河池田山古墳』所収68')

旧版『静岡県史』

日野尚志「伊豆国の郷里制について」(九州大学文学部『九州文化史研究所 紀要』36 91')などを参考に作成した

先述したとおりである。

益頭郡人

『続日本紀』天平宝字元年八月己丑・甲午条)

他田舍人（訳語田幸玉宮・敏達）

有度郡散事

舍人は、律令制下の官司制に基礎を置く舍人と大化前代からの部民制に基づく本源的舍人に大きくは二分される。舍人の中でも金刺舍人のように特定の宮号を冠する類型は宮号舍人と一般に称され、後者の本源的舍人に属する。本源的舍人は、某部によつて資養される某部舍人の段階から、宮号舍人へと発展する。宮号舍人への展開は、その冠する宮号から推定すれば、おおむね六世紀代と推定される。宮号を冠するのは、某宮に住む大王に奉仕する舍人の意で、典型的には中央に舍人造、そして在地には舍人直一舍人一舍人部という体制が形成される。国造制を前提とする体制で、主として東国の国造の子弟を舍人とし大王の王宮に奉仕させ（某舍人）、舍人を出した国造配下の人民からその生活の資を国造を介して提供させる（某舍人部）といふ奉仕一貢納の体制である。七世紀にはカバネとなつており、氏の分布としては駿河や信濃を中心とする東国に多く、国造の後裔とされる郡司の一族に多くみられる⁽³⁸⁾。駿河郡や富士郡以外の駿河国においても、

檜前舍人（檜隈廬入野宮・宣化朝）
志太郡少領・外從七位下
(天平十年駿河国正税帳)

金刺舍人（磯城嶋金刺宮・欽明）

（天平十年駿河国正税帳）などの例が見られ、駿河地域の国造諸国が六世紀代において、これら宮号舍人の主要な出身母胎となつていたことが知られる。

（三）壬生直

駿河郡で次に有力なのは壬生直氏で、奈良時代には少領・大領をつとめている。壬生直は推古朝に設定された壬生部の在地における伴造氏族である。『日本書紀』推古十五年二月庚辰朔条に「定壬生部」とあるのがその設定記事で、この頃に有力化した氏族と考えられる。壬生部は七世紀初頭に設定された最新の部民で、王位継承資格を有する大兄の称を持つ皇子（同母兄弟中の長子）が經營する皇子宮に付属し、その経済的・軍事的基盤になることを目的に設定されたが、現実には蘇我氏の意向により厩戸皇子と山背大兄王の属する蘇我系の「上宮王家」が壬生部の領有主体となつていた⁽³⁹⁾。

上宮王家と駿河国との関係については、かつて

別稿で論じたことがある(40)。その要旨を述べるならば、まず①蘇我蝦夷が今來に自分たち親子の墓を築造するとき「上宮乳部」を勝手に使役したため上宮大娘姫王が大いに怒ったこと(41)、②蘇我入鹿の襲撃を受けて敗北した山背大兄王が斑鳩の宮殿から生駒の山中に逃れた時、隨行した三輪文屋君が山背大兄王に、ひとまず山背の深草屯倉に落ちのび、そこから馬に乗って「東国」へ行き、所領の「乳部」を根拠として兵を集めれば必ず勝てるであろうと進言したこと(42)、③虫祭りを勧め常世の神を祭れば富と寿を致すと宣伝した「東国不尽河辺人大生部多」を秦河勝が打ち懲らしたこと(43)、④推古朝において伊豆国と甲斐国の中には、「聖德太子御領」が多く存在したと伝承されることが(44)、などに注目した。これらの史料から、①壬生部は上宮王家に所有されており、その軍事的・經濟的基盤になっていたこと、②とりわけ三輪文屋君や山背大兄王が期待した東国の乳部はその中でも有力であったこと、③大生部（オオフベ）は、「オホミズベ」の転訛と考えられ、壬生部と同義であり、スルガ国造の領域内である富士川流域に壬生部が存在したこと、④伊豆と甲斐の両国間には駿河国が位置し、「聖德太子御領」とは壬生部集団であること、などを推定した。以上の考察から、上宮王家は甲斐・駿河・伊豆国に壬生部貢納集団を設定し、家臣的な氏族で

ある秦河勝に管理させていたと結論づけた。

スルガ国造の領域内では、壬生直氏が上宮王家の壬生部集団を管理する在地の伴造氏族であったことは、ほぼまちがいないと思われる。上宮王家とスルガ国との関係について補足するならば、初期における上宮王家の經濟的基盤は、物部連氏が滅亡する以前に有していた基盤をそのまま継承したことが、「法隆寺資財帳」の寺領分布や私寺としての四天王寺の建立などから判断される。それは特に瀬戸内海沿岸の西国諸国や大和川流域の斑鳩・河内・攝津において顯著となっている(45)。同様に、伊豆を含めた駿河地域においても、物部系の氏族は国造をはじめ、日下部・矢田部など多く分布し、在地において有力な支配層を形成している。おそらく、擬制的同族関係を基礎として、当地域に対しても大きな影響力を有していた物部連氏の滅亡後は、代わって上宮王家の勢力が進出してきたと推定される。先述したように、法隆寺所蔵の銅鏡と同様な形式を有するものがスルガ国内の古墳から副葬品として出土していることもこうした想定を傍証する。上宮王家が在地豪族との関係を強化する現実的・物質的紐帶として仏具である銅鏡を賜与したと考えられる。

<表5 伊豆国・駿河郡の壬生部と秦氏>

氏姓	身 分	年 紀	出 典
壬生直	駿河郡少領 外從八位下	天平9年	正税帳
生部直	駿河郡大領 外正六位上 壬生直と同一人	天平宝字4年	概報9
	伊豆国那賀郡那珂郷の戸主	欠年	調布銘
大生部	伊豆国田方郡棄妾郷瀬前里の戸主と戸口	天平7年	概報22
	伊豆国田方郡棄妾郷瀬前里の戸主	天平7年	概報24
	伊豆国田方郡棄妾郷瀬前里の戸主	欠年	概報22
	伊豆国田方郡棄妾郷瀬前里の戸主と戸口	天平7年	概報24
	伊豆国田方郡棄妾郷許保里の戸主と戸口	天平7年	概報22
生 部	伊豆国田方郡有雜郷の戸主	欠年	概報22
	伊豆国田方郡有雜郷の戸主	天平7年	概報22
	駿河国防人助丁 郡名不明		万葉集
	伊豆国賀茂郡賀茂郷の戸口	天平5年	概報17
壬生部	伊豆国賀茂郡賀茂郷の戸主	天平5年	概報17
秦忌寸	伊豆国田方郡棄妾郷戸主	欠年	概報9

(四) 伊豆国との比較

こうした想定は、氏族分布からも確認できる。(表5 伊豆国・駿河郡の壬生部と秦氏)は、伊豆地域を含めて壬生部と秦氏の氏族分布表をまとめたものである。とりわけ注目されるのは、伊豆国田方郡棄妾郷に大生部の分布が濃厚に見られ、同地に秦忌寸が居住していることである。富士川東岸地区において「皇極紀」などから推定した秦氏と大生部の統属関係が、国郡を隔てた伊豆国でも確認されるのである。さらに、那賀郡那珂郷の戸主として生部直があり、那賀郡の有力氏族であったと推定される。壬生部の分布も田方郡(棄妾郷・有雜郷)・那賀郡(那珂郷)・賀茂郡(賀茂郷)の伊豆国三郡全域に及んでいる。調庸関係の墨書銘に那賀郡の少領として丸部大麻呂がみえ、本簡に田方郡棄妾郷の住人として金刺舍人がみえることなどを考え併せれば、スルガ国(伊豆)の有力氏族が伊豆地区に進出していることは確実である。先にスルガ国造の勢力が伊豆地域に及んでいたことを伊豆国(伊豆国造)の成立事情や古墳群との関係から想定したが、駿河と伊豆地域の一体性はこうした氏族分布からも確認できる。ちなみに、駿河郡・富士郡と伊豆国との両方に居住する氏族を前掲の氏族分布表から抽出すれば以下のようにになる。

物部　　日下部直(伊豆国造)・物部・日下部・矢田部

和邇
丸部・春日部

壬生

生部直・生部・大生部

秦

秦忌寸

阿倍

丈部

大伴

大伴部

舍人

金刺舍人・桧前舍人部・若舍人

倭文

倭文部・倭文連

玉造

玉造部

ほぼ伊豆国の有力氏族はこれで網羅されており、これ以外には、占部氏がいる程度である。占部氏も平安期においては祇官の權大祐に昇進した占部宿禰平麿が出たことが知られる程度で⁽⁴⁶⁾、古くからの有力氏族であったかは疑問が残る。このように、伊豆と駿河で氏族構成がほとんど同じであることは、本来は伊豆もスルガ国造の勢力圏であったとする想定を確実なものにする⁽⁴⁷⁾。

(五) 若舎人部

最後に、駿河と伊豆両国に見える氏族として若舎人－若舎人部の性格について考えてみたい。若舎人については伊豆長岡町北江間字男坂の大北横穴群二四号墓出土石櫃に銘文があり、原秀三郎氏により考察が加えられている⁽⁴⁸⁾。それによれば、①銘文の書風は七世紀末から八世紀初頭の

書風に通ずるものがあり、八世紀中葉とみることも可能で、石櫃の実年代と一致する。②若舎人は天皇に近侍する大舎人と対をなし、皇子ないし皇太子に仕える舎人で、七世紀中葉以降に成立したが、東宮舎人の成立にともない事実上解体した⁽⁴⁹⁾。③具体的な被葬者については、伊豆国造伊豆直一族である可能性が最も高いとされる。

若舎人を皇子ないし皇太子の宮に仕える舎人とすることは卓見と思われるが、その成立事情については詳論されていない。また、成立時期についても、若舎人を大舎人とともに国造制や部民制に基づく本源的舎人から官司制的舎人への過渡期に位置づけられるのであるが、七世紀中葉以後とされることについては天皇に仕える大舎人との対応関係から論じられるのみで若舎人固有の考察はされていない。

結論から先に述べるならば、若舎人の成立は七世紀前半にまで遡る可能性がある。具体的には、推古朝の壬生部設定と密接な連関を有していたと考えられる。その根拠としては、まず第一に、若舎人の名称は東宮および東宮舎人の称号に先行すると考えられること。第二に、若舎人と並んで、近接した場所に若舎人部の氏姓も分布し、金刺舎人－金刺舎人部と同じく、若舎人－若舎人部という部民制を基礎とした奉仕体制が推定でき、大化前代にまで遡る可能性

を有していること。第三に、「若」の語義についても、長屋王家木簡にみえる「若翁」と同様、王族の子女に対する尊称と考えられ、その用例は「太子」を示す『隋書』倭国伝の「利〈和〉歌弥多弗利〈ワカミタフリ〉」まで確実に遡ることが指摘できる⁽⁵⁰⁾。「わか」は一般には若君、若子の意で、主として、身分の高い家の男の幼児をさしている⁽⁵¹⁾。こうした用例はむしろ推古朝段階にふさわしく、「安閑紀」に見え、富士川下流東岸部に比定される「稚贊屯倉」の語義も、大王への大贊に対して、王子（稚ワカ）へ貢納物（贊ニエ）を献上するために設定された屯倉と考えれば、若舎人との連関がはつきりする。第四に、先述したように宮号舎人は、檜前（宣化）・金刺（欽明）・他田（敏達）と続くが、以後は途絶えてしまい、推古朝の壬生部には固有の舎人名が知られていないことが指摘できる⁽⁵²⁾。

壬生部との直接の関係について述べるならば、若舎人

（部）と壬生部の分布は、現在知られている史料によれば重なることが指摘できる。若舎人（部）の存在は、現在のところ、駿河国駿河郡柏原郷小林里戸主として若舎人部、伊豆国田方郡依馬郷内の石刻に若舎人、常陸国茨城郡の防人に若舎人部、鎌倉期には常陸国行方郡に若舎人郷が存在したことなどが知られる⁽⁵³⁾。一方、壬生部についても駿河国駿河郡には郡領として壬生直（生部直）、伊豆国田方郡に

は大生部・生部、常陸国茨城郡には茨城国造として壬生連、同行方郡には郡領として壬生直がおり、大生里（郷）も存在した⁽⁵⁴⁾。壬生連や壬生直など、壬生部を統率する在地の有力伴造が所在する場所に若舎人（部）も設定されていることが指摘できる。

以上によれば、本来は壬生部を出身母胎とする舎人が若舎人で、後に若舎人部が壬生部から二次的に分離独立した過程を想定することができる。おそらくは上宮王家が經營した「上宮乳部之民」や山背大兄王が軍事力として期待した「東國」の「乳部」、蘇我入鹿に襲われた時、斑鳩宮で防戦した「数十舎人」などの実体として駿河郡周辺の若舎人や壬生部、稚贊屯倉を想定することも可能と思われる。

おわりに

ここまで、裾野市周辺の古代史を、国造や古墳、氏族などを素材にして論じてきた。限られた資料のため、直接に裾野地域について論じることはできなかつたが、主として七世紀以前の当地がどのような状況にあつたのか、いささかなりとも考えていただくことができれば幸いである。

以上で本稿は終わるが、論じ尽くせなかつた点については今後も考えていきたい。多くの推測を交えて考察してき

たため、誤りも多いと思われるるので、ご批判を切に願つて
擋筆する。

付記 本稿は、一九九一年七月二十八日に行われた、裾野
市史編さん合同会議における口頭報告を基礎としている。

註

- (1) 鎌田純一『先代旧事本紀の研究』(一九六一)。
- (2) 『続日本後紀』承和三年十月己未条。
- (3) 高嶋弘志「解題」(佐伯有清・高嶋弘志編『国造・県
主関係史料集』、一九八二)。
- (4) 鎌田前掲註(1)書。吉田晶「国造本紀における国
造名」(同『日本古代国家成立史論』、一九七三)。
- (5) 「国造本紀」の序文には百四十四国と見えるが、本
文中には国司であるものや重複と考えられるものを含
めても百三十五しか記載がなく、序文と一致しない。
そのため、様々な解釈がなされている。
- (6) 篠川賢『国造制の成立と展開』(一九八五)。
- (7) 「国造本紀」は吉備武彦命の子思加部彦命を国造に
任命したとするが、『古事記』孝靈段は、孝靈天皇の
子日子刺肩別命(大吉備津日子の弟)が五百原(廬
原)君の祖とする。
- (8) 「国造本紀」は物部連の祖伊香色雄命の子印岐美命
を国造に任命したとするが、『古事記』天安河之宇氣
比段では、天照大神の孫で、天菩比命の子、建比良鳥
命を遠江国造等の祖とする。
- (9) 『先代旧事本紀』天孫本紀八世孫物部武諸隅連公条。
- (10) 稲置については、八色の姓の第八番目に見え、古い
段階の地方官であるとか県主の姓であるとかの議論は
あるが、その性格はほとんど不明である。
- (11) 新野直吉『国造と県主』改訂増補版(一九八一)。
- (12) 奈良国立文化財研究所『平城宮出土木簡概報』二二
一一四頁によれば、駿河郡古家郷内に金刺舎人と金刺
舎人部の氏姓が並存して見える。
- (13) 笹山晴生「大化以前の中央武力」(同『日本古代衛府
制度の研究』、一九八五)。
- (14) 磐貝正義「駿河采女について」(同『郡司及び采女制
度の研究』第二編第一章付載三、一九七八)。
- (15) 『角川日本地名大辞典』二三二静岡県(一九八二)。
- (16) 岸俊男「防人考」(『日本古代政治史研究』、一九六
六)。なお、岸氏は「東国防人歌の作者分類」表で、
生部道磨を主帳丁とするが助丁の誤りである。
- (17) 『万葉集』卷二十一四三三七～四三四六番歌。
- (18) 篠川氏前掲註(6)書。

- (19) 富士郡の譜代郡領氏族であつたことを主張する「富士大宮司（和邇部臣）系図」には、国造任命の註記は一代もない。
- (20) 『令集解』田令郡司職分田条古記説。
- (21) 同田長条釈説所引民部省例。
- (22) 以下、古墳についての記述は、若林淳之『静岡県の歴史』（一九七〇）、内藤晃『日本原始古代文化の研究』（一九七三）、辰巳和弘『日本の古代遺跡－静岡』（一九八二）、小野真一『伊豆文化のルーツを探る』（一九八七）、沼津市歴史民俗資料館『古墳で探る地域の歴史』（一九九〇）、『静岡県史』資料編2考古学（一九九〇）などのデータを参照した。
- (23) 岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」（同『日本古代政治史研究』、一九六六）。
- (24) 富士市の須津・船津・石川、沼津市から長泉町にかけての石田・竹原などに大群集墳が分布する。副葬品としては須恵器、土師器、勾玉、大刀、鉄鎌などがあり、まれに鉄製馬具も出土する。馬具の出土は馬の飼育・貢納や牧の存在を想定させてくれる。
- (25) 毛利光俊彦「古墳出土銅鏡の系譜」（『考古学雑誌』六四一二）。
- (26) わずかに、円墳の駒形古墳（伊豆長岡町小坂、全長

二十七m）や、孫右門洞（三島市川原ヶ谷）・養徳寺裏古墳（函南町平井）が前方後円墳であつた可能性が指摘されているにすぎない。たとえこれらが、前方後円墳であつたとしても、駿河郡と隣接する伊豆北部に限られ、小規模な存在であり、伊豆国の相対的独自性を主張しうる内容と規模を有してはいない。

(27) 前掲註(22) 参照。

(28) 鬼頭清明「都城出土の木簡が語る古代の東国」（川崎市民ミュージアム『木簡－古代からのメッセージー』、一九九〇）。

(29) 「伊豆宿禰系図」（静嘉堂文庫所蔵）も伊豆国造の任命を神功皇后の時代とするが、以後天平期まで国造任命記事はない。また、孝徳朝における国の併合を伝えるのは、「国造本紀」では他に伊賀国の例があるが、

この場合も『扶桑略記』『帝王編年記』『倭姫命世記』などに天武九年七月に伊勢国から四郡を割いて分立したとあり、同様な説明がなされている。ただし、伊賀国が伊勢国に吸收されて存在しない期間にも「伊賀国」が見える（『日本書紀』天武二年八月壬辰條）。

(30) 孝徳朝において、伊豆国と駿河国と合併されたように説明されるのは、畿内から臨時に派遣された東国国司（クニノミコトモチ）の管轄単位が複数の国造領域

を束ねた存在であつたことに他ならず、国造領域の解体をともなう律令制的行政区画の成立という段階にはまだ至っていないと考えられる。

(31) 原秀三郎氏は「静岡県伊豆長岡町大北横穴群出土石櫃の若舎人銘について」(『静岡県史研究』二、一九八六)において、日下部氏が六・七世紀において地域の有力氏族であつたことを承認しつも、日下部益人が初代の伊豆国造であつた可能性を指摘している。なお、「伊豆宿禰系図」にも、益人に對する賜姓記事が見える。ただし、始祖を「国造本紀」が物部系とするのに對して、中臣系に結び付けている点が異なる。同系図によれば、日下部直氏は、後に矢田部氏を称するが、『新撰姓氏錄』には、物部氏同族の日下部(河内國神別)や矢田部連(左京神別)・矢田部(大和神別)・矢田部首(河内神別)・矢田部造(摂津国神別)などが見え、同じく物部系である甲斐国造も日下部連を称するので(『古事記』開化段)、伊豆国の日下部氏も本来は、物部系であつたと考えておきたい。

(32) 奈良文化財研究所『平城宮木簡概報—長屋王家木簡一一一二一八頁。以下、木簡についての記述は寺崎保広「長屋王家の文書木簡」(『日本歴史』五〇〇)、同「長屋王家木簡」(奈良国立文化財研究所編

『平城京長屋王邸宅と木簡』、一九九一)、森公章「長屋王邸宅の住人と家政機関」(同前)、渡辺晃宏「長屋王家木簡と二つの家政機関」(奈良古代史談話会『奈良古代史論集』二、一九九一)による。

(33) 渡辺氏前掲註(32)論文によれば、大の月や閏月の考察から靈龜二年の可能性が高いことが指摘されている。靈龜二年十一月の木簡とすれば、前年の九月に即位した元正天皇(氷高内親王)の大嘗祭(十一月十九日)に関連させて、伊豆国造の上京を理解できる。この他、和銅四年から靈龜二年の間で、年末に諸国の国造が上京した可能性がある行事としては、和銅七年十一月の新羅使入朝なども考えられる。なお、米支給の帳簿木簡には「下總役人一三」への支給も見え、注目される。

(32) 松島順正編『正倉院宝物銘文集成』(一九七八)、調庸關係銘文八十六(伊豆国)・百二十九(国名未詳)。なお、『寧采遺文』下巻九八七頁には、兩者を上下接続して釈文を掲載する。ちなみに、兩者の整理番号は「函五〇」で同じ緋絨帶心布である。

(35) 原秀三郎氏も前掲註(31)論文で、大化前代にいわゆる旧国造としての伊豆国造は存在しなかつた可能性を指摘されている。大宝令施行のころ、神祇官の卜部

は、津嶋上県国造・下県国造、伊岐国造および「伊豆國嶋直」を中心構成されていたが（『令集解』職員令神祇官条所引官員令別記）、伊豆の場合のみは国造とされていない。伊豆国が駿河国から分置される天武九年から、諸国の国造の氏を定めた大宝二年（『続日本紀』大宝二年四月庚戌条）ごろまでにいわゆる律令国造としての伊豆国造が成立したと考えられる。

(36) イホハラ国造とスルガ国造の力関係が、白村江の戦

（蘆原君、水軍の将として出陣し敗北）や壬申の乱

（スルガ国造、若舎人として天武側に従軍？）を画期

に逆転したことも想定される。

(37) 岸氏前掲註（23）論文参照。

(38) 笠山氏前掲註（13）論文参照。

(39) 拙稿「斑鳩宮」の経営について（『国史学』一四〇）。

(40) 同前。

(41) 『日本書紀』皇極元年是歳条。

(42) 『日本書紀』皇極二年十一月丙子朔条。

(43) 『日本書紀』皇極三年七月条。

(44) 『鎌倉実記』所引「伊豆風土記」逸文。

(45) 拙稿「斑鳩宮」の経済的基盤」（『ヒストリア』一一五）。

(46) 『日本三代実録』元慶五年十一月五日卯条。

(47) 逆にいえば、両国の国境は人為的に設定されたもの

で、自然地形上明確に区分されるものではなかつたことになる。従つて、最近まで国境の位置比定についてはさまざま議論があつた（瀬川裕市郎「楊原村の式内社」へ『沼津市博物館紀要』一二）。けれども、最近多量に出土した木簡の郷里名記載を基にして、現在の地名と比較するならば、その比定は可能である。

伊豆国田方郡

棄妾郷 現沼津市木負

瀬前里 現沼津市江梨の大瀬、大瀬崎

許保里 現沼津市古宇

御津里 現沼津市三津

駿河国駿河郡

宇羅郷

樺浦里 現沼津市江ノ浦

菅浦里 現沼津市志下

以上によれば、天平期における伊豆国と駿河国の国境は、現沼津市淡島付近に比定され、沼津市香貫地区は駿河国の領域となる。ただし、内陸部の国境については依然として不明である。

(48) 原氏前掲註（31）論文参照。

(49) 原氏は、奈良時代の「年少舎人」を若舎人の別の表

記とし、東宮舎人の別称と推定されるが、これは官司に仕える舎人の一種で、年少のため考選の対象となるい見習的な広義の「未選舎人」の類型として捉えるべきで、若舎人とは無関係ではなかろうか。

(50) 東野治之「古文書・古写経・木簡」(古筆学研究所

『水茎』七)など参照。

(51) 小学館『日本国語大辞典』。

(52) 『日本書紀』天武十二年九月丁未条や『続日本紀』

天平十九年五月庚寅条などによれば、用明天皇の子、来目皇子に奉仕したと考えられる「久米舎人(造)」が見え、推古朝段階における固有名を付した舎人制度の存続が知られる。

(53) 奈良国立文化財研究所『平城宮木簡概報』二二一—二四頁。伊豆長岡町教育委員会・大北横穴群調査団『大北横穴群』(本文編・図版編、一九八一)。『万葉集』卷二十一四三六一・四三六四番歌、嘉元四年常陸國太田文(『鎌倉遺文』第三十卷二二六九六号文書)。

(54) 出典については前掲註(39)の拙稿を参照されたい。(にとうあつし・調査委員・国立歴史民俗博物館助手)

「学制」期、裾野市における就学率の社会的背景

——御宿村・久根村・深良村を対象として——

坂 本 紀 子

はじめに

- 一 御宿村の就学状況とその背景
 - (一) 御宿村の就学状況
 - (二) 行餘舎の開校と湯山半七郎
- 二 久根村の就学状況とその背景
 - (一) 久根村の就学状況
 - (二) 貫信舎の開校と柳沢文渓
- 三 深良村の就学状況とその背景
 - (一) 深良村の就学状況
 - (二) 深良村不就学者の実態

おわりに

はじめに

一八七二(明治五)年、明治政府は「学制」を領布し新しい教育制度の設立に着手した。しかしその後教育に関する

法令は、一八七九(明治一二)年「教育令」、一八八〇(明治一三)年「教育令改正」、一八八五(明治一八)年「教育令改正」、そして一八八六(明治一九)年「小学校令」とめまぐるしく改廃される。この法令の改廃は、新しく明治政府によって掲げられた教育制度がまだ整備されていないことを意味し、同様に全国の学校教育が実態においても未発達であることを示している。しかし一方でこの時期は近代教育制度が確立される出発点であり、これ以降展開される教育事象の基礎的な土台となる時期である。従って、当時期の学校教育に対する地域住民の動向を把握することは極めて重要なことであると言えよう。

裾野市域における教育事象も一八七五(明治八)年に各学区で小学校が開校され始め、特に「学制」領布から「教育令」制定以前にかけてのこの期間には、從来あつた教育機関に代わって近代の学校教育制度が整えられていく。そ

表1 村別就学状況

小学校	村名	学年児童数	就学者数	就学率(%)
貫信舎	岩波	27	16	59
	深良	191	61	32
	久根	45	27	60
甘静舎	公文	54	37	69
	畠	115	38	33
	茶塚	31	21	68
潤身館	新田	19	13	68
	伊豆島田	72	37	51
	二ツ屋新田	18	11	61
洗舊舎	脇	30	20	67
	石野	104	90	87
	富沢	40	30	75
行餘舎	定輪	9	4	44
	大畠	20	14	70
	上ケ田	27	18	67
	御宿	56	51	91
	金沢	24	11	46
	千福	54	34	63
今里舎	今里	45	43	96
開昇舎	下和田	63	39	62
求放舎	須山	85	48	56

「就学不就学取調書」1876年（裾野市佐野 岩崎家所蔵文書）より作成

して市内に設置されたすべての小学校が開校された翌一八七六（明治九）年には、就学率が全国平均三八・三%をはるかに上回る五七・五%となる。しかし就学率の数値を市内の各村で比較すると表1に示されているように、例えば小学校行餘舎への就学率が九〇%以上と高い就学率が示されている御宿村に対して、深良村では貫信舎への就学率が三三%であり、村によってその差が非常に大きいことが看取されるのである。これは「学制」の実施に対する裾野市域住民の反応が決して一律であったのではなく様々であり、学校教育も地域によって個性的に整えられていったことを示していると言える。そこでこの「学制」が各地域においてどのように実施され、住民に受け留められていったのか先行研究の成果を見てみることにしよう。

「学制」についての代表的な研究としては次の三点をあげることができる。一つは①倉沢剛氏の「学制の研究」であり⁽¹⁾、もう一つは②籠谷次郎氏の「明治『学制』と村落」及び「丹波における明治『学制の展開』」であり⁽²⁾、そしてもう一つは③森川輝紀氏の「『学制』の民衆的受容と拒否」である⁽³⁾。①の研究は「学制」が地域でどのように実施されていったのかを文部省の行政資料を中心として明らかにしたものである。従って行政側からの「学制」実施過程については詳細に知ることはできるが、実際に地

域でそれがどのように展開されたかについては寡聞にして知ることはできない。これに対し、中央の資料に基づき制度史的な研究に比重をおいてきた教育学界に対する批判的研究が、従来より示されていた史学分野での②の論文である。ここでは「教育史の場合、その研究主体を」「生活体たる村落におく必要がある」とし、村落の「構造的性格、変遷の中で」教育事象を捉えていかなければならないことが指摘されている⁽⁴⁾。そして村落構造の中でも地主制に着目し、この地主制が発達した地域では「旧村落共同体規制」の温存により住民の「近代化への志向は大きく阻害され」るため、「近代化」の象徴である小学校への就学が阻まれたとされた⁽⁵⁾。この指摘は、従来官庁文書に依拠してきた教育史学界に新しい研究方法と視点を示唆した重要な見解と言える。しかしこの研究での地主制が小学校への就学を阻むという結論は、例えば、本稿で取り上げる御宿村が地主制は発達しているが就学率は高いという状況にあるように矛盾するため、全面的に受け入れることはできない。次に③の論文は、「民衆にとっての『学制』の受容と拒否の歴史的意味を」地域の実態にそくして構造的に捉えた研究である。そしてその内容は、「学制」は「開化が復古的観念を媒体とした」「共存的状況の中で」実施されたため、「民衆における」それの「受容と拒否は復古を先導」とし

た開化との共存に」かかわったものであるとされた⁽⁶⁾。この研究は教育史学における「学制」期研究の中で、それを受け止めた住民側から構造的に解明した画期的な論文と言えよう。

以上の先行研究の検討から、従つて、次のような本稿の課題が抽出される。先ず第一に、「学制」期においてそれを地域の住民がどのように受け入れたのか、つまり就学状況を検討するに当たってはその就学率を生んだ背景・要因を明らかにしなければならないということ。そして第二に、その要因を検討するについては地域の実態にそくして解明されなければならないということである。ではこの二点をふまえて更に「学制」期、特に裾野市を対象地域として取り上げた研究を見てみよう。

それは次の三点を知るのみである。一つは①大庭景申氏の『東駿の教育資料余話』⁽⁷⁾と、もう一つは②駿東教育史編集委員会による『駿東教育史』⁽⁸⁾そしてもう一つは③「学制と民衆」と題して一部ふれられている高橋敏氏の『民衆と豪農—幕末明治の村落社会—』⁽⁹⁾である。①と②には、裾野市内における各学区の小学校設立当時の実態や就学数及び教師について詳細に記載されている。しかしこれらの研究は地域の実態にそくして検討されていなかったため、それぞれの小学校を地域の実状にそくしてとらえ、比較

しながらその特徴を把握していく課題が残されている。(3)
には明治政府が実施した「学制」に対し、当初就学数が非常に低かった例として御宿村が取り上げられている(10)。
しかし御宿村は、翌年就学率九一%という市内でも高い就学率を示す事になるのである。そのため一年間で果たされたこの高就学率の要因を検討していくことが更に必要と言えよう。

以上のような問題をふまえ本稿は「学制」実施後、裾野市で小学校が設置され始めた一八七四(明治七)年から一八七六(明治九)年にかけて、特に御宿村と深良村、そして深良村貫信舎の前身である小学校が存在した久根村を対象地域として設定し、そして各村の就学状況を把握してその状況を生んだ要因について明らかにすることを目的とする。

註

- (1) 倉沢剛『学制の研究』一九七三年、講談社。
- (2) 籠谷次郎『明治『学制』と村落——摂津淀川右岸における学事普及の考察——』『日本史研究』一九六四年及び『丹波における明治『学制』の展開』学事普及に関する考察』『日本史研究』一九六六年。
- (3) 森川輝紀『『学制』の民衆的受容と拒否』『講座 日本教育史』(第一巻)一九八四年、第一法規出版株式会社。

(4) 籠谷前掲「丹波における明治『学制』の展開——学事普及に関する考察——」四二一四三頁。

(5) 籠谷前掲「明治『学制』と村落——摂津淀川右岸における学事普及の考察——」三七、四七頁。

(6) 森川前掲論文、三二八頁。

(7) 大庭景申『東駿の教育資料余話』一九六九年。

(8) 駿東教育史編集委員会『駿東教育史』一九七五年、駿東地区教育協会。

(9) 高橋敏『民衆と豪農——幕末明治の村落社会——』一九八五年、未来社、一九八一二〇〇頁。

(10) 高橋前掲書、一九九頁。

尚、高橋氏の研究には近代公教育と地域に培われてきた基層文化との関わりを検討した——『日本民衆教育史研究』(一九七八年、未来社)——がある。基層文化が「学制」期における小学校の就学率にどのような関わりを持ったのかということは、ここでは直接述べられていないが就学状況の一つの要因として、基層文化との関わりを検討することは研究方法として今後取り入れていかなければならない課題である。

一 御宿村の就学状況とその背景

(一) 御宿村の就学状況

代々務め村内の支配的な地位を維持していた。

御宿村は、戸数六六、人口三八三人を抱える市内では大

村である(1)。村内の反別は約九九町五反であり、内田反別約三四町二反、畠反別約五八町五反、宅地反別約七町一反である(2)。そして村内住民のほとんどが農業に従事している。当村内の階層分布を戸別等級によつてまとめると表2のようになる。この表に示されている第一等級の湯山姓を名乗る三家(上、中、下)は本家分家関係にあり、村高の三分の二を有して経済的に他を圧倒している(3)。このような経済的優位性を基盤としてこの三家は、村役人を

表2 御宿村每戸等級

等 級	戸 数
1	3 ※
2	1
3	1 6
4	1 2
5	1 9
6	2 0
外	3
計	7 4

『御宿村每戸等級』1877年
(裾野市御宿 湯山家所蔵文書)より作成

※上、中、下の三湯山家

御宿村に一八七四(明治七)年、上ヶ田村・金沢村・葛山村・千福村・大畠村及び定輪寺村との連合によつて小学校が開校される(4)。御宿村内の莊園寺を仮校舎として開校されたこの小学校は、行餘舎と名付けられた。この行餘舎の就学状況を表3で更に詳しく見てみよう。この表より御宿村の就学数は、一八七五(明治八)年八月の段階では学齢児童数五三人中二人であり、就学率は約四〇%である。この割合は、同年の全国平均

表3 御宿村の就学状況

	1875年8月	1875年12月	1876年12月
学齢数(男・女)	53(22・32)	52(27・25)	56(22・34)
就学数(男・女)	21(14・8)	21(18・3)	51(22・25)
不就学数(男・女)	32(8・24)	31(9・22)	5(0・5)

湯山半七郎『小学校願伺届及ビ各校エ布達控帳』1875年(裾野市御宿 湯山家所蔵)及び「就学不就学取調書」1876年(裾野市佐野 岩崎家所蔵文書)より作成

高いが静岡県内の平均就学率五四・三%と比べると低い⁽⁵⁾。しかし翌年一八七六年には就学数が五一人と急激に増加し、就学率は九一%になる。従つて御宿村の就学状況は、一八七年から一八七六年のこの移行段階において大きな画期を迎えていたと考えられ、「学制」が実施された初期の頃にはすでに九〇%という高就学率を示していたことになる。

では何故、御宿村がこのような早い時期に高い就学率を示すことができたのだろうか。

(二) 行餘舎の開校と湯山半七郎

この行餘舎開校に際して必要とされた経費がどのように徴収されたのか、当村より提出された『小学校設立入費方法書』⁽⁶⁾で見てみよう。

小学校設立入費方法書上
第一大区三小区御宿村上ヶ田村金沢村葛山村千福村大畑
村定輪寺村合七ヶ村合併小学校壱ヶ所 場所御宿村莊園
寺法中
但学校名行餘学舎と唱申度候
(略)
一金千貳百拾円

(右七ヶ村二而左の割合通り出金

是を当戌年より拾ヶ年ニ出金壱ヶ年ニ金百貳拾壹円宛
又はをし十二ヶ月ニ出金一ヶ月ニ金拾貳円拾錢宛連月
廿五日限り取集メ三十日限り教師月謝其外の諸拂いた
し残金の分年壱割貳分利の勘定を以積立置右拾ヶ年後
ニ至り残金元利高基本金ニ備置利足金学校入費ニ仕候
積もり但事務職の者万事世話方取計残金の分七ヶ村の
内身元正実成者ニ預ケ候積もり

内わけ

一金五百円

内わけ

金百円

湯山半七郎

同百円

湯山平二郎

同百円

湯山彦作

同百円

(小前上中下三等戸数六十
軒ニ割合出金の積もり)

同百円

上ヶ田村出金
旧高割二而出金

一金百貳拾五円

金沢村出金

同 七拾五円

葛山村出金

同 貳百円

千福村出金

同 貳百五十円

大畑村出金

同 五拾円

定輪寺村出金

一同 拾円

大畑村出金

定輪寺村出金

八千五百円

外

一金六拾五円餘

(去六年中教師給諸入費共々)

内

金拾五円

湯山半七郎出金

金拾五円

湯山平二郎出金

金三拾五円余

(右七ヶ村旧高割出金之積り)

(略)

一生徒授業料

一ヶ年 金拾貳円四拾錢

但 壱人二付一ヶ年貳拾四錢

この資料によると、学校開校費、維持費及び教員給料を含め当初一〇年計画で総計一二二〇円が見積られた。そしてこのうち五〇〇円分が御宿村に割り当たされた。御宿村に割り当てられた経費の徴収方法の内訳を更に詳しく見てみると、五〇〇円中三〇〇円が三湯山家によって出費されている。またこれらの経費の他に、湯山半七郎及び湯山平二郎によって三〇円の教師給料が出費されている。つまり行餘舎開校及びその維持費においては、湯山家が多大な貢

献を果していったことがこの資料から看取されるのである。

次に授業料について見てみると、行餘舎の児童一人当たりの年間授業料は二四銭であり、これを後に詳しく検討する深良村貴信舎のそれと比較すると一二銭も安い(7)。このように行餘舎の授業料が他校に比べて安いのは、やはり湯山家の多大な経済的援助のためと考えられよう。

湯山家は前記のような経済的優位性を基盤として、更にかね親・かね附子と呼ばれる擬制的親子関係を村内のはばすべての住民と結んでいた(8)。かね親は、他家の婚姻に際して仮親となつてその夫婦を経済的に援助したり、家内のものめ事に力添えをしたりする。そして仮親となつた夫婦に子どもが生まれたり、その子どもの祝い事の時には品物を送つたりする。逆にかね附子はかね親の子分となり、かね親の緊急の事態には真っ先に駆けつけ日頃の恩恵に応えた。そしてかね附子の子どもも、婚姻の際には親と同じ家に仮親を頼むことになる。従つて御宿村では、かね親・かね附子=湯山家・当村の住民といういわば恩恵恭順関係が再生産され、日常的に維持されていたのである。

このような湯山家の内、下湯山家の当主に当たる湯山半七郎は一八七五(明治八)年に第一四番中学区取締に任命される(9)。その受持ち区域は第三・四・五小区(現裾野市、御殿場市及び小山町)の広範囲に渡っている。そして

受持ち区域における小学校の設立及び就学奨励に携わった記録が毎日日記に丹念に記載されている(10)。これによると半七郎が学区取締という役職に忠実に従事していたことがわかる。そして特に半七郎の膝元に当たる行餘舎への関心の強さは、例えば、日記に他校を圧倒して記載される当校の記述の多さからも理解される。特に他校と比較して行餘舎の記述で目立つのは、「行餘舎巡回、参視」という言葉である。

一八七五(明治八)年一月一六日には「前日同断(風邪籠居)ニ候得共行餘舎江見廻リニ参る」と記述されており、翌日から七日間毎日行餘舎へ足を運んでいる。学区取締として、行餘舎の設立結社人として、そしてそれらの役職に加え御宿村の戸長として半七郎は時間の許す限り当校へ赴き、その実施状況を把握し監督していくことがうかがわれる。そのうえ不就学者に対してはその保護者に就学するよう説得し、当村の就学率の向上に努めていたのである。

しかし半七郎の学校就学への説得に対して、不就学児童の保護者すべてが納得して応じたわけではない。むしろ説得に応じず就学を拒んだ住民を抱えた村が多かったのである(11)。それにもかかわらず半七郎の奨励に応じて御宿村で高就学率が示された背後には、当村の多数の住民が学区で取締である湯山半七郎とかね親・かね附子という擬制的親

子関係に編入されていたためであり、この関係が就学強制力として機能していたことが推定できよう。

以上の点を更に同年県に提出された「学校設立願」(12)から補足しておこう。

(略)

一、教則

教科等級並課業等教則通り教授可致候事

校則

一、四民六歳以上拾三歳マテ男女共入学可致事

一、入校ノ上ハ何事ニヨラズ教官ノ指揮ニ従ヒ校中ノ規則ヲ守ルヘキ事

一、演習時限ハ午前八時ヨリ一二時迄午後一時ヨリ二時迄ノ事

一、上校者受業時限十分前タル可キ事

一、毎月一度勤惰成否ヲ検査シ其甲乙ヲ掲示スヘキ事

但シ進級者ヘハ卒業免状ヲ興フヘシ

一、入校ノ生員猥ニ退学スルヲ許サス若不得止事故アル向ハ其事實検査ノ之上差許スヘキ事

一、教官ハ勿論同輩ノ者ト雖モ厚ク禮義ヲ盡シ各自其分限ワ守リ互ニ信義ヲ以テ交ルヘキ事

一、教場ノ座席ハ貴賤長幼ノ別ナク渾テ順序タルヘキ

事

記』には次のような記述も見られる(13)。

一、書籍類大切ニ取扱損失無之様厚ク注意スヘン且日用之品物ハ上校ノセツ必ス持余スヘキ事

一、書籍并ニ筆墨紙等貸借致スヘカラサル事但シ不得止ノセツハ其由ヲ教官へ申出スヘシ

一、校中ニテ喧嘩口論及雑談致スヘカラサル事

一、校中ニテ奔走シ或ハ大聲ヲ發ス可カラサル事

一、教場ニテ襟巻并鳶合羽等着用致スヘカラサル事

(略)

この資料から明らかなように、行餘舎は「学制」に従つた教科及び等級を定め教育過程を実施すると同時に、就学不就学については就学児童の退学を校則で容認しないことによって不就学の増加を防ごうと意図している。そして毎月児童の出欠席を検査し、それを揭示するという厳しい方法によって日々の出席を奨励していた。このように行餘舎は開校当初より就学に対するかなり厳しい規則を制定していったことがわかるであろう。その上更に留意すべきことは、この就学督励実施に当たって学区取締であると同時にその住民に対しても社会的な規制を持つ湯山半七郎の存在がきわめて大きな意味を持っていたということである。

行餘舎で実施された教育活動について『湯山半七郎日記』に

(略)今一日、内試験ニ付出席。御宿、上ヶ田、金沢、

葛山、千福、大畠六ヶ村副戸長并学校掛り世話人、生徒親ニモ出席。右之外定輪寺村モ当小学校組合ニ候工共、方今生徒無之依テ不參。(句読点筆者)

この記述で注目される点は、一八七五(明治八)年五月に実施された内試験に各村の副戸長や「学校掛り世話人」を召集し、更に生徒の父兄も出席させていることである。通常実施された試験には、毎月末に行われその結果によつて席順が決まる「小試験」と年二回修業期間の末に行われた「中試験」、そして卒業試験に相当する「大試験」がある。このうち「中試験」と「大試験」は郡役所の所轄のもとで実施されるため、各学校が直接実施できるのは「小試験」だけである。一八七九(明治二)年に「静岡学規」に制定された県内における試験の種類もこれと同様であり、特に「大試験」と「中試験」においては一八八三年以降一般住民の参觀が奨励され⁽¹⁴⁾、試験は住民の「学校への関心を高まらせる格好の場⁽¹⁵⁾」となつていった。この『湯山半七郎日記』に記述されている「内試験」とは、実施されている期日や状況から判断して「小試験」に

相当したと考えられる(16)。従つて行餘舎では一八七五年という早い時期から「小試験」を利用して、当日には学校関係者や児童の保護者が出席させていたのである。出席した学校関係者や保護者が、試験に取り組む子どもたちを目の当たりにし、そして前述の掲示されている出欠席の検査表を眺めている姿が思い浮かばれる。そして「教場ノ座席ハ貴賤長幼ノ別ナク渾テ順序タルベキ事」と教則に示されているように、この試験結果の成績によって決定される教室の席順に思いを馳せている保護者の姿が想像されるのである。

従つて、この「内試験」への出席が住民の行餘舎への関心を高め、就学率の向上に拍車をかけたと考えられよう。以上の考察から御宿村の就学状況とその背景について次のようにまとめることができる。

一、御宿村では、一八七五(明治八)年には約四〇%であったが翌年には約九一%という高い就学率が示された。

二、この要因の一つには、御宿村の湯山家が中心となつて小学校を開校し更に経済的にも多大な貢献をしていたことがある。そのため児童一人当たりの授業料が他校に比べて安かつたように、学校就学のための住民の経済的負担が他村に比べて軽かった。

三、御宿村の戸長であり学区取締ある湯山半七郎を中心として湯山家は、当村のほぼすべての住民とかね親・

かね附子という恩恵恭順関係にある擬制的親子関係を結んでいた。そのためこの関係が半七郎の就学奨励に強制力をを持ち、就学率の向上に結び付いた。

四、また行餘舎では、校則によつて不就学者を防ぎ日々の出席を奨励することが定められ、試験日に学校関係者や保護者も出席させ学校への関心を高めさせていた。

註

(1) 「戸別及反別取調上申書 駿東郡御宿村」
一八七九年(裾野市佐野 岩崎家所蔵文書)。

(2) 同前。

(3) 原口清『明治前期地方政治史研究』下巻、
一九五四年、塙書房、二六七—二六九頁。

(4) 「小学校設立候ニ付御届書」一八七四年(裾野市御宿

湯山家所蔵文書)。

(5) 静岡県立教育研修所『静岡県教育史 年表統計編』
一九七四年、静岡県教育史刊行会、三六八頁。

(6) 『小学校設立入費方法書』一八七四年(裾野市御宿
湯山家所蔵文書)。

(7) 「貫信金設立概要」一八七五年(裾野市御宿 湯山家
所蔵文書)。

(8) 高橋敏『民衆と豪農——幕末明治の村落社会——』

一九八五年、未収社、一七四頁。

当地域では、ほぼ地主・小作関係^①かね親・かね附子という等式が成立する。一八七八年の『御蔵米銘々

庭帳』(裾野市御宿 湯山家所蔵)によると、当時御宿

村内の二五戸が下湯山家の小作人だった。従つて村内のはば全ての住民が三湯山家(上、中、下)の小作人であり、いずれかの湯山家とかね親・かね附子の関係を結んでいたと考えられる。

(9)『湯山半七郎日記』一八七五年(裾野市御宿 湯山家所蔵文書)。

(10)『湯山半七郎日記』一八七五年—一八七七年(裾野市御宿 湯山家所蔵)。

(11)同前 一八七六年一月一九日及び二月一七日付け。

(12)『小学校設立願』一八七五年(裾野市御宿 湯山家所蔵文書)

(13)『湯山半七郎日記』一八七五年五月一日付け。

(14)花井信『近代日本地域教育の展開』一九八六年、梓出版社、九五—九七頁。

(15)同前 九七頁。

(16)『湯山半七郎日記』には「内試験」に対して「外試験」と称されている試験が記載されている。従つて「小試験」のように各校で直接実施された試験が「内

試験」と称され、そして「中試験」や「大試験」のようには郡役所の所轄のもとで行われた試験が「外試験」と称されたのではないかと思われる。

二 久根村の就学状況とその背景

(一) 久根村の就学状況

久根村は、戸数七二、人口三三一人を抱える市内では中村であり、反別約四五町一反、内田反別約二九町三反、畠反別約一一町及び宅地反別約四町を所有する⁽¹⁾。この久根村に一八七四年(明治七年)に小学校が開校される⁽²⁾。当校は、同村安楽寺の住職であった柳沢文渕によって運営されていて寺子屋がそのまま移行されたものであった⁽³⁾。柳沢文渕は幕末以来当地域において日蓮宗を修行しながら、手習師匠として「常不下百名」の子弟の教育に当たっていた⁽⁴⁾。しかしこのような寺子屋師匠文渕が教員となつた⁽⁵⁾。翌年一八七五年(明治八年)一月には「深良、久根、岩波三ヶ村聯合シテ一學区ヲ造成」することにより深良村の興禪寺に移行された⁽⁶⁾。この時柳沢文渕は、宗派の違いもあってか興禪寺には移らずそのまま安樂寺に残り寺子屋を続け、教員には相模喜一郎が就任した⁽⁷⁾。そして更に

表4 久根村の就学状況

	1874年	1875年8月	1876年10月	1877年12月
学齢数(男・女)	不詳	46(28・19)	45(28・17)	44(28・16)
就学数(男・女)	26(21・5)	9(不詳)	15(12・3)	15(12・3)

『小学校諸雜費日記帳』1874年(裾野市久根 勝又家所蔵文書)、『貰信舎定費取立帳』1875年(裾野市久根 勝又家所蔵文書)及び『小学校願伺届及ビ各校工布達控帳』1875年(裾野市御宿 湯山家所蔵文書)より作成

当校は同年七月には同村西安寺に移され、第二五学区小学貰信舎と名づけられたのである(8)。

このような変遷を経た

化で注目されることは、久根村で開校された小学校が深良村へ移転されるのにともなって就学人数が減少していることである。この減少はどのような理由によるものなのだろうか。

(二) 貰信舎開校と柳沢文渓

(1)で既述した就学減少の要因を検討するため、先ず久根村に開校された小学校と、その移転後深良村に開校された小学校を維持していくために必要経費がどのような方法で徴収されたのか見てみよう。

寺子屋師匠柳沢文渓が教員となつた久根村の小学校では、戸敷割(但二戸一錢、半門戸五厘)六四錢五厘と高割二円一錢二厘が月収入として徴収された(9)。そして就学上等生徒一人五錢、中等生徒一人三錢及び下等生徒一人二錢による計七六錢の月謝が見積られていた(10)。しかしこの小学校は翌年他村との連合により新たに開校されたため、維持経費の徴収方法も表5のように村別に徴収され、久根村の負担金額は一ヶ月およそ二円六〇錢ほどの割合となつた(11)。この負担金額を集めるために久根村では高割と戸敷割金が戸別に賦課され、二ヶ月分まとめて徴収された。そして更に就学児童の家では月謝として一錢が徴収された(12)。但しここで徴収された月謝としての一錢は授業費であつた。この就学数の変

表5 貫信舎維持費の村別徴収

深良村	7円85銭1厘
久根村	2円25銭8厘
岩波村	70銭
計	10円80銭9厘

『小学校諸雜費日記帳』1874年（裾野市久根勝又家所蔵文書）より作成

料とは異なっている。授業料は別に児童一人につき三六銭が徴収されたのである（13）。ところでこの三村連合による新たな小学校設立の理由は、『駿東教育史』によると、久根村一村で小学校を維持していくことが困難であったためであろうと記載されている（14）。そこで各村から徴収された小学校維持費用をあらためて見てみると、久根村で出費された費用は前年度の三円五二銭五厘から一円二五銭八厘に減少している。従って久根住民の教育費負担金額が軽減されたことは明らかである。三村連合の理由はこの費用の

点から見ても、やはり経済的理由によるものと考えてよい。それでは何故負担金額が減少したにもかかわらず、久根村では就学人が減少したのだろうか。

久根村の各戸で負担される小学校の必要経費は、深良村及び岩波村との連合により確かに軽減された。しかしながら授業料の金額を比べると、例えば、久根の小学校の中等生徒三銭に対し貫信舎の生徒一人三六銭は非常に高額である。従って貫信舎の開校は、実際にそこへ就学させる保護者にとっては決して軽減されたわけではなかつたのである。そこで貫信舎への就学・不就学者の保護者と、この保護者に賦課された小学校負担金額を表6にまとめてみた。この表によると、貫信舎不就学児童の保護者の大半が賦課金額三銭未満の者であることが理解される。従って貫信舎への就学数の減少は経済的な理由によるものであり、貫信舎の高額な授業料が一つの要因となつていていると考えられるのである。

しかし貫信舎へ児童を就学させなかつた保護者が、すべて経済的に余裕がなかつたとは言えない。表6に示した久根の小学校就学保護者とは、久根の小学校には就学させたが貫信舎には就学させなかつた保護者である。これによると、貫信舎維持のため徴収された金額が三銭以上であつても貫信舎へは就学させていない保護者が数人いることが看

表6 貴信舎経営のための戸別徴収金額

戸別徴収金額	貴信舎 不就学保護者	貴信舎 就学保護者	久根の小学校 就学保護者※
1円以上		1	
25銭以上30銭未満	1		
20銭以上25銭未満		1	
15銭以上20銭未満		1	2
10銭以上15銭未満		2	
7銭以上9銭未満	1		
5銭以上7銭未満		3	1
3銭以上5銭未満	2		3
1銭以上3銭未満	6	1	4

「就学不就学届書」1876年（裾野市佐野 岩崎家所蔵文書）、『小学校諸雑費日記帳』1874年（裾野市久根 勝又家所蔵文書）及び『貴信舎定費取立帳』1875年（裾野市久根 勝又家所蔵文書）より作成

※この保護者は、児童を久根の小学校には就学させたが貴信舎には就学させなかつた者である。但し7人の保護者については、児童が学齢年齢を超えたためか明らかにすることができなかつた。

取られる。つまり経済的に幾分余裕があつて、貴信舎への就学は可能であるが、当校へは就学させなかつた保護者が何人かいたということである。では、この実態をどのように考えればよいのだろうか。この要因を検討するためには各小学校で実施された教育内容について見てみることにしよう。

久根に開校された小学校で柳沢文渕が使用した物は『教草』、『一文字教』、『天変地異』、『農業往来』、そして『学門進』、『勸善訓蒙』、『十二月帖』、『道里ヅカイ』、『筆等訓蒙』、『輿地史略』及び『窮理問答』という寺子屋教本からの影響の強い教材である⁽¹⁵⁾。翌年移転された深良村の興禪寺で実施された教育内容は、「只読書習字ノ二科ヲ授クル⁽¹⁶⁾」だけであった。そして次の移転先の西安寺では「本縣師範学校附属小学ニ準據」した教則及び校則が定められ、新たに教員も任命されている⁽¹⁷⁾。ここで実施された教則及び校則は前記の御宿村行餘舎で実施されたものと同様である。しかしこの久根村が御宿村と異なるのは村で開校された小学校の他に、柳沢文渕による寺子屋という別の教育機関があつたことである。文渕が久根村に留まり実施した寺子屋教育はどの様なものだったのだろうか。ここで使用されていたと思われる教材には金錢の種類や商売上の必要な用語、帳簿類等が記載されており、月々の消息文

例、そして「名頭」、「村号」や行儀作法及び人との付き合い方等が記載されている⁽¹⁸⁾。このような内容から明らかのように、文渕が実施した教授は、生活に密接にかかわっている内容に限定されており実際の日常生活で役立つ知識であった。従って師範学校の教則に準拠し、歐米の近代科学を模範として日常生活とは縁遠い内容の知識を享受する貫信舎へ子どもたちを通わせることは、当時の住民にとって納得のいかないことだったのであるう⁽¹⁹⁾。そのため、経済的に就学可能な家でも貫信舎へは子どもを就学させなかつたのではないだろうか⁽²⁰⁾。

その後久根村に共同墓地を設ける問題が起り、住民はそれを安樂寺周囲の山林に決定したため、文渕と対立した⁽²¹⁾。そのことがあって柳沢文渕は、一八七五（明治八）年九月にこの地を去ることになる⁽²²⁾。久根村の就学数はこの事件の後も増加せず、翌年ようやく六〇%を超えることになるのである。

以上より、久根村の就学状況とその背景については次のようにまとめることができよう。

一、久根村の小学校への就学状況は久根村に開校当時は二六人の就学児童がいたが、当校が深良村へ移転された後、一八七六（明治九）年まで激減し、五人の児童を残すのみとなつた。

二、この低い就学状況の要因の一つは、深良村移転後的小学校授業料が高額であつたためである。
三、そしてもう一つの要因は、久根村に開校された小学校の教員であった柳沢文渕が小学校移転後は再び寺子屋教育を実施したため、学齢児童の何人かがそこへ通つていたことにあつた。

註

（1）「戸別及反別取調上申書駿東郡久根村」一八七九年

（裾野市佐野 岩崎家所蔵文書）。

（2）『小学校諸雜費日記帳』一八七四年（裾野市久根勝又家所蔵文書）。

（3）佐藤隆「江戸時代の地方文化を支えた寺子屋師匠とその教育内容」『裾野郷土研究 第7号』

一九七八年、裾野郷土研究会、三頁。

（4）「文渕師墓表」碑文（裾野市深良）。

尚、柳沢文渕については佐藤隆前掲論文他、大庭景申

『文渕・節斎・蓉谷 東駿の教育 資料余話（第一集）』一九六八年及び『手習師匠柳沢文渕』

（一九八五年、裾野市深良地区郷土資料室運営委員会）において詳細に記述されている。

（5）前掲『小学校諸雜費日記帳』。

(6) 同前。

(7) 深良尋常小学校『学校沿革誌 第一號』一八九四年
(裾野市立深良小学校所蔵)。

(8) 同前。

(9) 前掲『小学校諸雜費日記帳』。

(10) 同前。

(11) 久根村里長『貫信舎定費取立帳』一八七五年

(裾野市 久根勝又家所蔵文書)。

(12) 同前。

(13) 前掲「貫信舎設立概要」一八七五年(裾野市御宿

湯山家所蔵文書)。

(14) 駿東教育史編集委員会『駿東教育史』一九七五年、

駿東地区教育協会、一四四頁。

(15) 前掲『小学校諸雜費日記帳』。

(16) 前掲『学校沿革誌 第一號』。

(17) 前掲「貫信舎設立概要」。

(18) (裾野市深良一之瀬家所蔵文書)。

尚、柳沢文渙が使用した教材については前掲『手習師
匠柳沢文渙』及び佐藤隆前掲論文に詳細に記載されて
いる。

(19) 当時の住民が要求していた子どもたちへの教育の内
容は、隣村の佐野村住民が小学校へ要求した次の内容

から明らかである。「佐野村誠求舎生徒親ニ申出候ニ
壱ヶ月之内十五日丈ケ從前之学之同様村名附ケ名頭等
教育仕呂等様申出候(略)」(湯山半七郎『日記』一
八四年八月三一日付け)このように住民は子どもた
ちへの教育内容として、村の名前や名頭といった実際
の日常生活に必要な内容を要求していたのである。

(20) 久根村に開校された小学校の就学数に比べて貫信舎
のそれが極端に減少した理由として、『駿東教育史』
では「遠距離のため通学をきらつた」(一四五頁)
とがその原因として考察されている。しかしその第一
の要因は距離的な問題にあるのではなく、本文で指摘
したように貫信舎の高額な授業料と教育内容そのもの
にあつたと考えられるのである。

表1の村別就学状況で、深良村に次いで就学率の低
いのは茶畠村であり、この村の学齢児童は潤身館へ就
学することになっている。しかしこの村では「茶畠村
中丸最寄之者無願私塾を置候旨、不都合ニ候条迅速可
被差止旨副戸長山元平七殿江申聞ケ候」と湯山半七郎
日記に記載されているように(一八七六年六月九日付
け)潤身館以外に私塾があった。従ってこの私塾へ通つ
ていた学齢児童がいたため潤身館の就学率が低かった
と考えられるが、当村における潤身館とこの私塾との

関わりについては、更に詳細な検討が必要である。

(21) 佐藤隆前掲論文 三頁。

(22) 同前。

三 深良村の就学状況とその背景

(一) 深良村の就学状況

深良村は、戸数二四一、人口一三二六人を抱える市内でも大村であり、反別約一八一町九反、その内田反別約九七町七反、畠反別約六八町七反、宅地反別約一五町三反を所有する⁽¹⁾。この深良村で小学校教育が開始されるのは、前述したように久根村及び岩波村との連合により当村の興禪寺で開校される一八七五（明治八）年の一月である。しかしここで実施された教育内容は「読書習字ノ二科」のみであり、本格的な学校教育の体制が整えられて実施されるのは、同年八月に西安寺に移行されてからであった。ここ西安寺で開校された貫信舎の教則は前述したように「本縣師範学校附属小学ニ準據」したものであり、校則の内容も行餘舎のものとまったく同様であり、毎月出欠席の検査も実施され掲示されることになっていた⁽²⁾。では、深良村学齢児童の貫信舎への就学はどのような状況だったのだろうか。表7によると深良村の就学率は貫信舎で教則及び校

表7 深良村の就学状況

	1875年8月	1875年12月	1876年12月
学齢数(男・女)	191(90・101)	243(不詳)	191(85・106)
就学数(男・女)	55(50・6)	85(75・10)	61(50・11)

湯山半七郎『小学校願伺届及ビ各校エ布達控帳』1875年（裾野市御宿 湯山家所蔵文書）及び「就学不就学取調書」1876年（裾野市佐野 岩崎家所蔵文書）より作成

表8 保護者の耕作反別と就学不就学

	1町(以上)	9反	8反	7反	6反	5反	4反	3反	2反	1反	1反(未満)
男子	就学数	17	1	0	3	5	6	2	2	4	0
	不就学数	0	0	2	3	5	2	4	1	3	0
女子	就学数	5	0	1	0	0	1	2	0	1	0
	不就学数	13	2	4	5	3	15	8	10	9	6

「就学不就学取調書」1876年（裾野市佐野 岩崎家所蔵文書）及び『改正反別名寄帳』（深良村南堀、上原、原、上丹、須釜、切久保、遠藤原、和田、町田、新田分）1876年（裾野市深良 松井家所蔵文書）より作成

則が整えられた後も三五%を超えることはなく、一八七六年に至っては約三二%と低下してさえいる。そして当村の就学率は一八八六(明治一九)年には一〇%近くまで落込み、一八九四(明治二七)年まで三〇%を超えることはない(3)。深良村でこのような低い就学状況が示された要因は何であったのだろうか(4)。

(二) 深良村不就学者の実態

深良村の低い就学率を支えた要因を検討するため、先ず、就学・不就学者の経済状況を保護者の耕作反別を参考にして検討してみよう。表8によると、耕作反別一町以上の保護者の子弟については男子は圧倒的に就学者が多く、女子についてもそれ以下の耕作反別の保護者の子弟に比べれば就学者は多いと言える。一方耕作反別一町未満層の保護者については、例えば、耕作反別が八反以上九反未満層でも子どもを就学させていない者が見られるが、耕作反別一反以上二反未満層さえも子どもの就学は見られる。従つて当村では不就学状況の要因として、経済的な理由以外に別の要因があったと考えられよう。そこで次に一八七六年(明治九)年の就学・不就学者の実態を更に詳しく出生別に見てみた(表9参照)。これによると、まず就学者の中で目立つのは、その男女比を見ると男子八〇%、女子二〇%

表9 出生別就学状況

	長男	次男以下	長女	次女以下
就学数	24	13	8	1
不就学数	7	15	34	38

「就学不就学取調書」1876年(裾野市佐野 岩崎家所蔵文書)より作成

と圧倒的に男子の割合が高いということである。そして更にこれを長男長女別の出生別ごとに比較すると、男子ではやはり次男以下の子どもよりも長男が多数就学しており、女子でも次女以下の子どもよりも長女が多く就学している。そのため女子で次女以下の者はほとんどの不就学という結果となる。この実態から深良村では小学校へ就学させるならば女子よりも男子を、次男次女よりも長男長女を就学させるという従来の家族制度的な秩序意識が強く住民の間に定着していたと言える。従つて、この家族制度的な秩序意識が深良村の低い就学状況を生んでいた一つの要因であったと考える。

られる。

また更にここで想起されるのは、やはり柳沢文渓の事である。柳沢文渓は、一八七五（明治八）年に久根を去り深良の門人宅に一時身を寄せ、翌年の六月にはこの地を去り山梨県に移住する⁽⁵⁾。深良村に在住する学齢児童の中には

例えば一ノ瀬庫次郎（当時一〇歳）のように、久根に開かれていたこの文渓の寺子屋へ通っていた子どもが何人かいた⁽⁶⁾。従つて深良村に小学校が開校されてもそこへは就学せず、文渓の寺子屋へ通っていた子どもがおり、そのことも当村の低い就学率を支えた一つの要因であったと考えられるのである。

以上の結果より深良村の就学状況とその背景について次のようにまとめることができる。

一、一八七六年における小学校貫信舎への深良村の就学状況は、三二%と裾野市内では最も低い就学率が示された。

二、この低い就学率が示された一つの要因は、小学校へ就学させるならば女子よりも男子、そして次男や次女よりも長男長女を優先させるという家族制度的な秩序意識が住民の間に定着していたことにあり、この意識が子弟の小学校への就学を阻んでいたことであった。

三、そしてもう一つの要因は、柳沢文渓によって運営さ

れていた寺子屋の存在であり、この寺子屋へ深良村の学齢児童の数人が通っていたために貫信舎への就学が阻まれていたことにあった。

註

(1) 「戸口及反別取調上申書 駿東郡深良村」一八七九年
(裾野市佐野 岩崎家所蔵文書)

(2) 前掲「貫信舎設立概要」

(3) 深良尋常小学校『学校沿革誌』一八九四年。

(4) 深良村には松井家、小林家という地主が存在する。

松井家は貫信舎開校當時、就学「奨励ノ為メ就学用具（石盤五拾枚其他筆墨紙等）を施與」（深良尋常高等小学校『学校沿革誌 六』一八九四年）したり、小林家は学務委員を務めるなどして小学校開校に貢献した。しかしこの二家が本格的に村民の就学奨励に乗り出したのは、一八八九（明治二三）年の町村制実施以降である（同『学校沿革誌 六』）。従つて「学制」実施直後の就学奨励には、御宿村湯山家ほどの影響はなかつたと考えられるが、逆に当村の低就学率の状況とこの二家との関わりについては、今後更に検討が必要である。

(5) 佐藤隆前掲論文、七頁及び前掲『手習師匠柳沢文

『渓』七頁。

(6) 同前。

おわりに

以上の分析により「学制」期、裾野市特に御宿村と久根村、そして深良村における小学校就学の背景について以下の結論を取りまとめることができるよう思われる。先ず御宿村についての高就学率の要因については豪農湯山半七郎の存在が大きく介在していたこと、その半七郎の経済的貢献と住民の行餘舎への関心を高めさせる学校運営、更にかね親一かね附子という擬制的親子関係が就学督励に強制力を持つたことがあげられよう。一方久根村の就学状況の要因としては高額な授業料と寺子屋の存在が、そして深良村の低就学率の要因としては家族制度的な秩序意識とやはり寺子屋の存在が指摘されなければならない。このように前述の三村における「学制」期の就学実態は、それぞれの地域によって異なる状況を示しており、しかもその状況が各村に固有な社会的諸要因によって規定されていたのである。

この三村の個性的な教育事象がその後どのような変容を遂げていくのかを明らかにすることが次に必要となろう。また本稿では取り上げなかつた他の村例えば一八七六年に

は御宿村よりも就学率が高かつた今里村や平均的な就学率が示されていた村などの分析・比較も必要である。そして、資料上の制約により分析が弱かった地域の経済的状況及び基層文化と学校教育との関わりについても今後の課題としていきたい。

(さかもと のりこ・調査委員・早稲田大学大学院生)

泉村「騒擾」事件ノート

——泉村での部落有財産統一を考えるために——

湯川郁子

はじめに

一、考察の前提

(一) 泉村の概況

(二) 部落有林野をめぐる対抗関係

二、統一政策の受容

(一) 統一推進の論理

(二) 統一決議

三、統一反対派の対応

(一) 反対派の形成——所有部落茶畠を中心に——

(二) 入会部落の動向——久根・公文名を中心に——

むすびにかえて

はじめに

一九一六年五月二三日、静岡県駿東郡泉村（現在、裾野市東地区）村会で、部落有財産の統一が決議された。これについて五月二六日付の『静岡新報』は、次のように伝えている。

○泉村統一内情 駿東郡泉村部落有財産の統一成功の件は既報したるが、同村は七部落より成れる内、茶畠区のみは千余町歩の土地を有し、他区は殆んど財産を有せず、茶畠有の薄竹産地若干を入会地とせる為め村内の紛争絶えず。明治廿四年以來屢々法廷に争ひしが、六部落にては其判決日に毎年記念会を開きて茶畠に対する怨恨を新にする程の敵愾心を有し、茶畠出身の村吏・名譽職に対する示威として村税の滞納、不信任決議請願、異議申立等、あらゆる手段を講じ、本県最難治の村として他

府県にまで名を知られしが、数年前村民は他町村を視察して村有財産統一の趨勢を知り、県庁の堀田技師・佐々木技手等の説論にも就きて多年の迷夢破れ、現村長勝亦邦俊氏の三重・愛知両県視察を動機として、茲に初めて統一の功を成せるものなれば、今後は円満成る村治を挙ぐる事を得るに至るべしといふ。

しかし、その後の泉村では「円満成る村治」どころか、この決議をめぐって村内が統一を推進する「有資派」と統一決議の取消を求める「細民派」に分かれて対立し、「細民派」が「騒擾」事件を引き起こすに至っている(1)。

統一に反対する声は大字茶畑から上がり、次第に村内に広範な反対派が形成される。反対運動のリーダー芹沢倉次郎によれば、八月上旬には、部落有林野関係者三八〇名ほどのうち三二一名が統一に反対していたという。大挙して東京の弁護士二名を招いて村内の演芸館で「村民大会」が催された。

八月一九日、反対派有志七十余名が村役場に集合し、代表者数名が村長に統一取消の手段を講じるよう懇請、夜になつて村長は村委会を開いた。反対派村民が取り囲むなか、村長は同月二十五日に村委会を開くことを約束、芹沢倉次郎がその場で書き上げた「統一取消ノ為メ村

会ヲ召集スルノ建議案」に、倉次郎はじめ小佐野彦次郎、市野直次郎・川村宇太郎・芹沢弥十郎が署名捺印した。ほかの村議も村民に圧されて統一取消に同意する発言をした。協議会が終了したのは翌日の早朝であった。

二五日の村委会は、静岡警察部から派遣された鈴木警部・沼津警察署長野村幸晴はじめ警官九十余名が村役場二階の村委会内外を警備し、統一反対派村民二百余名が役場周囲を取り囲むなか、午後一時頃開会された。出席議員は一〇名であった。午後四時頃、統一取消建議が三対七で否決されると、激高した反対派村民多数が二階の議場に駆け上がり、取消建議に反対した村議に詰めよった。特に一九日の協議会で建議案に署名捺印しながら今回反対にまわった村議に抗議が集中した。これを收拾するため、村長は村委会を再開し、統一取消建議案が満場一致で可決された。この時村長が「脅迫による決議」と発言したため、再び混乱を招くかと思われたが、村長が発言を撤回し、反対派村民は万歳を三唱して引き上げた。これが泉村「騒擾」事件である。翌二六日早朝、騒擾罪・公務執行妨害罪の容疑で村民多数が検挙され、このうち四三名が予審に付された。

本稿は、部落有財産統一の決議から村内に広範な反対派が形成されるまでの過程を扱い、そこでの対抗関係を整理

し、その対抗関係を支える各部落あるいは部落内諸階層の部落有財産に対する利害関係を明らかにしようとするものである。泉村「騒擾」事件は、一九二一年の「和解」に至る泉村での部落有財産統一の全過程から見れば、突出した事件ではあったが、初期の一経過点に過ぎない。しかしここの対抗関係は、「和解」に至る過程にまで持ち越され、そこでの基本的な対抗関係もある。その意味で、本文稿は全過程の考察を通して泉村での部落有財産統一の意義を考える上での予備的考察という位置にある。

部落有財産の統一は、一九一〇年の内務省・農商務省両次官通牒以降、当時地方町村で展開されていた地方改良運動の重点課題の一つとして積極的に推進された。そのねらいは、部落有財産を統一して行政町村の基本財産を造成することによって未だ脆弱な行政町村の財政基盤を強化し、あわせて「部落割拠ノ観念ヲ芟除」することにより行政町村規模での統合をはかるとする点であった。

一般に部落有財産は部落結合の物質的基盤であるといわれている。結合の物質的基盤である部落有財産が統一されることによつて部落がいかに編成されたかが、地方町村を事例とした研究を通して具体的に明らかにされなければならぬ。その場合、いかなる意味で部落有財産が部落結合の基盤であったのかを問うことなしに、部落有財産の統一

が現実の部落を破壊あるいは再編したと結論することはできない。部落有財産統一の事例研究では、部落にとっての部落有財産の現実的意味を問うことから始めなければならないのである。

本稿の考察は未だ部分的かつ限定的だが、以上のような研究史に対する批判を含意している。本稿での考察を通じて、部落有財産の統一が政策課題となる一九一〇年代の部落にとって部落有財産がいかなる意味で結合の基盤たりえたのか、若干の手がかりを提示したい。

以下の考察では、「騒擾」と題される四冊の予審記録の写し（麦塚・小佐野家所蔵）を主な分析対象とする。この資料には、検挙された反対派村民の任意陳述調書、被告人調書、推進派村議らを中心とする証人調書、被告人身元調書などが収められている。被告人には部落ごとの片寄りがあり、反対運動の中心メンバーが全て含まれているわけではない。また、事件そのものが騒擾罪・公務執行妨害罪としての立件であつたから、尋問の焦点は「教唆」「暴行」「脅迫」の有無に絞られ、部落有林野についての陳述は断片的である。しかし、そのことによつて逆に、部落有林野についての各被告の率直な見解を引き出しえている。特に、なかなか資料として残りにくい下層民の意向を知りうる点で貴重である。さまざま限界を持ちながらも、分

析の対象たりうる価値があると考える。

なお、資料引用にあたって、旧字は新字に改め、適宜句読点を付した。……は省略、「」内は引用者註、引用末尾の⑯⑰などは発言者の一九一六年度県税戸数割等級である。また、『騒擾』からの引用については註記を省略した。

一、考察の前提

(一) 泉村の概況

本稿で対象とする泉村は、静岡県東部、駿東郡中部に位置する。東は箱根外輪山の三国山・山伏峠を結ぶ稜線で神奈川県に接し、西方に愛鷹山、その北方に富士山を望む。地形は全体に東から南西に向かって傾斜し、西部には東海道線（現在、御殿場線）が南北に貫通している（地図参照）。

泉村は、町村制施行の翌一八九〇年一〇月、小泉村から分離独立して成立した⁽²⁾。茶畑・久根・公文名・麦塚・平松・稻荷⁽³⁾の六大字で構成される。大字のなかには最寄りと呼ばれる小集落があり、さらにそのなかにいくつかの組を含むこともある。本稿では、大字を部落と考へる。それは、泉村では大字が、ほかならぬ部落有財産の所有・利用主体であり、かつ村政に關しても村委会員の選出母体

になるなどのまとめを示しているからである。
大字別の戸数は、茶畑二〇一、平松九〇、麦塚三六、久根八二、公文名六八、計四七七である（一九一六年現在）。データが少し古いが地目別の面積を見ると（表1）、茶畑が山林原野を中心に広大な面積を占めている。全体に耕地面積が小さいが、明治末年までに山林・原野を開墾することによって畑が七〇町歩ほど増加している。

生産に関するデータが、今のところ見あたらないので詳しいことはわからないが、一九一六年の「事務報告」には、「東海道鉄道裾野駅ノ所在地ニシテ交通至便、停車場付近ハ準市街地ヲ成シ商賈軒ヲ比ブ。村民ノ多クハ主トシテ農蚕ヲ以テ生業トナシ、所謂箱根竹及苗木ノ特產地トシテ名アリ」とある。ここにいう箱根竹は、部落有林野内に自生している。これを材料とする竹パイプなど竹細工が泉村の「重要工産物」であった。「竹パイプ製造工場ハ現在四ヶ所アリ。職工徒弟約三百名ヲ算ス。年産額優二十五万円以上ニ達スヘキモ、未タ的確ノ調査ヲ遂ケ得ザルヲ遺憾トス。本事業ハ數年以前ノ創業ニ係リ、本村有林ヨリ生スル所謂箱根竹ヲ原料トシ、農家子女ノ副業的手工ニ俟チ製作セラル、モノニシテ、中産階級以下ノ生活費ノ一端ヲ補フ最モ有利ナル事業ナリトス。サレハ社会政策ノ上ヨリスルモ、以來益々發展セシムヘク助成セサルヘカラス。」

泉村地図

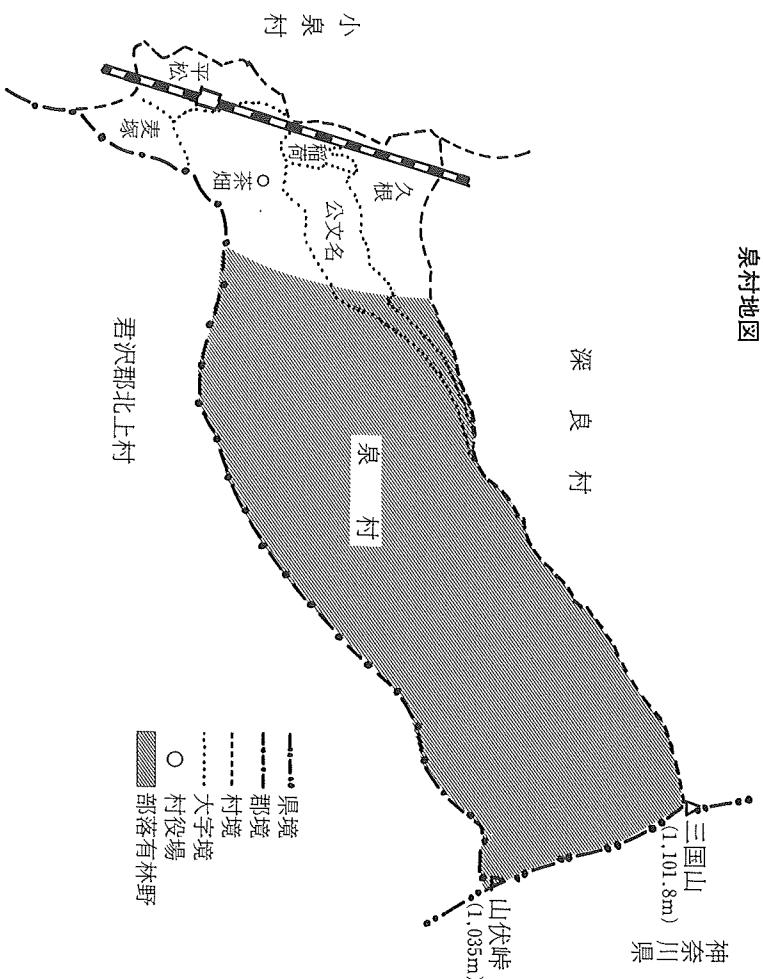


表1) 地目別面積 (1890年頃、単位:町、ただし下2桁は歩)

	田	畠	宅地	山林・原野	その他	計
茶 畑	58.4321	40.9821	9.5605	1429.8823	0.5806	1539.4516
平 松	12.8816	25.1818	1.4307	8.6310	0.2324	48.4715
麦 塚	12.8426	9.2404	2.1718	6.6126	0.3022	31.1906
久 根	29.6625	10.8423	4.5621	95.5419	0.8001	141.4229
公文名	26.8811	8.3828	3.7803	78.1810	0.8216	118.0608
稻 荷	8.8926	9.9903	0.8410	0.6003	0.0429	20.3811
計	149.6205	104.6407	22.3604	1619.4701	2.8008	1898.8925
1911年	146.9511	174.2806	25.6321	1552.2517	0.1626	1899.2921

表註)『明治二十三年 元小泉村分離書類 第一課』(裾野市役所所蔵)より作成。ただし、1911年の数値は「明治四十四年泉村事務報告」による。

表2) 1916年度前半期県税戸数割等級価額表 (単位:戸、円)

	久根	公文名	茶畑	平松	麦塚	計	一戸当課税額	課税額計
特等			1°			1	42.80	42.80
1等					1△	1	20.00	20.00
2等			1			1	10.00	10.00
3等			1°			1	7.40	7.40
4等			1			1	6.00	6.00
5等		1	1	1°	2®	5	4.19	20.95
6等		3	3	2°		8	3.44	27.52
7等	3		2	2	1	8	2.78	22.24
8等	1	2®(1)	3°	1	2	9(1)	2.23	20.07
9等	1	1	6	2	2®(1)	12(1)	1.77	21.24
10等	4	5	6(1)	4	2(1)	21(2)	1.40	29.40
11等	4△	9°	12	5	4(1)	34(1)	1.12	38.08
12等	8	8(1)	19®(2)	13(1)	1	49(4)	0.93	45.57
13等	7(1)	9	22(4)	16(1)	4	58(6)	0.74	42.92
14等	7(1)	9	42°(6)	5	2	65(7)	0.53	34.45
15等	8	10	31(3)	21(2)	6	76(5)	0.33	25.08
16等	24(3)	25	49(12)	18	9	125(15)	0.22	27.50
免除	1		1			2	0	0
計	68(5)	82(2)	201(29)	90(4)	36(3)	477(43)	*0.925	441.22

表註)『大正五年 村会決議書 駿東郡泉村役場』(裾野市役所所蔵)より作成。*は概数。空欄は0。数値右肩の◎は村長、○は統一賛成村議、●は統一反対村議、△は態度不明の村議を示す(いずれも「騒擾」事件当時)。また()内の数値は「騒擾」事件予審被告43名の分布を示す。なお、茶畑に等級不明者が1名いる。合計欄にはそれを含めた数値を示した。

また、その他の竹製品も「逐年隆盛ニ赴キ、就中海外輸出品ノ生産額多カラントスルノ趨勢アル」として、バイスケ（年産額八〇〇〇円）、ペン軸（二六〇〇円）、ビン筆（二〇〇円）をあげている⁽⁴⁾。

表2は一九一六年度前半期県税戸数割等級の分布を大字ごとに示したものである。負担免除者二名のほか四七五名が特等、一等から六等までの一七等級に分けられる。下の等級にいくほど分布が厚いのが泉村の特徴で、総戸数の四分の一以上が最下等の一六等である。かなり階層分化が進行していくことが窺われる。それは、特に茶畠・麦塚に顕著である。

泉村「騒擾」事件で予審に付された四三名の「身元調書」（泉村の駐在所巡査が作成）をもとに、各等級の暮らしぶりを表3に示した。これを参考に部落内のおおよその階層区分を試みておきたい。おそらく七等以上を「上流」の地位にあり「名誉信用」もあると見ていいのだろうが、該当者がないため詳しいことはわからない。八等から一〇等までが、ほぼ「中流」の地位にあり「相当の信用」もある。二〇〇〇円から六〇〇〇円程度の資産を持ち、豊かな生活をしている。部落によりばらつきはあるが、村委会員や部落重立といわれる人々⁽⁵⁾の多くは一〇等までの層に集まっている。部落を代表しうる層として特等から一〇等

までを部落上層と考える。「一等から一二等までは「下等」ないし「普通」の地位にあり、名声は「なし」か「普通」である。三五〇円ないし二二〇〇円程度の資産を持つ、「普通」の生活を営む。彼らを部落中層と考える。一四等以下は「下等」の地位、名声はなく、資産なしが七名で資産を持つ者でも三五〇円程度までが多い。資産三五〇円の者が自らの資産状況を「家屋敷のみ」と陳述しているから、田畠をほとんど所有していないと考えられる。小作・日雇い・竹切りなどに従事し、「下等の生活」・「貧困」・「困難」・「辛うじて」という暮らしぶりである。こうした層が泉村では半数を超えている。彼らを部落下層と考える。

（二）部落有林野をめぐる対抗関係

本稿で問題とする部落有林野は、箱根山の西斜面一帯に広がる一三〇〇町歩近くの山林・原野および若干の畠である。大字久根・公文名にまたがる江ノ浦山を除いて、ほとんどが大字茶畠の区域内にある。部落有財産統一の対象となつた各部落の所有面積を表4に示した。江ノ浦山六四町歩余が久根・公文名の共有地であるほかは、ほとんど茶畠一部落の所有に帰している。茶畠の芦沢又一郎らの奔走で、一八八〇年九月「官民区分之義ニ付願」が容れられ、

表3) 泉村「騒擾」事件予審被告の暮らしぶり

等級	地位	名 声	資 産	生 活 方 法 な ど
8等	中流	相当の信用	6000円	常に農業に従事、生計裕か。
9等	中流	相当の信用	2000円	農業に従事、裕福の生活。
10等	中流の下	相当の信用	3500円	平素農業に従事、普通の生活。
	中流	なし	2800円	農業を営み、裕かな生活。
11等	中等	なし	800円	農業に従事、生活中等。
12等	普通	なし	1500円	農業の傍ら商を営み、家計普通。
	上流	名誉・信用あり	1000円	自己は隠居暮らし、裕福。長男は7等。
	普通	普通	750円	農業を以て、普通の生計。
	中流	低い	500円	農業を主、本人は提灯の張替等、長男が送金、生活に差支えなし。
13等	下等	なし	1200円	普通の生活。
	下等	なし	570円	農業に従事、その日の生活に差支えなし。
	普通	なし	550～560円	農業に従事、普通の生活。
	下等	普通	450円	常に農業に勉強、普通の生活。
	下等	なし	400円	農業に従事、普通の生活。
	下等	なし	350円	農業に従事、困難な生活。
14等	下等	なし	500円	農業に従事、下等ながら安堵に暮らす。
	下等	なし	400円	農業により、下等の生活。
	下等	なし	300円	農業に従事、下等の生活。
	下等	なし	300円	農業により、下等の生活。
	下等	なし	240～250円	平素農業を営み、家計裕かならず。
	下等	なし	200円	農業に従事、下等の生活。
	下等	なし	なし	他人の小作、貧困な生活。
15等	普通	なし	200円	農業により、普通の生活。本人は長く竹パイプ業に従事し一月20～30円位の収入があったが目下無職。
	下等	なし	120円	農業に従事、下等の生活。
	下等	なし	120円	農業により、下等の生活。
	下等	なし	100円	別家をなし農業に従事、ようやく糊口をなす生活。
	下等	なし	100円	小作農を営み、貧困ながらその日の生活に差支えなし。
16等	下等	なし	300円	常に農業に従事、下等の生活。
	下等	なし	200円	常に農業に従事、下等の生活。
	下等	なし	200円	常に農業を以て、貧困の生活。
	下等	なし	100円	農業に従事、下等の生活。
	下等	なし	100円	農業に従事、下等の生活。
	下等	なし	100円	農および水車を業とし、下等の生活。
	下等	なし	100円	農業に従事し、下等の生活。
	下等	なし	100円	農業の傍ら家族がパイプ職工により得た賃金により辛うじてその日を生活。
	下等	なし	80円	小作農および竹切等をなし、辛うじて生活。
	下等	なし	なし	農業に従事し、下等の生活。
	下等	なし	なし	農業にて、辛うじて生活。
	下等	なし	なし	辛うじて生活（前項の同居家族）。
	下等	なし	なし	小作農を以て、辛うじて生計。
	下等	なし	なし	小作農に従事し、生活困難。
	下等	なし	なし	日雇稼・小作農により、僅かに生活。
不 明	下等	なし	なし	小作農で、貧困の生活。

表註) 各「被告人人身元調書」より作成。

茶畠の所有が確定した。これにより官有地編入はくい止められたが、その後の地券名義書換をめぐる紛争や一八九一年の「協議費精算訴訟」などに示される所有部落茶畠と非所有入会部落との間の対抗関係を生じさせることになった。

利用関係を示したのが表5である。単独所有地・共有地以外の入会地には、境界を定めて部落ごとに入会していた。全体としてみた場合、茶畠・麦塚・平松で一団地、久根・公文名で一団地というまとまりがあったという。入会地の公租公課は、所有部落の茶畠と入会部落との間で七対三の割合で負担し、産出物の売却利益もやはり七対三の割合で取得されていた。

ちなみに当時の学説・判例では、入会権は①共有の性質をもつ入会権（入会当事者が所有権を共有する）と②地役権の性質をもつ入会権（他人の所有権に対し地役権を有する）の二つに分類されていた。一九一五年の鑑定書⁽⁶⁾は、「官民有区分願」はじめ証書類にこの部落有林野が各部落の共有地であることが明記され、それを茶畠も認めていること、および公租公課の負担・産出物取得の事実から、この部落有林野の入会権が共有の性質をもつものであるとし、その持ち分の割合を茶畠と入会部落で七対三としている。

部落有林野をめぐる村内の対抗関係としては、制度上の所有・非所有を軸とする茶畠部落対入会諸部落の関係、入会利用を軸とする各部落間対抗および茶畠・麦塚・平松部落対久根・公文名部落という関係が想定される。

もう一つ、所有部落である茶畠内部に、部落有林野の開墾をめぐる利害を軸とする対抗関係があつたことを指摘しておかなければならない。対抗の直接の契機は、柏木格太郎が村長をつとめていた一九〇〇年四月七日に村委会決議された「樹木植付土地開墾及土地賃貸借ニ関スル規定之件」⁽⁷⁾（以下、「開墾規定」と略記）である。

これは茶畠所有山林原野の利用全般について、二五か条にわたって規定したものである。このなかで特に重要なのは、開墾の制限、植林の実施、竹林の保護である。

開墾については、今後、開墾は「樹木植付ヲ目的」とする「開墾試作」に限り、期限を定めて耕作を許すが、期限後は植林して森林涵養につとめるというのが趣旨である。例えば「茶畠一大字ニ属スル山野中」の「開墾試作地」としては、指定した一七筆中のおよそ一五町歩に限定し、戸三反に制限、一九一二年度を期限として初めの三年間は無料のち一〇年間は賃貸料一反平均五〇銭、その納入は「試作」「開墾者」一同連帶責任ノ義務」であった。

植林は、一九〇〇年度中に指定した一一筆中およそ三

表4) 部落有財産統一の対象となる各大字所有地の面積(単位:町、ただし下2桁は歩)

所有大字名	宅 地	田	畠	山林・原野	その他	合 計
茶 畑	0.0318	0.0028	55.1426	1172.5304	0.2407	1227.9632
平 松	0	0	0	0.4210	0.1829	0.6109
麦 塚	0	0.4928	0.0623	0.1407	0.2026	0.9124
久 根	0.0026	0.0424	0.2421	0.9616	0.5311	1.8008
久根・公文名	0	0	24.6423	39.9606	0	64.6100
公 文 名	0	0	0.0008	0.5814	0.6718	1.2610
稻 荷	0	0	0	0.0111	0.0202	0.0313
合 計	0.0414	0.5520	80.1111	1214.6209	1.8703	1297.2027

表註)『大正五年五月以降 財産統一ニ関スル証拠書類 泉村役場』(裾野市役所所蔵)より作成。なお、久根・公文名の所有関係は入り組んでいるが、ここでは単純化して示した。その他は雑種地・墓地・溜池。

表5) 部落有林野(山林・原野・畠)の所有・入会関係(単位:町、ただし下2桁は歩)

		畠	山林・原野	合 計
茶 畠 所 有 地	茶 畑 单 独 所 有 地	19.1222	111.1708	130.3000
	茶 畑 ・ 平 松 関 係 地	24.4300	264.7711	289.2011
	茶 畑 ・ 平 松 ・ 麦 塚 関 係 地	11.5904	356.8416	368.4320
	茶 畑 ・ 久 根 ・ 公 文 名 関 係 地	0	439.7329	439.7329
	小 計	55.1426	1172.5304	1227.6800
久 根 ・ 公 文 名 共 有 地		24.6423	39.9606	64.6100
合 計		79.7919	1212.4910	1292.2900

表註)『大正五年五月以降 財産統一ニ関スル証拠書類 泉村役場』(前掲)をもとに、1919年1月11日『泉村茶畠外四ヶ大字申合案』(麦塚・勝俣家所蔵)を参考に作成。なお、久根・公文名の所有関係は入り組んでいるが、ここでは単純化して示した。

一町歩に実施し、森林として繁殖をはかることがめざされた。

自家用以外の小竹類の伐採については、一年生の新竹伐採禁止のほか、小竹類の繁殖と保護のため、茶畠三、麦塚・平松一、久根・公文名一、計五名の委員を設けて「小竹篠竹伐採運搬其他小竹類ニ関スル一切ノ權ヲ専任」し、小竹類伐採者に鑑札を交付、「一束三厘の料金を徴収することなど、かなり詳細に定めている。

そして、以上の開墾賃貸料・森林の樹木伐採売却代金・小竹類伐採料は、「泉村茶畠基本金」として増殖されることになった。

しかし、この規定をめぐっておそらく紛争が生じたのだろう。一九〇一年七月一八日に、久根・公文名部落有力者を仲裁人として、茶畠部落の芹沢倉次郎立会のもと、茶畠開墾者一〇〇名・茶畠非開墾者二七名・平松人民惣代・麦塚人民惣代との間に「示談完結書」が交わされ、村長服部大輔に提出されている(8)。

「示談完結書」では、開墾地の範囲を既に開墾された字市場平を除いて六〇町歩とし、使用期限を一〇年とするが、開墾目的としての「樹木植付」の文言が消え、その期限後においても畠地としての耕作を認めている。植林を目的とする以外の開墾は認めないとする原則は大きく後退す

ることになった。そのほか、箱根竹に関しても、「女竹ハ如何ナル事情アルモ一年生ハ自家用ノ外伐採セサル事」の一項にとどめられている。

「開墾規定」から「示談完結書」までの過程は、部落有林野の利用にある程度の近代的統制を加え、森林資源として有効利用をはからうとする試みが挫折したことを見ている。ここで注意すべきは、「示談完結書」の署名から、茶畠・平松・麦塚の各部落間の対抗とともに、茶畠部落内部に開墾者と非開墾者との間の対抗が認められることがある。茶畠開墾者の代表になっているのは、戸数割等級で二等ないし一四等である。茶畠開墾者は、部落中層を代表者とする中・下層民の広範な集団であった。彼らは、耕地面積の小さい泉村にあって、開墾畠での耕作に依存しなければならない。そのことが茶畠内部で部落有林野の利用をめぐって、開墾畠に依存しなくともよい非開墾者との間に利害対抗を生じさせていたのである。茶畠の開墾者は、後に自ら「開墾派」と称し、一九一五年の村議選では自分たちの代表を村委会に送り出している(9)。

泉村政に関して付言すれば、ちょうど「開墾規定」を決議した一九〇〇年頃から、村委会議員選挙のたびに「異議申立」がなされたり(10)、村長不信任決議が提起されたり、あるいは滞納が広がる(11)など、村政「紊乱」とみなされ

る状況が生じ、また時を同じくして、村会議員らの二派対立が始まる。

村政上の二派対立は、一九一六年現在のメンバーで言え

ば、一方が、勝俣邦俊村長・芹沢多根・柏木格太郎・清水勘右衛門を中心に服部栄次郎・川村宇太郎・芹沢弥十郎であり、一方が、芹沢倉次郎・小佐野彦次郎・藤原重治・市野直次郎である。本稿では便宜上、前者を村長派、後者を反村長派と呼ぶ。

村長派の中心メンバーのひとり芹沢多根は、村内で佐野原委託倉庫株式会社と芹沢銀行を経営する泉村一の資産家である。静岡県東部の各地方銀行の大株主でもあり、また県会議員（副議長）でもあった。部落のなかでも「茶畠ノ大頭」と見られている。村長派は、反村長派が指摘するように、芹沢多根と商業上のつながりのある者や親戚関係にある者が多かった。

階層からみると、村長派の中心メンバーはいずれも村内のトップクラスであり、反村長派はそれに次ぐ位置にある。一九一四年に村長辞任と同時に村政上の活動から引退した平松の服部大謙は、反村長派の中心メンバーである。同じ平松の村会議員は、「前ニモ小作党ヲ作ツタリシテ字ヲ騒ガセタ人デ、困ツタ人物テス」と指摘している。反村長派の方がやや下層に依拠していたと推察される⁽¹²⁾。

両派はほぼ交互に村長をつとめるなど村政上では拮抗していたが、服部の村長辞任以降、村長派がやや優位になつていた。

冒頭に引用した新聞記事は、村政「紊乱」の要因を入会部落の所有部落に対する「敵愾心」に求めているが、村政上の対抗関係と部落有林野をめぐる問題との関係については、今のところ明確にしえない。一九〇〇年代の泉村政についてはそれ自体検討すべきだが、ここでは、「開墾規定」の当事者である柏木格太郎が「茶畠持ノ山ノ件ニ関シ……常ニ争ガアルノテ夫レガ為メ村内ハニ派ニ分カレテ居」たと証言していること、後に統一反対派が、勝俣邦俊村長時の「村治紊乱」の前史として前述した開墾の制限とその緩和を位置づけている⁽¹³⁾ことから、少なくとも村長派と反村長派との対立の一つの争点であつたことを確認するにとどめる。

二、統一政策の受容

(一) 統一推進の論理

泉村で部落有林野統一が問題とされるようになったのは、統一決議の五、六年前とも三、四年前とも言われる。いくどか県庁・郡役所から内訓があり、村としても一九一五

年一月に、すでに統一を済ませた安倍郡諸村の視察をしている。しかし、それも村当局と村委会員の一部の間のことである、一般村民の閲知するところではなかつた。

一九一六年五月一二日、県の佐々木技手が来村し、村委会員や有力者を集め、部落有林野統一の利害得失についての講話をし、統一を勧めた。これ以後、泉村での部落有林野統一は急展開する。

村長勝俣邦俊（麦塚在住）と芹沢多根が、部落有林野統一の積極的推進者であつた。

勝俣村長は、泉村の部落有林野の現状を、「近時概シテ荒廃ニ傾キ、殊ニ箱根竹ヲ産スル場所ノ如キ今後四、五年間位ノ採取分残有スル位」と認識する。これは、竹細工業についての村当局の認識と符合している。「需要ノ盛ナルト竹林ノ管理不完全ナルトニヨリ竹林濫伐ノ結果、原料著シク払底ヲ告ケ、已ヲ得ス他府県ヨリ供給ヲ仰キツ、アルモ概シテ品質劣悪、加フルニ限リアル供給力ハ到底需要ヲ充スヘクモアラザルナリ。是ニ於テカ、竹林管理ノ方法ヲ確立シ弥々益々保護造成ノ途ヲ講スルニアラズンバ、本事業ノ前途洵ニ寒心ニ堪エサルモノアリ」⁽¹⁴⁾。今や村の重要な産業となつた竹細工業の助成発展のため、その材料となる部落有林野内の竹林の保護は、行政村の緊急の課題となつていた。そこで村長は、県当局からの勧奨を契機に、

「村永遠ノ利益ヨリスレバ統一ハ勿論村民全体ノ利益ニアリマス」として統一を推進するのである。

芹沢多根は部落有林野について、「地方特産ノ箱根竹ヲ産シ且ツ林場樹木等アツタガ、近年擅ニ開墾ヲ為シ或ハ樹木乱伐等ノ為メニ大分荒レタ場処モアリ、私モ前ニ苗木二万本ヲ寄付シ植林セシメタ事ナドモアリマシタ。又、竹木ノ保護モ完全ニ行カズ、且他部落ヨリ入会等ノ干係モアリ色々ト複雑シタ干係デ、村ノ平和ヲ害シタ様ナ事モアリマシタ」と述べ、部落有林野の統一が「数年来ノ宿題」であり、「村ノ有志者モ希望シ居タル」ところでもあつたとす。茶畠の他の村委会員は、やや受動的ではあるが、次のように述べている。清水勘右衛門は三、四年前から県の出張吏員の「県下テ統一ヲヤツテ非常ニ好成績ヲ挙ケタ処モアリ、殊ニ本村部落有山林ノ如キハ実測踏査ノ結果ニヨリベ大分不毛ノ場所モアルカラ統一シタラヨカロー、左スレバ植林モ出来、土地ノ改良モ出来テ、将来ノ為メニモヨカラートノ話」に、「自分モ大イニ賛成シテ是非統一シタイト思フテ居」た。柏木格太郎は佐々木の講話を聞いて、「将来ノ為メニハ是非統一ヲ可トスト考へ」た。また芹沢弥十郎も「統一ニナレバ濫伐ヲ防キ植林スル様ニナツテ将来ノ為メニハ非常ナ利益ニナルノテアリマス」と言う。

部落有林野の所在地であり、またその所有権をもつ茶畠部落の上層にとって、入会林野の荒廃は憂慮すべき問題であつた。一九〇〇年の「開墾規定」によつても、他部落の

入会権や部落内の開墾者の利害を統制することはできなかつた。竹細工業の発展による竹の採取は、林野の荒廃をさらに進めるものと受け取られたに違いない。茶畠部落にとって統一は制度上の所有権喪失を意味するが、統一して村有にすることで行政村の権威で入会権を整理し、林野の有効利用をはかることこそが、部落にとって利益だと考えられたのである。

入会部落にはどのように受けとめられたろうか。「茶畠部落民ハ統一サレルト権利上活動範囲ガ狭バマルコトニナルノテ、其ノ茶畠部落ノ為メニハ統一ハ却テ損失テアル」。「茶畠以外ノ各部落テハ其ノ統一ノ結果ハ無論利益タロート思ヒマス。茶畠部落トシテモ統一ノ結果、地所ノ保護ヲ受クル様ニナレバ将来利益タロート思ヒマス。」「茶畠・麦塚・平松ノ三字ハ其ノ三字ノミニ権利ヲ有シ居タルトコロ、統一ノコトニオルト公文名・久根部落民カ這入ツテ来ルノデ、從ツテ竹木等ノ採取範囲ガ縮小サレル」。部落有林野の統一は、その利用面で、入会部落、特に久根・公文名にとつてむしろ有利であると考えられた。

平松の服部栄次郎は、「如何ニモ結構ナ話」だと言い、

同じく平松の川村宇太郎は、もともと公文名の出身であつたので、「統一案ハ全字ノ為メニハ有利ノ様テ」あつたため賛成の立場をとる。

公文名の藤原重治は、「統一サレルト私ノ公文名部落民ハ其権利上活動範囲ガ広マルト云フ事ニナリ、適度ノ村条件ヲ定ムレバ部落民ハ其収入ノ上ニ於テモ毫モ影響ハ來サズ、場合ニ依ツテハ却テ收入ヲ増ス事モ出来ルノデ、……久根・公文名ニ所属スル江ノ浦ノ六十町余ノ地所ヲ提供シテ迄モ賛成シタノテアリマシタ」と述べている。

公文名の室伏与三郎は、「元来私ノ居村公文名ノ部落有財産ニ対シテハ入会権ヲ有スルノテ所有権ハ茶畠ノモノデアリマス為メ、何故其所有権ヲ茶畠ノ為メ取ラレテシマイマセヌカ」⁽¹⁵⁾ト云フ様ナ杞憂ヲ一般部落民カ抱イテ居リマスカラ、之レガ村有ニ統一サレ、バ其憂ヒモナク村ノ基本財産ハ出来税金ハ低減サル、ニ至ル事故、公文名部落ノ為メニモ村ノ為メニモ有利ト信ジマスカラ、最初ヨリ統一ニ賛成致シマシタ」と言う。また、「私居村ノ公文名テハ茶畠持ノ地處ニ入会シテ居ルノテス。夫レニ付キ之レマテ屢々紛擾ヲ起シタコトガアルモノテス。……統一セバ紛云モナクナリ、二十年三十年後ニハ泉村ハ有福ニナル筈テアリ、夫レ故公文名字ハ勿論、泉村全部ニ取りテモ最モヨイ」とする。

久根の市野直次郎は、「以前久根ト茶畠間ニ入会ノコトニ付訴訟ナドガ起ツタコトガアリ、旁々統一セバ左様ナコトモナク、村将来ノ為メ好結果ヲ得ルヘシト信スルノテ統ニ賛成スル」。

入会部落にとつて、統一それ自体は、茶畠の所有権が行政村に移行するというに過ぎない。それは、部落有林野をめぐる所有部落対入会部落という対抗軸が、部落対行政村落という対抗軸に移行することを意味する。しかし、入会部落にとって、当面新たな対抗軸の問題よりは、むしろ、茶畠一部落所有が解消されることの方が大きかった。部落有林野のほとんどが茶畠の所有に帰していったことが、入会部落の住民一般に「杞憂」を抱かせ、所有部落茶畠との「紛擾」・「紛糾」・「訴訟」などの原因になつてゐた。

統一によつて、それが解消され、しかも、統一は入会部落の利用にとつてむしろ有利であったから、久根・公文名では共有地の江ノ浦山を行政村に寄付しても統一に賛成するのである。

(二) 統一決議

五月一四日、泉村では再び佐々木技手の出張を求め、まず茶畠の有力者を村役場に集めた。茶畠側からは「部落有財産ノ内従来大字茶畠テ单独テ處有シテ居タ百二十何町歩

カハ茶畠ノ区民百八十余名ノ処有トシ、外カニ其ノ土地ノ側ニ尙ホ六十町歩丈ケ山ヲ付ケ夫レハ自由ニサセヨウト云フ条件」が付けられた。佐々木は難色を示したが、郡長の斡旋で容れられたという。翌五一日、こんどは各部落から選出された「泉村部落有財産統一并入会権整理委員」(以下、整理委員と略記)が村役場に集められて協定委員会が開かれ、「協定書」が採択された。続いて二二日に村委会が開かれ、「部落有財産統一処分并入会権解除ノ件」として、「協定書」とこれに若干の修正を加えた「協定条項修正書」が提出され、「満場一致」(三名欠席)で可決された⁽¹⁶⁾。勝俣村長は直ちに決議執行の認可を申請し、二十四日、郡長はこれを認可した。

二二日の決議は、各大字有の土地全部を次の条項により泉村に寄付し、從来各大字が保持してきた入会権を放棄するものであつた。

- 一、從来ノ権利者一戸ニ付土地壹町參反歩(以内)宛ヲ区画シ、任意使用ヲ許スモノトス。但、大字茶畠権利者全部ニ対シテハ、約六十町歩ヲ特別ニ使用セシムルコトヲ認ムルモノトス。
- 二、開墾地ハ從来ノ契約(年限)ヲ泉村ニ於テ繼承スルモノトス。
- 三、植樹地ハ植栽者七分五厘、泉村一分五厘ノ部分林ト

ナスマノトス。

四、從來ノ緣故アル土地ニ限り左ノ通り寄付スルモノトス。

「左記略、各部落の関係寺社への寄付、一〇町歩程度」

五、左記ノ土地ハ從來ノ緣故ニ依リ芹沢多根外百八拾弐名ヘ金參百円ヲ以テ特売スルモノトス。(関係者ノ申出アルトキハ特売人ノ氏名ヲ変更スルコト。)

一、茶畠単独所有土地ノ内村社浅間神社へ寄付シタル反別全部。「一二〇余町歩」

六、点在地ニシテ且管理不便ナル土地ヲ從來ノ緣故ニ依リ左ノ通特売スルモノトス。

「左記略、一・五町歩程度」

七、以上ノ外、竹林保護地及造林地ヲ区画シ、技術者ノ指導ニ従ヒ、泉村營ヲ以テ施業スルモノトス。

八、從來取得シタル地上物件ノ処分済ニ係ル分ハ、本協定ニ基キ為シタルモノト看做シ、追認スルモノトス。

九、本協定事項実行上ノ細目ハ村委会ノ議決又ハ村条例ヲ設定シテ定ムルモノトス。(17)

つまり、茶畠単独所有地は茶畠権利者に有償譲渡し、それ以外の入会部分と久根・公文名共に有地を区分整理の対象とした上で、①各権利者に一・三町歩以内の任意使用を認めること、これは、その範囲内で從来の入会利用を存続させる

ことを意味する。②開墾地そのほか從来の関係は当面維持する。③從来の所有部落である茶畠に六〇町歩の特別使用地を認める。とし、新たに④村営施業地を設定して竹林保護と植林につとめる、というものであった。

部落間の利用上の利害は、所有部落茶畠に単独所有地の有償譲渡と特別使用地の設定を認めることで調整がはかられた。柏木格太郎は、五月一五日の協定委員会での様子を、「茶畠テハ条件ノ申出テガアリマシタケレトモ、外ノ字テハ何レモ大賛成テアリマシタ」と伝えている。

所有部落茶畠の村議は、開墾・箱根竹の採取・錯綜した入会關係が所有林野の荒廃を招いていると認識し、入会關係を区分整理し、それをを通じて森林資源としての有効利用をはかることが部落の利益であるとする觀点から、統一政策を積極的に受容する。そして、入会部落にある所有部落との対抗を背景とした部落利害は、ここでは統一を推進させる方向に作用した。こうして五月二二日の村委会で、村長派・反村長派を問わず、出席村議全員が統一に賛成することになった。

しかし、全く反対意見がなかつたというわけではなかつた。麦塚の小佐野彦次郎は、統一には「元來不賛成」であったが、村委会当日は母親病気のため欠席している。後に反対運動のリーダーとなる芹沢倉次郎は村委会では統一に賛成

成しているが、その事情を次のように述べている。「統一ノ話ハ数年前ヨリノ問題テシタガ、私ハ反対ヲ主張シ居タル為メ、多根一派ハ同志会⁽¹⁸⁾ノ者共ニ何ニカ私ヲ中傷シ、其為メ同志ノ者モ私ノ反対理由ヲ傾聴セナカツタノテアリマス。本年五月月中旬統一委員ヲ定ムル話アリタル際モ私ハ話コソ受ケタガ其選定ニハ自ラ避ケテ干与シマセンテシタ」。しかし、「統一ノ協定ガ意外ニモ容易ニ出来テ二十二日ノ村会ニハ満場異議ナク可決トナルベキ大勢テシタ。夫レ故私ハ一人反対スルモ無益ナリト信シ不本意ナガラ賛成シテ置イタノテス。」

三、統一反対派の対応

(一) 反対派の形成——所有部落茶畠を中心に——

一二日の佐々木技手の講話後一五日の協定委員会までに間に、各部落あるいは各最寄りで統一についての話し合いがもたれ、整理委員の選出と「委任状」や「誓約書」への署名捺印がなされた。

芹沢多根は、「村民ニ統一ノ話ヲスル際ニハ、入会其ノ他ノ干係ヲ印刷シ夫レ夫配布シ以テ其ノ利害ヲヨク判ルヨウニ致シ、其ノ上テ村民ニ一人ノ異存モナク統一ニ賛成シタ」と言い、整理委員となつた部落重立も、「統一ヲセ

スニ済ムモノナレバ今ノ併ニシテ置キタイト述ヘタルモノ」もいたが「夫レモ強イテハ反対ハセス、無事ニ全員ノ承諾ヲ得ルコトガ出来マシタ」、あるいは「区民ノ約半数ハ喜ンテ誠ニ結構ナコトタト云ヒ、残リ半数ハソレテハ仕方ナイカラ賛成スルトカ申シテ、容易ク区民ノ賛成ヲ得マシタ」と語つてゐる。

これに対し、被告たちは次のように述べている。「誠ニ困ツタ事カ出来タト思ヒマシタガ、統一ニ賛成シナケレバ保安林ニスルトカ県有林ニスルトカ云ハレマシタノテ、県有林ヤ保安林ニサレテハ尙ホ困ルカラ、夫レヨリハ統一ノ方ガ良イト思ツテ止ム無ク賛成ノ方ニ印ヲ押シテ置キマシタ。」⁽¹⁵⁾／「整理委員ガ」書イタモノヲ持參シ之レニ調印セヨト云ヒ、之レハ茶畠ノ入会山ガ統一ニナル書付ケデ印ヲ押サネバ官林ニナルカ保安林ニナルトカ云ツテ威サレタ為調印シタ」。⁽¹⁶⁾／「最初ノ咄デハ、県庁ノ技師ガ来テ日本全国一般ニ統一スル事ニナツタノデアルト云フ様ナ咄テアツタカラ、左様ナ規則ナレバ是非ガナイト思ヒ賛成シタノデ在リマス。」⁽¹⁷⁾／「其ノ時分、統一トハ何ノ事カ、又ソレガ私共ノ利益ニナル事カ不利益ニナルコトカ、更張リ判リマセンテシタガ、皆様ノ賛成サレルコトナラ賛成シマスカラ宜シイト申シテ置キマシタ。」⁽¹⁸⁾

両者の言い分は真っ向から対立するが、三日間という

「合意」形成期間を考えると、あまりに短時日のうちに性急かつ強引に事が運ばれた点は否めない。

茶畠では、村会決議直後の五月下旬頃から統一反対の声が聞かれた。統一に反対する人々は、最寄り単位での話し合いを重ね、三一日には浅間神社で茶畠全体の「部落民ノ懇集会」を開いた。一二六名が集まつたという。ここで「統一破碎決議」をあげるとともに、官民有区分の時の功労者芹沢又一郎の息子芹沢倉次郎に運動の「総代」を依頼した(19)。

茶畠の住民は、部落有林野統一をどのように受けとめていたのだろうか。以下、予審調書にみられる被告たちの統一反対理由を列挙する。

「私ハ山稼テ暮ラシヲ立テ、行クモノテスカラ、直ニ生活ノ方ニ干係シテ来マスノデ、一生懸命ニナツテ反対ヲシテ居ルノテス。」(16)／「統一ハ吾々細民ノ為メ非常ニ不利益故、是非統一ヲ取消シテ貴ウ事ニ一同運動シマシタ。」(16)／「是マテ通り自由ニ山稼ガ出来ズ、私共細民ハ食フコトモ出来ナクナルカラ」(16)／「其ノ決議通りニナルト、是迄ノ様ニ自由ニ箱根竹ヲ刈ツタリ草ヲ刈ツタリ薪ヲ取ルコトカ出来ナクナルノテ、私共ノ不利益ニナルノテス。左様ナルト私共ハ其決議ニハ反対テアリマシタ。」(16)／「私共ハ主トシテ山テクラシヲ立テ、居リマスカラ、統一ニハ贊

成ハ出来マセヌ。」(16)／「私ハ農業ヨリ竹伐方ヲ多ク遣ツテ居リマシタ。統一ハ吾々ノ為メニ不利益テアリマスカラ」(16)／「個人持チャ村持チニスルト是レマテ自由ニ這入テタノガ這入レナクナリ、從テ活計ニマテ差支ヲ來タスノテス。」(16)／「私ハ統一ト云フコトハヨク知リマセヌガ、人カラ聞イテ考ヘルト、ソ一云フコトヲサレルト是マテ通り自由ニ山稼ガ出来ズ、私共細民ハ食フコトモ出来ナクナルカラ、ソレテ反対ヲ云フ訛テス。」(16)／「私共ハ百姓モ少ナク山稼ヲ元トスルモノテスカラ、統一サレテハ食フコトカ出来ナクナルカラ反対テス。」(等級不明)／「統一ト云フ意味ハ判ラヌガ、左様ニコトヲサレルト從来通り稼キガ出来ナクナルト思ヒ、統一ト云フコトハ嫌ヒテアリマス。」(15)／「私ハ農半分竹伐リ半分致シテ居リマシテ、統一ハ私共ノ為メニ大不利益テアリマスカラ、一生懸命取調ニ運動シマシタ。」(14)／「部落持トシテ之レマテ祖先代々自由ニ這入ツテ稼イテ來タ山ヲ、村持チニサレルト不自由ニナリ場モ狭クナリ私共ハ生計ニモ困ル様ニナルノテ統一ニハ反対テアリマス。」(14)／「其ノ日ノ暮ラシモ出来ナクナルカラテス。」(14)／「私ハ箱根竹ヲ伐採販売スルノヲ生業トシテ居リマスノデ在リマス所、統一ニナレバ其箱根竹ノアル部分ヲ三分シテ其一部ツ、年々伐ラセ其余ハ伐ラセナイトノ事デ在リマスカラ、夫レデハ自分ノ生業ニ差支マ

スカラ現在通り希望スルノテ、只今ハ全部何処デモ伐レマスカラ其方ガ利益ナノデ在リ升。尚、草刈場分割モ私共百姓テハ非常ニ困難ヲ來スノデアリ升。」「私共ハ貧窮デ茶畠持チノ山林カラ箱根竹ヲ切り取り賣ツテ生活ノ主ナ助ケニシテ居ルノテスカ、統一トナルトソレヲ是マテノ様ニ切り取ルコトガ出来ナクナルカラテス。」⁽¹³⁾／「統一ニナレバ自由ニナラズ何テモ鑑札ヲ受ケナケレバナラヌト」云フコトヲ聞キマシタカラ、私共ニハ不利益タト思ヒマシタ。」⁽¹³⁾／「統一ト云フコトヲサレルト部落有ノ山林ガナクナリ村持トナリ又ハ個人持チニ分割サレルト、從前ノ様ニ思フ通リニ山稼ガ出来ナクナルノデ、私ハ統一ト云フ事ニハ反対テアリマス。」⁽¹³⁾／「私等ハ山林ヨリ箱根竹ヲ切り取り生活ノ助ケト為シ居ルモノテスガ、統一サレテハ夫レガ出未ナクナリ鑑札料ヲ出サネバナラズ、其ノ他草刈ノ場所モ不足スルコトニナルノデ統一ニ反対スル訳ケテアリマス。」⁽¹³⁾

彼らの陳述は素朴かつ切実である。自ら「細民」と称し、後には自分たちを「細民派」と称する彼らにとって、部落有林野での「山稼」、特に箱根竹の採取は各家の再生産に欠かせないものであった。村内最下層の戸数割一六等の人々は、主に「山稼」で暮らしを立てていたり、「農業」より竹切りの比重が高い。一四等でも「農半分竹切り

半分」であり、一三等になると「百姓」としての草肥・薪炭採取についても触れられるが、それでも生計補助としての箱根竹採取の意味は小さくない。竹切りなど部落有林野の利用は、彼らにとって「自由」になっていた。少なくとも鑑札料・使用料などが個別に徴収されることはない。統一により利用範囲が狭められ、使用料などが徴収されることになれば、生活への打撃は大きい。前に茶畠の協議員をつとめたという一二等の被告は、茶畠部落全体の利害をまとめる形で次のように述べている。「私地方ニテハ田畠カ少ナク主ニ山稼テ生活ヲイタシテ居ルノテス。左様ナ事ニナルト山行キニ付テモ地面ニ制限アリ、薪ヤ箱根竹等ノ収穫モナクナリ、而カモ使用料ヲ取ルト云フ話シテンタカラ、生活上非常ニ困難ヲ來タス事ニナルノテス。左様ナ訳ケテ是非トモ從前通りニシテ貰ヒタイト思ヒ、申上ケタ決議ニハ反対テ居タノテアリマス。」

「先代ノ苦心」を「水泡ニ帰スル」ことは避けたいとする芹沢倉次郎も、やはり第一に箱根竹の問題をあげている。すなわち、箱根竹によつて「部落民一同ハ生計上非常ノ利益ヲ得テ居タ」。これが「統一ト云フコトニナルト箱根竹ヲ採取スルニ鑑札料ガ要ルコト、ナリ」、「非常ナ利益」である。また、統一後の鑑札料あるいは使用料は、「大部分有資力者ヲ以テスル村会テ決スルコト故細民ノ不

利益ニ事ヲ決スルカモ知レヌ、仮リニ使用料ガ安イトシテ
モ細民ノコト故持チ切レナクナリ自然有力者ニ其権利ガ片
寄ツテ仕舞フコトニナル、サスレバ多数細民ハ竹木等採取
ノ権利ヲ失フ事ニナル」として、村会で多数を占める「有
資力者」と「多数細民」との対抗関係のなかで、部落有林
野に関する権利が有力者に奪われると考え、反対してい
る。

倉次郎のほかの陳述からは、茶畠に箱根竹以外の反対理
由もあつたことが窺われる。ひとつは統一を前提とした条
件面での問題である。一戸一町三反以内とされる任意使用
地について、「場所ノ善惡等ヨリ從前ノ如ク思フ様ニ竹・
木・秣等ヲ採取スルコトガ出来」ないとするものや、入会
部落の利用範囲が増大してその分茶畠の利用範囲が縮小さ
れるとするもの、あるいは茶畠の特別使用地について、

「其ノ場所カ定マラズ如何ナル不毛ノ地ヲ割当テラル、ヤ
モ不明ダ」とするものなどである。特別使用地について
は、最寄りでの話し合いの際、久根・公文名入会地中を候
補地としていたが、それが協定書に盛り込まれなかつたこ
とが部落内に「不安」を与えたという証言もある。これら
は部落利害というべきもので、これを追求すれば入会部落
との間に対立は避けがたい。

もうひとつは統一そのものに反対し決議取消を求めるも

のである。前出の箱根竹採取の問題のほかに、「茶畠ハ田
畠ノ小作カ至ツテ高イ處テアル故、此財産統一可行ハル、
事トナレハ小作料ヲ引上ケ或ハ小作権ヲ引上ケラレル事ニ
ナルカモ知レヌ」という危惧がある。これは開墾畠の賃貸
料の問題である(20)。これらは林野の利用をめぐる階層利
害といえる。

茶畠部落の反対派は、六月一日に初めて村役場に統一反
対を申し出、その後数回村役場に押し掛けている。その要
求は、茶畠内部のさまざまな利害を反映して、初めのうち
「或ハ茶畠部落ニ対シ字蟹カ窪中良好ノ場所六十町歩ヲ茶
畠ノ専用ニセヨトカ、或ハ統一決議ヲ取消セトカ、……終
始一貫セナカツタ」(助役の証言)。それが統一取消一本に
絞られるのは、箱根竹採取の利害の切実さと広範さによる
と思われる。

統一推進派の芹沢多根は、茶畠部落内の統一反対理由を
ほぼ正確に把握した上で、「然シ右等ノコトハ全ク施業条
例如何ニテモ人民ノ素志ニ叶フ様ニスル事ガ出来ルノテ
ス。従テ有資力者ノ為メニ統一ヲスルノタ杯ノ事ハ全ク杞
憂ニ属スル事テス」と言う。茶畠部落住民の利害は今後の
施業条例いかんで調整できるという判断であった。

しかし、反対派被告は、「部落有財産ヲ村有財産ニ統一
スレハ部落民ハ大ニ使用ノ制限ヲ受ケ或ハ使用料ヲ取ルニ

至ル為メ、細民ハ種々ナル不利益ヲ受クルノデ在リマスガ、之ニ反シ有資者（財産家）ハ反ツテ利益ヲ受クルニ至ルノデアリマスト、施業方法ニ付テモ村長・村委会ノ意見ニ依ツテハ将来自由ニ変更サル、虞ヒアリ、而シテ議員ハ多ク有資派ニ取ラレマスノデ将来如何ナル惨酷ナ目ニ逢フヤモ計ラレマセヌ」¹⁶と、「細民」と「有資者（財産家）」の利害を対立的に捉え、村委会の多数を占める「有資派」に対する不信を隠さない。

被告の一人は、「泉村民ハ二派ニ別レテ居ルト云フガ左様力」という質問に対し、「左様テス。村長派ト其反对派ノニツニ分レ、村長派ハ何レモ財産ノアルモノデ田畠ヲ所有シ山稼キ等セヌモノガ揃ツテ居マス。反对派ノ方ハ田畠等ハ持タス山ノミテ其ノ日ノ暮シヲ立テ、居ルモノ許リテスガ、山ニハ山稼ギヲセス食ツテ行ケル様ノ人モアリマス」¹⁶と述べている。村政上の対抗関係が統一取消運動での対抗関係と結び付けられ、村長派＝統一推進派＝財産ノアルモノデ田畠ヲ所有シ山稼キ等セヌモノ、反对派＝統一反対派＝「田畠等ハ持タス山ノミテ其ノ日ノ暮シヲ立て、居ルモノ」と理解されている。「細民」の「有資者」に対する不信と相俟つて、ここに「有資派」と「細民派」との対立の構図ができる。他方、反村長派の倉次郎が反対運動のリーダーとなつた

ことは、統一推進派、特に村長派の村議らの「感情ヲ害シ」、彼らを硬化させた。彼らは多数村民の林野に対する切実な利害を考慮しないわけではなかつたが、芹沢多根同様、施業条例による調整が可能だとし、茶畠部落の広範な反対運動を、村長の座を狙う一部反対者の「扇動」に「物の判らぬ細民」が「雷同」しているとしか考えない。こうして「細民派」と「有資派」との対立は非妥協的なものになる。その一方で、茶畠「細民派」の運動が、部落利害を前面に出すのではなく、広範な下層民の要求として統一決議取消を求めていったことは、入会部落との連携を可能なものにした。

(二) 入会部落の動向——久根・公文名を中心にして——

久根部落の反対派の代表は、「泉村テ其統ニ最モ利害干係ノ大ナルハ何字カ」という質問に、「茶畠ニハ竹ヲ商売ニスルモノガ大イ故、同字ガ利害干係力最大ナリ。其ノ他ノ字ハ大抵同シ様テアリマシタ。ソレテ字ノ中ニモ田ヲ有タズ山ヘ竹切りニ這入り、夫レヲ商売ニシテ居ル様ナ人ガ直接ニ一番関係ガ深イノデス」¹⁴と答えていた。

茶畠以外の入会部落でも、耕地をほとんど所有せず入会山の箱根竹に生活の大きな部分を依存する人々は存在し、彼らを中心に統一に反対する動きが始まる。麦塚・平松で

は、こうした下層民の動きと村政上の対抗関係とが結びついて、比較的早くから茶畠の反対運動に合流する。

勝俣村長の居住部落麦塚では、戸数三七のうち、勝俣を中心とする二〇戸が「一派ヲ為シ」、村議小佐野彦次郎を中心とする一七戸が「其反対ニ立ツ」という対立関係があつた(21)。麦塚では、決議前に部落有財産統一について何の相談もなく、村長指名の整理委員が「協定書」に署名捺印していた(22)。そこで小佐野は六月中旬、東光寺に「麦塚村民大会」を開いて右の事情を確認し、七月上旬談の上、県参事会に訴願を提出するなど独自の運動をするとともに、茶畠の反対運動に参加する。もっとも、この部落の反対運動の代表が「他ノ部民ハ其ニ不知ノ間ニ村委会ノ決議サレタノモノハ話相手ニナラヌノデ」残りの一六名と相談の上、県参事会に訴願を提出するなど独自の運動をする

平松では、反村長派の服部大誦のところに六月上旬に倉次郎から話があり、服部は中旬には取消に賛成する。彼は村政上の活動からは引退していたため、実際には反対運動の表面にはほとんど顔を出さない。平松の反対者は、直接倉次郎にリーダーを依頼し運動を開始する。

久根・公文名部落にとって部落有林野統一はむしろ有利であると、一般に受けとめられていた。反村長派の村議を含め全村議が統一に賛成し、むしろ積極的に推進する立場に立っていた。久根・公文名が茶畠部落の反対運動に合流するのは七月下旬から八月上旬にかけてのことと、麦塚・平松に比べやや遅い。しかし、部落権利者のほとんどが参加している点が注目される。

久根・公文名の統一に対する不満は、一つは、他部落同様、箱根竹の問題である。久根の一被告は次のよう言う。「其ノ後、私ハ暫ク他行シ、六月中頃戻ツテ来夕時分、之レモ誰レ云フトナク、統一ニナルト之レマテ通り自由ニ出ヘ出入スルコトカ出来ナクナリ、税金ヲ払ヒ鑑札ヲ受ケタ上テナクテハ這入レヌトノコトヲ聞イタ為メ、ソレテハ我々ニ取ツテハ大変損タカラ、其ノ統一トヤラヲ取消シテ貰イタイト思ヒ居マシタ。ソレカラ七月ニナツテカラテスガ、佐野原ニ相談会ガアルト云フ事ヲ、誰レ云フトナク、聞キマシタカラ、行ツテ見タラ、五六十名ノモノガ寄ツテ居タガ、全長ト云フ程ノモノモナカツタ為メ、何ノ相談モナク其ノ日ハ分レテシマイマシタ」。不満は、それをまとめるものがないまま、なかなか運動化しない。それが、七月下旬頃になつて「山へ仕事ニ行ク人達テ詰合ノ上、字ノ重立ツモノニ頼ミ取消ニナル様骨折ツテ貰オト云

フノデ、其ノ晩觀音寺ニ寄合ヲシ、其ノ結果、字ノ勝俣平治・神戸桃太郎ニ奔走ヲ頼ムコト、ナリ依頼シテ」、茶畠の反対運動に参加するのである。

もう一つの不満は、久根・公文名共有の江ノ浦山の問題である。久根部落の反対運動の代表は、反対の理由として、「竹ヲ伐ルニハ料金ヲ出サナケレバナラヌ様ニモナルシ、從前ノ通り自由ニ入会ガ出来ナクナル為メ細民ガ非常ニ困難スル」こととともに、「統一ニナレバ江ノ浦六十町歩ヲ村ニ寄付シナケレバナラ」ないことをあげている。公文名の村議藤原重治も「江ノ浦ノ六十町歩ヲ村ニ提供スルノハ公文名テハ部落民ガ不平テアルノテス。久根テモ同様ニアツタト思ヒマス。反対ノ聲ハ茶畠部落テ初メ揚ケタノテスガ、其當時ヨリ久根・公文名部落民ノ一部ニハ統一反対者カアツタ」と指摘している。

七月下旬から八月上旬にかけて統一取消に動いたのは、部落内での不満の高まりというだけではなかった。この間の事情を、公文名の反対運動の代表は次のように語る。「久根・公文名共有ノ江ノ浦山ハ統一ニナルト村ニ取ラレテ終ウノテ、久根トシテハ近キ江ノ浦山ヲ通り越シテ遠イ場所二行カネハナラヌノテス。而シテ茶畠テ反対スル様ニナツテカラハ、私字ヨリ先キニ久根ノ一部ノ者ハ統一ニ反对シ始メタノテス。夫レハ七月頃テシタ。私部落トシテモ

江ノ浦山ヲ取ラレルノガイヤテシタカラ其頃モ多少ハ反対者ガアツタノテス。所カ七月下旬カ八月初メ久根ノ勝又平治ヨリ前述ノ特別利益ヲ倉次郎ガ印ヲ押シタ書付ヲ添ヘテ呉レルト云フテ居ルカラ夫レヲ貴ツテ取消ニ賛成シタラ何ウダトノ話ガアリマシタ。夫レガ為メニ其頃カラハ久根ニモ亦、公文名ニモ大部取消賛成者ガ殖ヘタノテス。ケレトモ公文名トシテハ、果シテ右書付ヲ寄越スノカ又寄越シテモ夫レガ役ニ立ツカ何ウカ判カラヌト云フノデ取消ニ賛成ハシタカ控目々タト云フ様ナ工合テシタ。而シテ八月半バ頃ニ倉次郎ヨリ確カニ遣ルトノ話アリ、続イテ八月二十一日頃、吉川新太郎ガ藤原重治カヨリ、右書付ヲ寄越ス付テハ村役場へ出ス公文名部落民ノ陳情書ト引換ニスル事ニ極ツタト話サレテ、其旨部落民ニ語リ夫レテ一層取消ノ氣力強クナツタノテス。其所テ右新太郎カ重治カラカ話ノアリシ役場へ出スト云フ陳情書ニ公文名部落民ノ調印ヲシテ倉次郎ニ渡シ引替ニ右書付ヲ受取リシ次第テス。其書付ニハ茶畠部落民全部ガ調印シテアリマシタ。」

ここにいう「前述ノ特別利益」とは、「統一ガ取消ニナツタラバ從来久根・公文名ノ名義ト為シ置クノミナラス、從來茶畠ガ七分久根・公文名ガ三分ノ割合ニテ入会シテ居タ四百四十幾町歩ノ内、三百八十四町歩ヲ久根・公文名单独ノ名義ニ

為スベシ」というものであった。

久根・公文名の統一反対には、下層民の箱根竹採取の問題があつたことも事実である。しかし、二、三運動に加わらなかつた者はいたものの、部落として反対運動に動いたのは、右の特別利益の供与が大きかつた。部落有力者のみならず下層民まで、右の条件を「統一スルヨリモ有利」と判断している。

二、三の運動に同調しなかつた者も、決して、この条件による統一取消に反対はしていない。村政上の対抗関係では反村長派に属す久根の市野直次郎は、八月一九日の協議会の際、この条件を聞き「取消建議」に署名した。しかし、「二十五日ノ村委会ニ其分割譲与ノ建議書ヲ出ソートシ其書面ヲ拵ヘ倉次郎方ニ送ツタガ、他議員ガ賛成セサル為メニ村委会へ提出スルニ至」らなかつたので、「意味ナク統一ヲ取消スト云フコトニナルノテ」、村委会前に辞表を提出し態度表明を避けた。また、あくまで統一賛成の立場を貫いた村長派の公文名の室伏与三郎にしても、「果シテ夫レガ実行出来レハ反対ハセヌガ、其ノ実行ハ困難タ」という見通しのもとに統一取消に反対したに過ぎない。

こうして村内に広範な統一反対派が形成され、統一取消を求めて統一推進派・村長派に対峙し、「騒擾」事件に至るのである。

むすびにかえ

泉村「騒擾」事件裁判は、予審被告四三名のうち四一名が起訴され、大審院まで争われた。一九一八年三月一一日大審院で上告棄却が言い渡され、東京控訴院判決が確定する。芹沢倉次郎の懲役一年二月（執行猶予三年）はじめ全員執行猶予付きで、懲役一年が二名、同六月が三〇名（ほか八名は控訴審で無罪）であった。

統一問題自体もなかなか解決に至らない。「騒擾」事件当日の統一取消決議は認められず、統一を前提とする条件で推進派と反対派とが対立する。一九一九年一〇月二八日の古沢郡長の「調停案」⁽²³⁾を基本に、これを若干修正して一九二一年三月九日「御請書」⁽²⁴⁾を提出、ようやく両派の「和解」が成立する。「調停案」は、茶畠単独所有地の特売・関係寺社への寄付・縁故者への特売・開墾その他の契約の維持については統一決議とほとんど変わらない。大きな違いは以下の三点である。⁽¹⁾一戸一町三反以内の任意使用地に代えて、統一決議では茶畠だけに認められていた特別使用地を各部落（茶畠二二〇町、平松三一・五町、麦塚一五町、久根・公文名は江ノ浦山を含むおよそ二〇〇町）に認め、九〇年の地上権または永小作権を設定し、料金は地租・公課を限度とする。⁽²⁾三六〇町歩を村直営地とする。そのうち三〇〇町歩は竹林と竹林適地にとり

村基本財産林として、毎年一〇〇町歩ずつ、料金を徴収して関係権利者に伐採させる。六〇町歩は小学校基本財産林とする。③その他の土地は料金使用地とし、従来の関係権利者に地上権または永小作権を設定して貸し付ける。

この「和解」条項の評価を含め泉村での部落有財産統一の位置づけは、今後の検討に待たねばならない。ここでは、泉村「騒擾」事件に至る過程での部落有林野をめぐる利害関係を中心に、村内の対抗関係を整理し、これから泉村での部落有財産統一を考える上で手がかりを提示して、むすびにかえる。

泉村「騒擾」事件の起ころ一九一〇年代ともなると、資本主義の進展による階層分化にともない、部落内部に部落有林野に対する利害の分化が見られる。これが顕著に認められるのが、部落有林野の所有部落茶畠である。ここでは、農耕のための草肥や自家用の薪炭など伝統的な意味での部落有林野の利用は相対的に比重を低下させ、開墾や箱根竹採取の意味が大きくなっていた。箱根竹採取は、竹細工製品が商品として価値をもって以降、その意味を大きくしたが、旧慣としての入会慣行を楯に「自由」な採取がなされ、部落下層を中心の中層にまで及ぶ広範な家々の再生産に不可欠なものになっていた。部落上層は、他部落の錯綜した入会関係とともに、この「自由」な採取がもたらす

林野の荒廃を憂慮し、森林資源としての有効利用をめざしていた。

林野の所有部落茶畠でのこうした階層利害の対立が、統一決議から「騒擾」事件に至る過程での基本的な対抗軸となり、これに入会部落——平松・麦塙部落については資料的に明らかにしえなかつたため、とりあえず久根・公文名部落で代表させる——の部落利害が結びつくことによつて、統一決議も実現したし、全村にわたる反対派の形成も可能になつた。入会部落では、林野に対する階層利害の対抗を内包しながらも、所有部落との対抗関係のうちに部落としての対応が決定された。統一決議の場合、もちろん利用面での有利さも無視しえないが、林野の大部分が茶畠一部落の所有に帰していったことへの対抗の意味あいが大きい。反対運動への参加は、統一より有利とされた所有権委譲の契約が決定的であった。

ここで留意されねばならないことは、部落内の階層分化にともない部落有林野の利用をめぐる利害も分化し、もはや、部落有林野の利用はそれだけでは部落全体を結合させえないということである。階層利害を内包しつつ、それでも構成員である各家を部落単位で結び付けているものこそ、部落結合の基盤というべきだろ。この時点の茶畠部落では、階層利害対立の先鋭化とともに、部落としてのま

とまりが後景に退いているかに見える。入会部落である久根・公文名の動きは、こうした部落結合の基盤を考える上で示唆的である。ここでは階層利害の分化を内包しつつ

も、常に部落として動いている。その部落としての行動を支えているのは、部落有林野の所有部落との対抗のうちに位置づけられる部落利害であり、最終的に求められているのは部落有林野の所有権であった。このことは、この時期の部落結合にとって部落有林野の所有の問題が大きな意味をもっていることを示唆している。

以上から、今後の検討の指針めいたことを導き出すとす

れば、次のようになる。

部落有財産の統一が政策課題となる一九一〇年代ともなれば、伝統的な意味での部落有財産の利用は、相対的にその比重を低下させ、それのみでは部落結合の基盤たりえない。むしろ、部落は財産の利用をめぐる階層間の利害対抗を内包していた。こうした部落を部落として結合させる基盤として部落有財産の意味を考える場合、財産の利用のあり方の変化を前提とし、それとの連関で、所有の問題を考えあわせる必要がある。その場合、地租改正、官民有区分の過程で確定された土地の私的所有権という観念が部落にとってどのような意味をもったか、財産の利用権が、あるいは所有権を背景としながら、あるいは所有権に対抗

しながら、どのように位置づけられているかを明らかにしなければならない。

部落有財産の所有と利用との連関を重視しつつ、「和解」に至る過程を考察することを通して、泉村での部落有財産統一の意義を明らかにすること、これは今後の課題である。おそらく、階層間対抗の先鋭化によって部落結合が動搖しているかに見える茶畠部落の動向が、考察の焦点となるだろう。

註

- (1) 泉村「騒擾」事件については、芹沢充寛「東山の歴史—箱根西麓山林原野—」(『裾野ジャーナル』に一九八四年九月から一九八四年一二月まで掲載)、佐藤隆「泉村騒擾事件をめぐって」(静岡県近代史研究会「泉村騒擾事件をめぐって」(静岡県近代史研究会「会報」八二号、一九八五年六月)、瀬上ゆき「一九一〇年代の農村社会状況—静岡県駿東郡泉村部落有林野統一反対運動を事例として—」(『静岡県近代史研究』第一一号、一九八五年)、芹沢充寛「歴史隨想 東山の歴史(一断面)」(『裾野市史研究』創刊号、一九八九年)などの紹介・論文がある。

- (2) 町村制施行前の町村分合の際、茶畠を中心に独立の

動きがあつたがまとまらず、佐野ほか一一大字で小泉

村が成立した。しかし運動は続けられ、初めての小泉州村会で茶畠ほか五大字の分離を決議、翌年一〇月これが認可された。独立の理由は、当時の資料では「人情風俗の相違」などとされるが、必ずしも明らかではない。

後年の資料には、「分離ノ理由ハ、実ニ六部落ノ有スル一千二百町歩ノ山林原野ヲ、或ハ小泉村有トセラル、ナキヤノ憂ニ在リキ。即チ一千二百町歩ノ山林原野ニ対スル六部落旧來ノ利益ヲ擁護セントスルハ、本村分立ノ因ヲ為セルモノニシテ、該林野ニ対スル共同ノ利害関係ハ、実ニ本村成立ノ基礎ヲナセルモノナリ」と、説明されている（静岡県駿東郡泉村民一同「（陳情書別冊）静岡県駿東郡泉村区有林野横奪及騒擾事件之真相」一九一六年一二月、茶畠・芹沢家所蔵）。

（3）稻荷には人家がなかつたため、公文名に含めることが多い。本稿でもこれに従う。

（4）「大正五年自一月至十二月泉村事務報告」（『大正六年

村会決議書

駿東郡泉村役場』、裾野市役所所蔵）。

なお、静岡県駿東地方の竹細工については、とりあえず、神野善治「ハコネ竹とスズ竹の民具」（『沼津市歴史民俗資料館紀要』2、一九七八年）、『御殿場市史』

第九卷（一九八三年）をあげておく。

（5）表2に示してないが、部落有財産統一の協定委員会に集まつた部落の代表二四名のうち一八名が一〇等までの層にいる。

（6）①弁護士江木寅識「鑑定書」（一九一五年二月一日）、

②弁護士峯川辰五郎「鑑定書」（同年二月一七日）、

③弁護士羽生兵四郎「鑑定書（写）」（同年三月一五日）、

（いずれも茶畠・芹沢家所蔵）の三通が残されている。

このうち②は茶畠の常設委員の依頼によるものであるが、①③は内容からみて入会部落の依頼によるものと推定される。この時点で「鑑定書」が必要となつた要因や背景については、今のところ不明である。しかし、これら「鑑定書」の存在そのものが部落間の緊張関係を示すものと考えられる。

（7）『自明治三十年至同三十四年 村会決議書 駿東郡泉

村役場』、裾野市役所所蔵。また、翌年三月一八日の村会で、久根・公文名共有地についても、開墾に関する同様の規定「樹木植付土地開墾及土地賃貸借ニ関スル規定」（同前）が決議されている。

（8）一九〇二年一二月二四日の村会に「泉村茶畠所有山林原野（入会地共）開墾其他之件」として報告されてゐる（同前）。

(9) この「開墾派」村議は一級議員として選出されている。

おそらく、部落内の調整で茶畠部落の選出権をひ

とつ「開墾派」のために用意したのであろう。なお、

「開墾派」が泉村での部落有財産統一をめぐる過程

で、具体的にどのような動きを見せたかは、本稿の考

察範囲では断片的のことしか解らず、十分論理に組み

込めていない。今は茶畠中・下層民の集団ということ

で後の「細民派」と区別せず考察を進めるが、適宜註

記で「開墾派」の動きは触れておく。

(10) 各年次の『村会決議書』。

(11) 前掲瀬上論文一四〇頁表一四参照。

(12) また芹沢倉次郎によれば、「泉村二ハ明治三十三四年

頃ヨリ同志会ナルモノアリ、私ガ其ノ会長テシタ。反

対派ハ芹沢多根ヲ首領トスル一派テ、后、多根ガ政友

会ニ入りテヨリ多根派ハ政友会、私ノ方ハ非政友派ト

ナリマシタ」という所属政党上の対抗も認められる。

(13) 「(陳情書別冊) 静岡県駿東郡泉村區有林野横奪及騒

擾事件之真相」(前掲)。

(14) 「大正五年泉村事務報告」(前掲)。

(15) この部分は意味が通りにくい。筆記者の誤りか、あるいは筆写したとき一行抜かしたかであろう。「何故その所有権を茶畠のためにとられてしまったのか」、

「何時か入会権まで取られてしまいはせぬか」という意味であろう。

(16) «大正五年以降 財産統一ニ関スル証拠書類 泉村役場»、裾野市役所所蔵。

(17) 「協定書」。なお、引用文中の()内は「協定条項修正書」による加筆部分。

(18) 註(12)参照。

(19) 反対運動のサブリーダー格の服部角蔵によれば、倉次郎はこれ以前に「開墾者百余名ノ総代」から「統一破壊ノ総代」を頼まれており、両者を受けたことによつて「事实上、茶畠全体ノ統一破壊派ノ総代トナッタ」という。とはいえ、惣集会に集まつた一二六名と開墾者百余名は、その代表者の氏名も大半重なつており、おそらくその人的構成はかなり重複するものと思われる。

(20) これは「開墾派」に固有の開墾をめぐる利害とも考えられるが、倉次郎自身、この発言に続けて、「尤モ共有地ノ產物ハ竹タカラ村有ニナレハ、夫レカ今迄ノ通リニハ自由ニ採レタ^マ事トナルノテアリ升」と語り、やはり箱根竹採取の問題が最も切実であったことを認めている。

(21) 小佐野は「昨年村會議員選挙ノ際ニ勝俣村長ノ希望

セサル私カ当籤シタノテ、勝俣ハ夫レヲ不満ニ思ヒシカ、部落民ノ小作ヲ全部引上ケテ終ヒ、漸時其ノ部落民ヲ自派ニ引キ入レテ「部落内の二派対立が形成されたとしている。

(22) このことは統一決議が無効であるとする反対派の主張の一つの根拠となる。

(23) 『大正九年 和解関係書類 駿東郡泉村役場』、裾野市役所所蔵。

(24) 同前。

(ゆかわ いくこ・調査委員・一橋大学助手)

〔研究余録〕

戦国時代の葛山氏

有光友学

はじめに

ご紹介いただきました有光です。私は、戦国大名今川氏のことを二十年前後研究しております、その中で葛山氏についても考えてきました。

きょうは市史編さんの専門委員という立場であると同時に、葛山氏を自分の研究対象の一つとしているものとして、由緒あるその城下で、城址あるいは居館址の保存に努力されている葛山城址保存会の皆様方の前でお話できることは、非常にうれしく光榮に思っております。

葛山氏につきましては、これまでにもいろんな方が研究されておりまして、まず、「御殿場市史」の中世編を中心的にまとめられました福田以久さんが挙げられるかと思います（同著『駿河・相模の武家社会』創文社刊）。

さらに、現在静岡大学にお勤めの小和田哲男さんがやはり葛山氏について幾つかの論文を書いておられます（同著『後北条氏研究』吉川弘文館刊）。そういう研究を受けまして、私は若干新しいことがつけ加えられないかと考えたわけです。今申し上げました福田さんとか小和田さんは、戦国期の葛山氏の歴史的性格として、今川氏の家臣であった、しかも重臣であったということを論じておられます。

十六世紀、戦国時代のこの地方の様子は、まず、駿河国は今川氏が治めており、東の伊豆・相模国に後北条氏が存在し、甲斐国には武田氏がいる。このように今川・後北条・武田氏といった全国的に見ても勢力の強い戦国大名のど真ん中に駿東郡が位置し、葛山氏はそこで葛山とか佐野という、中心的なところを抑えて、ほぼ駿東郡全域にわ

たつていわゆる領主支配を行っていたわけです。そういう状況に立って、従来は、駿東郡は東の境に位置するとはいっても、駿河国の一端であり、また葛山氏は今川氏とさまざまな軍事的同盟関係を持っていたということで、今川氏の家臣であった。あるいは今川領国の東の抑えの重臣であつたと考えられてきたわけであります。しかし私は、そういう見方は必ずしも当てはまらないのではないかと考えております。

結論的に言いますと、今川とか後北条とか武田氏といった巨大な戦国大名のはざまの中で、決していざれかの大名の家臣として従属していたということではなく、要衝地帯として、政治的にも軍事的にも極めて難しい状況の中で、次第に葛山、佐野だけでなしに、北の御厨、南の沼津、内浦の沿岸まで領域を広げつつ、地域的な権力、自立した領主権力として存在していたんではないかと考えています。地域的な領主権力をどのように呼ぶかということは難しい問題で、私自身もまだ結論を持っておりません。巨大な戦国大名に対して郡規模の小さな戦国大名と性格づけをしたらいいのか、または、ある戦国期研究者が唱えている説ですが、従来の戦国大名のところ方自身がそもそも非常にあいまいで、今川にしろ、武田氏にしろ戦国大名と呼ばれてゐるのは、室町幕府の守護が領主権を伸長させていたもの

で、もっと中世的な意味あいの強い存在ではなかつたか。戦国大名という言葉を使わずに、戦国領主と呼んだ方がいいのではないかと主張されています。としますと、葛山氏もそうした戦国領主の一人ではなかつたかという性格づけ、位置づけも考えられるわけです。さらに、以前から研究者の中でしばしば論じられております中世後期の中心的な在地権力としての国人領主という性格ではどうかという位置づけも考えられます。

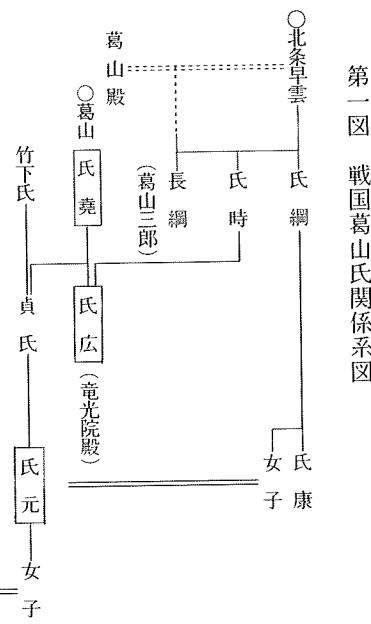
そして、私は、今申し上げました、小さな戦国大名であろうが、戦国領主であろうが、あるいは国人領主であろうが、どういう性格づけが一番ぴったりするかについては、まだ結論を見ていないわけですが、少なくともそういうよう言わるべき存在で、決して今川氏の家臣という従属的な存在ではなかつたと考えるわけです。このことは従来の研究との大きな相違点ですが、私はそういう観点で今後とも葛山氏については研究していくたいと思っています。きょうはそういう見方、立場に立ちまして、大きくは一つのことをお話したいと思います。

一、葛山氏三代の発給文書

一つは、戦国期、十六世紀の問題でございます。戦前に

刊行されました『静岡県史料』の第一巻に、氏堯、氏広、氏元という三名の葛山氏が発給した文書がかなりの数載せられています。第一の表は、以前にそれらを目録としてまとめたものであります。左の番号欄にA、B、Cとあります。Aは氏堯が出した文書です。御厨の二岡神社、宝持院に残されている文書四通があります。Bが氏広で、沼津の日枝神社宛と富士宮市郊外の山本にいた給人吉野氏に与えた感状との二通が知られています。一番多いのはCの氏元で、この表を作成した時点では四十五通知られています。さて、この表を見ていただければわかりますように、時期別には氏堯、氏広、氏元という順序で、葛山氏の当主の位置にあったと考えられるわけで、私もそういう考え方で今まで来ております。

問題は、氏堯と氏広が親子の関係にあったのか、また、氏広と氏元が親子であったのかといいますと、それはそのように単純にはいえないことです。私は、以前に戦国期に駿河国や東国に遊歴していた京都の歌人冷泉為和が書き残した和歌集『今川為和集』に記されている歌会の詞書や後の人人が書き加えた頭註などをもとにして、この三名の系譜の関係を考えてみました（拙稿「戦国期葛山氏の系譜と『氏時』」『戦国史研究』十号）。今日、お配りした系図がそれ



問題は、氏堯と氏広が親子の関係にあったのか、また、氏広と氏元が親子であつたのかといいますと、それはそのように単純にはいえないことです。私は、以前に戦国期に駿河国や東国に遊歴していた京都の歌人冷泉為和が書き残した和歌集『今川為和集』に記されている歌会の詞書や後の人が書き加えた頭註などをもとにして、この三名の系譜関係を考えてみました（拙稿「戦国期葛山氏の系譜と『氏

ものがわかつたかといいますと、次の「葛山氏発給文書目録追加」（第二表）として載せておきました四通の文書であります。これらは私が先掲の葛山氏について書きました論文の段階ではわからなくて、その後新たに知つたものであります。

ところが、最近幾つかの資料が新しく見つけ出されてきまして、若干この辺を考え直さなければならないということに立ち至っているわけです。新しい資料としてどういう

第1表 葛山氏発給文書目録

拙稿「戦国期領主権力の態様と位置」より

番号	年月日	発給者署判	宛名	分類名	所収文書・写本文	出典・機関	巻・頁	備考
A-1	大永5・乙酉・4・26	氏亮花押	二岡齋宜左衛門大夫	沙汰状	二岡神社文書	静岡県史料	1-689	○
	〃	（印）○・5	宝持院	寄進状	宝持院文書	"	1-680	○
3	〃 7・丁亥・7・19	" "	二岡宮齋宜左衛門大夫	"	二岡神社文書	"	1-690	○
4	〃 8・戊子・2・18	" "	二岡齋宜左衛門大夫	"	"	"	1-691	○
B-1	天文3・甲午・12・2	氏広花押	日吉神社	沙汰状	日枝神社文書	"	1-710	
2	年次 8・28	" "	吉野九郎左衛門	感状	山本吉野文書	"	2-356	
C-1	天文11・壬寅・7・10	氏元花押	光長寺	安堵状	光長寺文書	"	1-541	×
2	（印）14・9・23	" "	吉野郷三郎	感状	山本吉野文書	"	2-357	
3	〃 15・丙午・4・22	" "	吉野郷三郎	宛行状	"	"		
4	〃 4・4・26	" "	後藤修理	安堵状	後藤文書	沼津歴民館紀要	3-8	
5	〃 19・戊・5・20	（印）武藤新左衛門	武藤新左衛門	"	武藤文書	静岡県史料	1-656	○
6	〃 庚戌・8・20	（印）朱印A	植松太郎	宛行状	獅子浜植松文書	"	1-555	
7	（印）20・亥・12・26	花押	坪和山城守	沙汰状	武藤文書	"	1-656	○
8	〃 辛亥・12・晦	" "	神主柏宮内丞	寄進状	柏木文書	"	1-634	
9	〃 21・壬子・1・23	" "	神主宮内丞	沙汰状	"	"	1-635	
10	〃 4・27	" "	植松太郎	安堵状	獅子浜植松文書	"	1-555	
11	〃 9・6	" "	竜雲庵	免許状	童雲寺文書	"	1-550	×
12	〃 12・16・16	" "	柏宗内丞	寄進状	柏木文書	"	1-637	
13	〃 22・癸丑・3・9	" "	武藤宮左衛門	免許状	武藤文書	"	1-657	○
14	〃 8・16	" "	彌宣五郎	安堵状	二岡神社文書	"	1-692	○
15	〃 9・14	" "	太玄	沙汰状	熊野堂太泉寺文書	"	1-528	×
16	（印）22・丑・11・26	" "	芹沢蕃	免許状	秋原芹沢文書	"	1-664	○
17	弘治3・丁巳・3・24	" "	補見善左衛門	沙汰状	久住文書	"	1-552	
18	〃 8・28	" "	諏訪部惣兵衛	條書	岡宮浅間神社文書	"	1-535	
19	〃 10・16	" "	宝	沙汰状	宝持院文書	"	1-681	○
20	永禄1・8・4	（印）朱印A	齋宣助	三半助	沙汰状	柏木文書	"	1-638
21	（印）2・未・11・7	" "	芹沢玄	沙汰状	秋原芹沢文書	"	1-665	○
22	4・辛酉・11・28	花押	神主諏訪部惣兵衛尉	條書	岡宮浅間神社文書	"	1-538	
23	（印）5・戊・7・22	（印）朱印A	神山宿中	裁許状	武藤文書	"	1-658	○
24	5・壬戌・8・5	（印）	山代官	定書	"	"	1-659	
25	" "	（印）	武藤新左衛門	定書	"	"	1-660	○
26	〃 10・20	花押	太泉寺	安堵状	熊野堂太泉寺文書	"	1-529	×
27	6・亥・3・19	（印）朱印B	芹沢伊賀百姓	沙汰状	秋原芹沢文書	"	1-665	○
28	（印）井・4・3	（印）	猪子浜北南中	定書	獅子浜植松文書	"	1-558	
29	〃 壬亥・7・2	花押	植松右京太郎	定書	"	"	1-557	
30	〃 7・12	（印）	武藤賀守	免許状	武藤文書	"	1-661	○
31	（永禄7）甲子・5・27	（氏元）朱印B	芹沢伊賀守	沙汰状	秋原芹沢文書	"	1-666	○
32	8・乙丑・4・15	花押	定輪寺存桃長	定輪寺文書	"	"	1-646	
33	（印）8・4・28	（印）朱印B	芹沢玄蕃	定輪寺文書	"	"	1-667	○
34	（印）5・8・8	（印）	芹沢伊賀守	"	"	"		
35	〃 10・10	（印）	轉轄四郎	"	山田文書	御殿場市史料	1-236	○
36	〃 11・1	花押	吉野日向守	宛行状	山本吉野文書	静岡県史料	2-358	
37	（印）9・刃・5・20	（印）朱印B	武藤新左衛門尉	免許状	武藤文書	"	1-662	○
38	（印）寅・12・7	" "	五ヶ村百姓中并商上使	沙汰状	獅子浜植松文書	"	1-559	
39	10・丁卯・8・3	（印）	芹沢玄蕃	"	秋原芹沢文書	"	1-668	○
40	〃 卯・8・17	（印）	鈴木若狭守・武藤・芹沢	"	秋原芹沢文書	"	1-669	○
41	〃 丁卯・11・5	（印）	矢部將監・鈴木新右衛門	"	矢部文書	"	2-45	
42	（印）辰・2・2	（印）	山田次郎右衛門尉	宛行状	市川文書	"	2-519	
43	12・2・14	花押	橋本源左衛門尉	"	橋本文書	"	1-582	
44	〃 己巳・3・28	" "	三輪與兵衛	判物証文写所收	大日本史料	10-2-142		
45	〃 4・6	（印）朱印B	芹沢清左衛門尉	免許状	芹沢文書	静岡県史料	2-104	

註 1. () 内表記は推定を示す。

2. 朱印の印文は全て「萬歳」である。いずれも六角印でAは一重郭、Bは二重郭を示す。

3. 末尾の○印は、「御殿場市史」第一巻所収の写真掲載文書である。

4. ×印は、竜光院殿の引き継ぎ文言のあるもの。

第2表 葛山氏発給文書目録追加

番号	年月日	発給者署判	宛名	分類名	所収文書・写本文
B-0	大永4・甲申・1・19	氏広花押	関縫九郎	宛行状	沼津中石田・関文書
C-2'	天文15・丙午・4・7	藤原氏元	小野将監	起請文	古今消息集所収
C-20'	（永禄1）午・8・12	（氏元）朱印A	吉野郷三郎	沙汰状	富士宮市・吉野文書
C-22'	（永禄5）戊・2・6	（氏元）朱印A	吉野郷三郎	免許状	富士宮市・吉野文書

ろには既に沼津歴史民俗資料館の『紀要』に友野博さんに
よって紹介されていたものです。ところが、私が見落とし
ておりました。

次のC-1'、天文十五年の文書につきましては、私が東
京の内閣文庫というところから見つけてきたものです。差
出の藤原氏元とは、葛山氏元のことですが、その氏
元自身が歌道に弟子入りしたときの起請文です。宛名の小
野将監というのはまだはつきりわかりません。京都の冷泉

家なのかその辺もはつきりしないのですが、当時の地方武
士の文化生活を考えるとき、大変興味深い文書ということ
ができます。

さらにC-20'、C-22'の二通、永禄元年と五年と考えら
れるものですが、これらは私が静岡県史の編さんのための
調査に参加しておりましたとき、富士宮市山本の吉野さん
のお宅で、吉野さんには既に三通ほど葛山氏関係の資料が
あるということは、『静岡県史料』にも載せられていて
(第一表参照)わかっていたのですが、それ以外にさら
にこの二通が所蔵されていることがわかつたわけです。い
ずれも朱印状であります。

このように新たに四通の文書が材料としてつけ加わった
わけであります。

この中で特に問題なのは、B-10の私が見落としていた

文書であります。これが氏広の名前でしかも大永四年に出
されている。ところが、氏広の前の当主と考えていた氏堯
が文書を出しているのが大永五年であります。となります
と、氏堯と氏広の時期的関係は、さきに考えましたよう
にかわって氏広が登場したということではなくて、ど
うも氏広の方が古い時期からこの地域を支配していたとい
うことになります。

二、山城国清水寺再建奉加帳

そのことをさらに裏付けるものとして、文明十一年(一
四七九年)の山城国京都の『清水寺再建奉加帳』という史
料が最近指摘・紹介されました。そこでは葛山氏広が柱一
本を寄進していることが書かれています。氏広は大永四
年よりさらにさかのぼって、文明年間から既に存在してい
たことになるわけです。そうなりますと、従来氏堀、氏
広、氏元というように考えていた順序は、氏広、氏元はい
いとしても、氏堀、氏広については根本的に見直さなけれ
ばならない事態になつてきました。

こうしたことから、氏広についてもう一度年代順に考え
ていきますと、文明十一年(一四七九年)に京都の清水寺
に柱一本を寄進している。それから大永四年に駿東郡沼津

北方の関氏に対しても宛行状を発給している。亨禄五年・天文元年に駿府で歌会をやっている。天文三年十二月二日付で沼津の日枝神社に文書を発給しているということになります。そうしますと、文明十一年（一四七九年）から天文三年（一五三四年）まで、その間に五十六年間氏広はこの地域を支配していたということになるわけです。この五十六年間の治世というものは非常に長いわけです。特に中世後期・戦国時代の動乱時代としては、いささか常識的ではありません。

しかも、それをそのまま事実とするならば、先ほど「今川為和集」から見た年代とは合ってないことになります。それによると、氏広は早雲の二番目の息子氏時のさらには息子ということになるわけですが、早雲の長男氏綱が生まれたのが一四八六年（文明十八年）であります。だから当然二番目の氏時はその後にならざるをえない。三男の長綱が生まれたのが一四九二年といわれていますから、氏時は一四八六年から一四九二年の間に生まれたことになります。その氏時の息子が氏広ということになるわけですから、氏広はそれより少なくとも二十年ぐらい後に生まれたと考えざるをえない。大体、一五一〇年代、永正年間中頃の誕生となるわけです。そういう計算になるとところの氏広が、はるかそれ以前、一四七九年に山城国の清水寺の

再建の際に柱を寄進していたということは、とても考えられないことになります。となりますと、この文明十一年の「奉加帳」の記載を信ずるか、それとも「今川為和集」の記載を信ずるか。二者択一となれば、和歌集のような文学作品に記されているものは二次的な史料であるし、そこに書かれている注釈はさらに後世のものですから、文明十一年の「奉加帳」の方がより信頼性の高い史料ということになるわけです。

ただ、改めて文明十一年の「奉加帳」を調べてみましたが、これがあまり簡単にそのまま納得していいのかという問題があります。「大日本史料」に載せられているのですが、文明十一年三月の条に、山城国の清水寺成就院の願阿というお坊さんが同寺を再建せんとして、その元手を諸国に募縁し、喜捨を集めたのですが、その際の「勧進帳」と、時の将軍足利義政夫人日野富子などがこれに応じたという「奉加帳」との、二つの史料が載せられているわけです。

「勧進帳」の日付は文明十一年の三月であります。その後にその結果と考えられる「清水寺再興奉加帳」が載せられているわけです。そのトップは日野富子でありまして、柱を六本、百二十貫というお金を喜捨しています。その後に実際に百六十余名の人々の名前が載っています。その中

に、葛山氏広が柱一本、二十貫文を納めていたということ
が載せられているわけです。しかし、その「奉加帳」自体
には残念ながら日付がついておりません。これを紹介した
人は、「勧進帳」が十一年の三月だから、「奉加帳」も十一
年ではないかということで紹介されたようあります。こ
の紹介というのはまだ論文にはなっていません。私は間接
的にその紹介をうかがっている（井口信久「駿河国駿東郡
葛山氏について」『静岡地域史研究会報』四二号）だけ
で、具体的にどういう形で紹介されたのかよくわかりませ
んが、少なくとも文明十一年ということが強調されており
ます。しかし文明十一年であるかどうかは「奉加帳」自体
の中には記されておりません。

しかも、重大なことは、この百六十余名の中に、越前の
戦国大名のはしりになる朝倉教景の名前も登場するわけで
す。柱一本寄進しております。この朝倉小太郎教景とい
うのは、一四七四年から一五五五年の生没と辞典などを引く
となつております。文明十一年というのは一四七九年であ
ります。そして、教景は生まれているにしろまだ四つ五つであり
ます。それが柱一本寄進しているというのは、いささか
やっぱり疑問が生じるわけであります。

私もつい最近この史料を見つけたのですから、十分そ
れぞれについて検討していないのですが、この「奉加帳」

は文明十一年のものとはならないだろう。もう少し下るも
のではないか。例えば文明十一年に清水寺の本堂が建て直
されて、そこへ觀音菩薩を移しております。さらに、再建
が完全にできあがった、竣工したのが延徳二年（一四九〇
年）ということになつております。ですから「奉加帳」の
成立はこういう年代の幅の中で考へるべきだらうと思いま
す。願阿は全国を歩き回りながら次から次へ、あちらの領
国ではだれそれにもらい、こちらの領国ではだれそれにも
らうということで、その勧進も何年かにわたつて行われた
ことでしょうし、それが一冊の帳簿として作成されるとな
りますと、場合によつたらもう少し下ると考えられるわけ
です。

そういうことで、「奉加帳」に氏広の名前が登場する、
そこから即ち文明十一年に氏広がこの地を領主として支配し
ていたと断定はしがたいと思っております。かといって、
従来考えられていたように氏堯の方が先にあって、氏広は
その後ということではどうも説得的ではありません。とい
うのは先ほども指摘しましたように氏元の大永四年の文書
が存在しますから。今氏堯と氏広がどういう血縁的関係で
あつたか特定することはなかなかできがたいのですが、少
なくとも氏広が大永年間あるいはもう少し以前の明応なり
——文明にまさかのぼるかどうか、その辺は問題になり

ますが——葛山氏の当主としてこの地域を支配していた。

それが天文年間まで続いていたのではないかと思います。

その中で氏広の支配はどうやらかといえば駿東郡の南部の方に片寄っている。それに対して氏堯は先述したように二岡

神社とか宝持院とかいう御厨地域に集中している。といふ

ことで、場合によれば葛山氏は、当主そのものの支配は氏広だけれども、ある時期御厨については氏堯が分治してい

たということが考えられないか。だから同時期に北部と南

部、もちろん葛山氏の支配なんですが、文書を出したり、

直接的な支配を氏堯と氏広が二人同時に行っていたという段階が考えられるんではないかと推定しております。まだ非常にわかりにくくてはつきりしないわけですが、そういう見直しを今後行つていかなければいけないというこ

とであります。以上が一番目の話です。

きょうの二番目のお話は、戦国期よりさかのぼりまして、十五世紀の葛山氏について考えてみたいと思います。

(以下略)

本小稿は、一九八九年三月に、葛山城址保存会に招かれ、仙年寺で行った講演の一部である。適宜、加筆、中略もしているが、論旨には手を加えていない。

この段階では、大永四年の葛山氏広発給文書（沼津閥文

書）や「清水寺再建奉加帳」の存在を新たに知るに至って、以前に考えていたいわゆる葛山氏三代当主（氏堯・氏

広・氏元）の系譜関係について、再検討の必要を覚えながら、一応、旧来の説を下敷きに問題点を指摘するに止めた。

その後、黒田基樹「久野北条氏に関する一考察—北条（幻庵）宗哲との族縁関係を中心として—」（『三浦古文化』四五号、一九八九年六月）が出され、近くは『小山町史』第一巻「原始古代中世資料編」（一九九〇年三月）が刊行された。

黒田論文は、葛山氏を主題とするものではないが、これまで、北条宗哲（幻庵・長綱）と葛山氏との族縁関係、また、葛山氏広と北条氏との族縁関係が議論されてきた関係上、それらにも答えようとするきわめて意欲的な論文である。黒田氏は、「宗哲の葛山氏繼承は想定しえず、（北条）氏綱弟の『葛山殿』は（北条）氏時・宗哲以外のもう一人の弟が存在し、それは氏広と思われる」と、注目すべき見解を出されている。

一方、『小山町史』の方は、史料集という性格上、葛山氏の系譜関係といった題目での論の展開ではないが、その懇切な解説のうちに、編纂関係者のこの問題についての厳密な史料吟味と緻密な考証を加えられたあとが伺われる。とくに、いわゆる葛山氏堯発給文書（大永五年閏十一月五

日付室持院宛）に付せられた解説は刮目するものがある。

「氏堯はこれまでの研究で葛山氏として扱われてきていたが、葛山氏であったことを証明する資料は全くない。氏堯の文書は二岡権現と宝持院にしかなく、しかもこの地域にこれ以前から葛山氏の支配が及んでいたことを示す確実な資料もない。葛山氏広の文書も当地域には出されていない。このため氏堯を葛山氏とするには今後検討が必要であるが、これまでの通説に従い、ここでは一応葛山氏堯と表記することとした。もし葛山であったとすれば、御厨に葛山の支配が及んでいたことを示す文書となる。しかし、氏堯という名から考えて、これを北条氏と見ることも可能であり、四六七号（北条氏康判物写）の存在はその推測を補強する材料である。ただし、北条氏にはこれより後に氏堯と名乗った人物がおり、異なる花押を使っている。」（四四九～四五〇頁）

以上、筆者の先の講演後に新たな研究の成果がこのように出された。いずれも、いわゆる葛山氏の歴史的存在と系譜関係を考察するのに重要な指摘であり、筆者の今後の研究にいかしていきたいと考えるとともに、市史編纂に参考とすべく付記しておく。

以上（一九九一年六月記）

〔追記〕

一九八九年の講演以降、また、小稿脱稿後においても、市史編さんのための調査の過程で、葛山氏に関係する史料が、何点か新しく見付け出された。それらを含めて、改めて戦国期の葛山氏について考察する必要性を痛感している。

今後刊行する予定になっている『裾野市史』資料編「古代・中世」や通史編の中で、そのことを果して行きたいと考えている。

（ありみつ ゆうがく・専門委員・横浜国立大学教授）

〔歴史随想〕

「静岡県教育史」と裾野

渡邊藤男

一、はじめに

裾野市史編さん委員を委嘱されてより三年、この記念すべき修史事業に何か関わっているうちに、おのずと二十数年前の「静岡県教育史」編さん事業発足当時のことが想い出され「私もよくよく修史事業には縁があるのだな」との感慨を感じえない。

しかも、「静岡県教育史」編さんの企画・立案から調査・編集・執筆等の各段階にわたって、故岩崎亀先生はじめとして裾野関係の（現在の市史編さん専門委員等を含む）人々が、数多くしかも枢要な役割を果していることに思い到つては、かりそめならぬえにしの如きものを感ぜざるえないのである。

以下、編集子の要求は「隨想」とあるので、すずろなる

漫文になることは勘弁願つて、「教育史」編さん委員会発足当時の苦心談や、裾野関係の人々の関わり様等について、記憶を辿りながらのべてみたいと思う。

二、「静岡県教育史」編さん事業の経緯

日本の近代教育のあけぼのを告げる「学制頒布」の百周年に当る昭和四十七年を期して教育史を編さんしようとの気運が、全国津々浦々にほうはいとして湧き起つた。

こうしたすう勢の中で、静岡県においても橋尾四郎所員らの強い建議に基づいて、昭和四十一年に県立教育研修所の研究調査部に県教育史編さん準備室を設けた。

スタッフは橋尾所員をキャップに四方一瀬所員、故岡沢正生所員等であったが、第一年目は準備段階であり、まず

全国都道府県における教育史の編さん状況の実態調査、本県内の各学校および市町村教委が所蔵する資料の照会等、基本的な資料収集を行い、「教育史」編さんの基礎的な準備に当つたのである。配当予算は、研究調査部の一プロジエクトという性格から僅々二十数万円であったと思う。翌昭和四十二年度以降は、橋尾所員、同君が大学転出以後は四方一瀬所員がキャップとなり、故二ノ宮祐一研究調査部長の下に要員も増し、本格的な編集活動を開始した。まずこの年六月に県教委調訪卓二教育長を委員長とする「静岡県教育史編さん委員会」が正式に発足し、事務局を教育研修所に置き（事務局長は研修所長）、計画の大綱を議する審議委員（十七名）、編集委員（二十二名）、調査委員（十八名）を委嘱した。

審議委員には県議会議員を代表して岩崎亀先生が、編集委員には教育研修所からは渡辺所長、橋尾所員、四方所員外三名が、調査委員には駿東地区の代表として大庭景申校長が名を列ねている。尚翌年より高橋敏所員が編集委員に加わった。

すでに「静岡県社会経済史」は出来ていたが、駿・遠・豆にわたる大静岡県の創成期から今日に到るまでの「教育」の歴史を編むということは、まさに画期的な重要な困難な大事業であると思われた。

翌昭和四十二年度以降は、橋尾所員、同君が大学転出以後は四方一瀬所員がキャップとなり、故二ノ宮祐一研究調査部長の下に要員も増し、本格的な編集活動を開始した。まずこの年六月に県教委調訪卓二教育長を委員長とする「静岡県教育史編さん委員会」が正式に発足し、事務局を

教育研修所に置き（事務局長は研修所長）、計画の大綱を議する審議委員（十七名）、編集委員（二十二名）、調査委員（十八名）を委嘱した。

「静岡県教育史編さん委員会」が正式に発足し、事務局を教育研修所に置き（事務局長は研修所長）、計画の大綱を議する審議委員（十七名）、編集委員（二十二名）、調査委員（十八名）を委嘱した。

「教育史」編さんの基本方針は、いわゆる制度史ないし法制史的な立場でなく、「教育の実践史的立場」に立て、わが国の教育が直面している課題に迫ろうというものであった。したがって原資料の収集・発掘は決定的に重要なことからであり、当初予定されていた五年が八年に延びたのも一因はそこにあるのである。

とまれ、本県に特別に親近感をもっておられ、全国教育研究所連盟で私自身も懇切なご指導を頂いた国立教育研究所長平塚益徳博士の監修を仰いで「静岡県教育史」通史篇上巻が学制颁布百年の昭和四十七年に刊行され、通史篇下巻と資料篇上下二巻は昭和四十八年に、年表・統計篇は昭和四十九年に刊行を終えた。

平塚先生は「監修のことば」の中で「このような見事な形で公刊の運びに至らしめた県当局の関係者各位、並びに困難な資料の収集と分析を通じて、親しみ深い叙述のうちに重要な教育問題の多くを読者の前に提出された執筆委員各位に対し、心から敬意を表したい。このようにユニークな『静岡県教育史』が出来上ったことは、偏えに委員諸氏の高い学識と教育に対する深い熱情の賜である」(傍点は筆者)とのべている。また、その後の或る全国会議の席上で「静岡県教育史」はユニークで優れたものである、と言われるのを聞き、かたじけなくも誇らしい感を抱いたことであつた。

最終篇「年表・統計篇」刊行まで前後八年、この修史事業に関与した者百数十人、この間の苦心談や逸話等を拾えば数限りないと思うが、初期の事務局を担当したものとして、特に心に残るものの一例あげてみようと思う。

まず第一に忘れえぬのは、県財政当局との予算折衝の一件である。教育史編さん委員長は諫訪卓三教育長であるので、財政課との予算問題はすべて県教委の総務課でやってくれると思っていたが、専門的な事は説明できぬから研修所でやってくれという。

昭和四十一年度の予算編成の時期であったと思う。橋尾四郎所員と共に県総務部財政課の予算担当の係官と折衝し

たが、印刷・出版の費用のほかに資料収集や編集に二千万円を必要とするということがなかなか理解してもらえず、本県は原史料の整理状況は最低であり全県的に民間所蔵の資料を発掘しなければならないこと、マイクロフィルム代が一本いくらで何百本、コピーの原紙が一枚いくらで何万枚云々と、橋尾所員と一緒に必死になって説明したことであつた。

まことに、不充分な予算とスタッフをもって、この大事業がこれだけの期間でなし遂げられたことは、西に旧家の土蔵あればとん�行って見せてくれと言い、東に古老あればテープレコーダーを提げて話をきかせてほしいという、事務局員の執念と、手弁当でそれぞれの地域の史料の収集・調査に当られた全県下の調査委員の方々の、地味な献身的な協力の賜であつたと思う。

橋尾所員の大学転出の後をうけて事務局のチーフとなつた四方一瀬所員(現裾野市史編さん専門委員・国士館大学教授)の次の短歌は、当時の状況を憶念させるものとして忘れがたい秀歌である。

史料探訪終えて出でたる校庭に富士は間近く
夕なぎみおり

雪残る箱根の野火の見ゆる窓史料空しく書類
を閉じぬ

本誌の第三号に勝又寿氏が「駿東教育史」編さんの経緯について書かれ、四方一瀬氏、高橋敏氏そして故大庭景申先生が監修に当られたとされているが、「県教育史」の監修は前述のように平塚益徳先生にお願いした。

平塚先生は国立教育研究所長として「学究たるにとどまらず、ユネスコの教育局長をやつたり、国際比較教育学会の会長に推されたりして国際的にも多彩な活動をされたいたが、国内に於ても数多くの審議会の委員や座長などを務められ頗る多忙な方であった。

教育研究所長の会合で目黒の国研の所長室にお邪魔した折に、所長の日程表のすさまじさに「平塚所長さんの毎日の日程は分割みだな」と友人と話しあつたこともあつたが、その様な超多忙の日々の中で、先生は「静岡県教育史」の原稿を点検して下さったのである。

国研の所長としての仕事は九時から始まるので、その前に執筆原稿をみて頂く為にはずい分早く三島を発たなければならなかつたと、或る所員の述懐をきいたことがある。研修所員も大変だったが、平塚先生も大変だったなど、先生すでに亡き今日なお頭が下がる思いである。

二、「静岡県教育史」編さんに貢献された 裾野関係のひとびとにについて

静岡県議会の元老であり裾野市長をもされた岩崎龜先生が発足当時に県議会を代表して審議委員に加わつて頂いたことはさきにのべたが、会議の席上に岩崎先生が座つておられるだけで何とはなしに心強い思いがしたことであつた。

教育研修所の研究調査部の一角において教育史編さんの業務が未だ端緒の段階にあつた当時、研究調査部長として尽力してくれた二ノ宮祐一氏は、県教委の体育保健課長に転出した二年後に惜しまれつつ早逝された。

昭和四十九年に年表・統計篇の刊行をもつてこの修史事業が終了するまで事務局の中心にあって、編集委員・執筆委員として奮闘した四方一瀬氏・高橋敏氏（国立歴史民俗博物館教授）が、今や裾野市史編さん専門委員として尽力してくれていることはまことに奇縁というほかはない。

故大庭景申先生は、裾野市史編さん委員会が発足する十数年前から市史編集準備委員として市内の旧家等の古文書の発掘・解説等を行い、市史編さん事業の先駆的な役割を果したことは知る人ぞ知るところであるが、「静岡県教育史」編さんの事業に於ても、長泉小学校長時代は調査委員として、校長勇退後教育研修所員となられてからは事務局

の立場に於て編集委員および執筆委員として、この修史事業の全行程に参画せられたのであった。しかも、史料提供者であると同時に編集・執筆者であったという例は、御殿場の故渡辺竹雄氏（後期のみ）の外にその例を聞かない。まことに大庭景申先生は、稗田阿礼であると同時に太安万侶であつたと言えば、ご本人は泉下で苦笑されるであろうか。

「静岡県教育史資料篇」の「あとがき」に「資料篇」は初等教育および教員養成・教員に関するものを中心として、県や郡の令達・通牒の類を経とし、開申書・学校沿革誌記事・学校規則・教授案・生徒作品・生徒心得・実践録・研究報告書等を緯としながら、教育の実践活動や実態をできるかぎり具体的に把握できるよう意を用いた。（中略）行政に先行して、あるいは行政の指示や指導のもとで、いかなる実践活動や対応の措置が講ぜられたか、あるいは、それとは独自の教育実践や運動の事実、さらに児童生徒の作品や教師の指導案等教育実践の具体的な相として把握することの意味を重視するとともに、地道の教育を支えて来た教師たちの実践のあとをありのままに記して、今日の教育実践の展開に資すべきことを痛感するのである。この意味において本『資料篇』は令達等いわゆる行政

資料にまして、教育の実態をしめす資料に重点をおいた（傍点は筆者）と総括しているのである。

このような観点から編集された「教育史」なかんずく「資料篇」の中において、大庭景申氏が提供された数々の資料は、量質共に相当の比重を占めているのである。加之、「資料篇」一巻を繙きつつ、明治三十年代から昭和の時代にかけて、ご父君大庭寛先生とご子息の景申先生との父子二代にわたる駿東地区におけるすぐれた教育実践の跡を偲ばせる具体的な史料を目のあたりにして、敬意と感動を禁じえない。それらの中でも特記すべきものを、概ね年代を追って例示してみよう。

まず、「資料」No.228に、大庭寛「静岡師範学校教授法筆記」（抄）がある。これは明治三十二年静岡師範の第二類講習生大庭寛氏の「教授法」講義のノートであると思われるが、その正確・詳密なることは驚嘆に値する。

さらに「資料」No.267、大庭寛「戦時に於ける教育（草稿）」は明治三十七年十一月二十七日の日付で、日露戦争のさ中における精神教育・情操教育の要諦を唱破した警世の提言ともいいうべく、さらに初稿に対する綿密・鏤骨の訂正・加筆の跡がいちじるしい。

次に「資料」No.284「尋常科第一学年書方教授案」は明治三十九年二月十三日第四时限の大庭寛訓導の指導案で

あり、「教材」二、「目的」三、「準備」四、「教方」（準備・練習・清書・収具）の四段階にわたりまことに周到である。

また、「資料」No.287「尋常科第一学年算術科教授案」は、同年三月七日第一时限の大庭寛訓導の指導案であるが、「教方」においては各段階における教師の発問の具体例をあげ懇切である。

なお、「大庭寛教授参考綴」の中には「尋常科第一学年国語科教授案」（明治三十九年一月十日、久保豊吉訓導、「資料」No.283）、「尋常一年遊戲摘録（抄）」（明治三十年八月、「資料」No.291）も収められている。

また、「資料」No.323（明治四十二年八月）の「大岡尋常小学校教授ニ関スル現在ノ状況」および「資料」No.324（同年）の「大岡尋常小学校訓練ニ関スル現在ノ状況」の三資料は、学習指導、道徳教育、管理運営の三領域における極めて広汎かつ細密な方針・原則・細則を網羅したものであり、こんにちのいわば学校経営書に相当するものであるが、青山於菟校長の下に首席訓導であった大庭寛氏がおそらくその策定を担当していたか或は少なくともそれに参画していたと思われる。

なお、大庭寛氏は昭和五、六年の農村恐慌の最中には、

駿東郡教育会長の任にあり、農村不況下の教育実態や小学校教員の俸給減額等に関する地域の状況について、県当局の指示をうけて郡下各校の実態を調査し県当局に状況報告を行う等行政面においても腐心された。これらについては、「資料」No.459「農家の経済事情変化ノ為教育方面ニ及ボセル影響ニ関スル件」（昭和五年七月二日、駿東郡教育会長大庭寛より郡下各小学校長宛）や、「資料」No.461の「右同標題ノ報告」（大庭教育会長より静岡県学務部長宛）、およびNo.468「小学校教員俸給問題ニ関スル件」（昭和五年十一月二十一日、県視学より各郡市教育会長宛）の調査）ならびにNo.469「小学校教員俸給問題ニ関スル件（至急）」（昭和五年十一月二十四日、郡教育会長大庭寛より郡下各小学校長宛の調査依頼）、さらに翌昭和六年七月十三日付の大庭郡教育会長より各小学校長宛の、県知事訓示要旨の伝達である「小学校教員俸給寄附問題ニ関スル件」（資料No.475）などからうかがい知ることができる。

尚、大庭景申先生所蔵の「資料」には「御殿場尋高小『唱歌教材の郷土化』」（No.479、昭和六年十月三十日）や、「御殿場尋高小『郷土教育としての綴方』」（No.490、昭和七年十一月二十七日）があり、郷土学習の理論と方法をのべているが、これは大庭寛氏の御殿場尋常高等小学校長としての教育実践の記録と言うべきか。

さて、大庭景申先生の教育実践の跡を辿るならば、まず「資料」No.500「小泉尋高小算術教育研究会」（昭和十一年七月二十一日）があるが、これは東京小松川小学校長岩下吉衛氏を講師に招いての研究会であり、六年星組の授業者に大庭訓導が出ている。

降つて、「資料」No.542に「泉国民学校『軍人家族慰安学芸会』プログラム」（昭和十九年一月十九日）があるが、これは恐らく大庭景申校長の時代ではなかったかと思う。

なお、大庭先生提供の資料に、No.541「御殿場国民学校授業形態とその方法」（昭和十九年二月九日）というかなり長大な文章がある。これは従来の授業論ないし学習指導論と全く異なり、「国民学校の教育は、決戦下の緊迫せざる時局の要求に即応して本来の使命を完全に果すために、一切のものが根底から考え直されなければならない」という緒言にある通り、いわば非常時臨戦体制型学習指導要領とも言うべきものである。そう言えば、「静岡県教育史資料篇」上下二巻に収録されている明治元年のもの（「徳川家兵学校附属小学校捷書」）から、昭和二十年八月十九日（「終戦の大詔を挙し聖旨の徹底を図るにつき」静岡県訓令甲第十六号）までの「資料」五百四十九点を通して、非常時が呼号されたかの十五年戦争の期間は、時局論や訓令、通達などに比して授業（指導）案などの純粹な日常的

な教育（指導）技術（方法）に関する資料が、先行する時代より甚だ少ないことが思い合わされるのである。

裾野における篤学の士であり、老いてなお学習の意欲を失わず、八十余歳にして中国語を学び日中友好訪中団に加わるほどの情熱の人であった故湯山匡秀氏は、編集委員、調査委員等に名は列ねてはいないが、「湯山半七郎日記」その他明治初期学制頒布前後の教育事情に関する貴重な資料を提供されて、県教育史編さん事業に貢献されたのである。その中の若干の例をあげるならば、

「資料」No.7「被仰出候御趣意ニヨリ学問致スベキニツキ（静）」（明治五年九月静岡県権参事長沢常山「別紙「仰出書」署」）は、日本の第一次教育改革の黎明を告げる画期的な文献であるが、「静岡県教育史通史篇上巻」の第三章「近代教育の胎動」、第四章「学制頒布と学校設立」の章の随處に引用されている「湯山半七郎日記」は、御宿村戸長あるいは学区取締として湯山半七郎等が、小学校の設立（第貳拾番小学行余学舎）や教育財政面や教員採用問題や教員の研修等々、山積した難問と取組んだ、当時の状況を如実に物語っているのである。

四、おわりに

「静岡県教育史」編さん事業の初期に関わったものとして、勝又寿さんのひそみに倣つて、修史事業の経緯やこれに参画された裾野にかかる人々の貢献の状況などを辿つてみようとしたが、結果的には大庭家所蔵の貴重な資料の一部を披露するごとき形になってしまったようである。八年間にわたったこの事業の陰には、この稿で挙げなかつたかずかずの裾野の方々の目立たぬご協力があつたことに思いを致し、裾野市史編さん事業の着実なる進捗と思い合わせて、感謝の念を新たにする次第である。

(わたなべ ふじお・編さん委員・教育委員長)

大庭景申先生を悼む

高橋敏

裾野市史編さんの土台を築かれた大庭景申先生が、一九九一年盛夏八月五日急逝された。この春、先生の地道な史料収集と筆写に依拠させていただいた『深良用水編』が刊行され、漸く事業が緒についたばかりでの訃報であった。

先生に静岡県教育史、裾野市史（永い準備室時代を含めて）を通して二〇年余りの御交誼を賜つたものとして、先生の人柄を偲び、のこされた多くの仕事の一端を紹介して追悼の一文としたいと思う。

先生は、大庭姓に明かなようすに深良を先祖の地とする。かの源之丞とも同姓、イッケに連なる。明治四一年（一九〇八）に深良に生まれた。父上の寛氏も駿東郡下の校長を歴任した教育者であった。父君の強い要請のためか、御本人の意思であったのか、先生もまた教育者の道を歩むことになるが、先生は小学校から直接師範学校に行かず、沼津中学校に進学する。このときの級友にかの井上靖がいた。

二人の交友を物語る若き日の井上靖の書簡を所持されており、いつぞやみせていただいた記憶がある。数学の難問の解答式や、一転して多感な青春の抒情を吐き出す数首の短歌など多彩な内容であった。先生も井上靖の『夏草冬涛』の世界にいたのである。

卒業後、教師になるべく東京の豊島師範学校に入学する。震災後の大都市文化に触れ、巾広い読書に支えられた学究の日々であった。この時期、大正デモクラシーの余韻のこるもの、思想善導の統制が強まり息苦しい日常であつたらしく、西田幾多郎の著書の講読を含監に調べられた、と思い出を語られたことを覚えている。

昭和四年（一九二九）卒業、一時東京の小学校に勤務したのち昭和十三年に駿東郡下の小学校教師になって故郷に戻る。以降、昭和四十二年の退職に至るまでの三十年、地域の教育に献身する。

駿東の教育には、以前から独特的の風土に根づいた伝統が形成されていた。特に、昭和初期『土の綴方』で注目を浴びた富原義徳や『雑木』を世に送りながら肺結核で夭折した杉山正賢に代表されるつづり方教育は駿東の風土に生きる人々のくらしをリアルな眼を通して記録していた。この流れから当然郷土教育へ関心が芽生え、郷土読本が各学校で競つてつくられたのである。

大庭先生は、この駿東の教育の流れを戦後、正統に継承した教師であった。地域の身近な問題に、執拗に、しかも実に丹念に取り組んだ「なぜ」「なぜ」を連発する社会科教育を地で行く姿であつたろう。二十年という教師生活の大半を校長としてすごした先生であるが、教師、児童を校長室で管理するよりも外に出て子どもと一緒にフィールドワークをするのがふさわしい教師であった。

先生の本領は、退職後十分發揮されることになった。何

よりの成果が言うまでもなく静岡県教育史裾野市史への貢献であった。また、裾野に腰を据えて自らの足と手を使つて形となつた成果を次々と発表した。発表といつても他力本願の雑誌や本の活字文化ではない、自らまとめた原稿を自らガリバンにきつて印刷して関係者に無料で配布したのである。今私の手元にあるものを列挙するが、今後市史執筆の際にも重要な手がかりになる成果である。

駿東の教育史料余話

○明治開学

○邑に不学の戸なく

○校堂築造

○明治教育の基礎を築いた教師たちの「素描」

○郷土教育について

○明治前期に於ける教師の生活

○江戸後・末期から明治初期に至る三島・沼津・駿東地方の私家塾・寺子屋について

その他

○自由民権運動に端を発した大庭唯吉の思想と生涯

○子どもの四季―子どもたちと身近な生物との共生―

○観音信仰とみくりや横道三十三所

○寺子屋師匠と行政相談

史料復刻

○柏木甚右衛門覚書帳

先生は労を惜しむことの全くない、いわば篤農型の教師であった。温厚誠実な人柄の上に、教育者として地域の人々の信頼大であった。先生のお蔭で眠っていた多くの史料が所蔵者の理解をいただいて開かずの土蔵から陽の目を見た。そして責任をもって整理し、目録をつくり、正確に筆写して来るべき市史に託された。この間、先生は黙々と

して仕事し、黒子に徹した。また、他所者の研究者には実際に寛容であった。私もこの寛容に甘えた一人であった。

大庭先生が率先作成した裾野市史史料所在目録（一八）や先生独特な書体で書かれた膨大な正確無比な筆写原稿は、今や裾野市史が誇る一大財産である。

大庭先生がのこしてくれた仕事を、正統に裾野市史に継承することはもとより、先生の地域の自然や子どもに注がれた愛情をも何とか培養し、発展させることをお誓いして不充分ながら、追悼の小文としたい。

（たかはし さとし・専門委員・国立歴史民俗博物館教授）

編さん室日誌

平成3年

4月9日	近現代担当者会議（東京）
15日～16日	市役所所蔵資料調査（近現代）
23日	深良用水隧道点検
28日	吉野・渡井・高田家資料調査（中世）
5月7日	近現代担当者会議（東京）
8日	天神山・屯屋敷の遺物調査
10日	考古担当者打ち合わせ会
12日～14日	御宿区有文書調査（近現代）
17日～19日	考古担当者打ち合わせ会
21日	近現代資料調査
28日	富士山資料館遺物借用（考古）
6月1日	深良地区田植え等の調査（民俗）
3日～4日	市役所所蔵資料調査（民俗）
4日	近現代担当者打ち合わせ会（東京）
6日	水堰等の視察（近現代）
12日	裾野市史頒布（各支所等）
15日	市史編さん委員会・市史出版式典
20日	専門委員・調査委員合同会議
20日	県市町村史担当者連絡会

7月8日～9日

中世調査作業
近現代調査

25日	中世調査作業
19日～20日	武田・鈴木家資料調査（中世）
22日～25日	民俗担当者会議
28日	民俗市内民具調査（近現代）
29日	民俗市内民具調査（近現代）
28日	考古担当者打ち合わせ会
29日～31日	第一次資料目録選択（近現代）
30日	芦ノ湖湖水祭調査（民俗）
8月1日	考古集中作業・第一資料選択（近現代）
7日～8日	裾野高等学校資料調査
15日	民俗担当者打ち合わせ会
17日	奈良文化財研究所木簡調査（中世）
17日～18日	稻荷神社石物銘調査（近現代）
21日	深良用水編講座内容打ち合わせ会
21日～23日	中湯山家資料整理作業
28日	小山町史編さん室他資料調査（中世）
28日	芹沢充寛氏所蔵資料整理
30日	中世資料整理作業
29日	水窪渡辺家資料整理作業
29日	西川勝衛宅裏墓地調査

- 27日～29日 富岡・須山支所第一次選択目録作成作業
 (近現代)
- 2月1日 歴史講座「資料編・深良用水を読む」
 第一回総論
- 3日 民俗報告書編集打ち合わせ
- 5日 第二回歴史講座「用水の開削」
- 8日～11日 茶畠地区民俗補充調査
- 12日 第三回歴史講座「用水論争と井組の変遷」
- 18日 近現代担当者打ち合わせ会(東京)
- 19日 第四回歴史講座「用水維持と普請」
- 20日 深良用水関連の調査
- 26日 第五回歴史講座「用水と村々の生活」
- 27日 平塚市博物館資料調査及び収集(中世)
- 28日 地区協力員連絡会と講話
- 3月2日～3日 市役所資料照合作業(近現代)
- 9日 近現代担当者打ち合わせ会(東京)
- 15日 静岡古城研究会葛山視察同行
- 25日 市史編さん委員会
- 29日 葛山城跡保存会歴史講演

裾野市史編さん関係者名簿

◆市史編さん委員

(平成4年3月30日現在)

◎委員長

○高村公 堀野市助役

○勝又壽

芹沢充寛

鈴木強

伊藤政秋

渡辺藤男

有光友学

芹澤仁

渡辺惠

西川久雄

渡辺久雄

坂本前田

渡辺久彦

真田利彦

羽田久

旧委員長(故)久保文和(平成三年一月逝去)

◆市史編さん専門委員

有光友学

高橋敏

中野国雄

福田アジオ

四方一瀬

安田常雄

國立歴史民俗博物館教授

日本考古學協会会員

國立考古學教授

國立電気通信大学教授

國立歴史民俗博物館教授

國立考古學教授

國立電気通信大学教授

早稲田大学大学院生

早稲田大学研修生

國立館大学文学部講師

一橋大学助手

早稲田大学大学院生

加藤学園暁秀高等学校教諭

都立航空工業高等専門学校助教授

静岡県立長泉高等学校教諭

神奈川県立平塚江南高等学校非常勤務講師

國立歴史民俗博物館助手

静岡県立韋山高等学校教諭

渡瀬	新谷	杉村	斎藤	新谷 尚紀	渡瀬 治
杉山	清水	渡辺	杉山	松田 香代子	斎藤 弘美
杉山	清水	四郎	香	東島 誠	松田 香代子
寛美	四郎	善次	繁雄	植松 甲子雄	植松 甲子雄
"	"	"	東地区	西地区	() 内は旧村名
杉山	杉山	杉山	水口	杉山 光正	(石脇村)
藤原	藤原	藤原	歌崎	加藤 信雄	(佐野村)
水口	水口	水口	久作	水口 清文	(大畑村)
関野	中西	保男	勝夫	田口 勝夫	(二ッ屋新田)
関野	中西	保男	忠栄	水口 清文	(定輪寺村)
杉山	杉山	杉山	繁雄	歌崎 久作	(富沢村)
杉山	杉山	杉山	政雄	田口 勝夫	(伊豆島田村)
渡辺	渡辺	渡辺	政雄	水口 清文	(水窪村)
杉山	杉山	杉山	保男	歌崎 久作	(二本松新田)
清水	清水	清水	繁雄	水口 清文	(久根村)
寛美	寛美	寛美	東地区	水口 清文	(稻荷村)
"	"	"	"	"	(公文名村)
(茶畑村)	(茶畑村)	(茶畑村)	(茶畑村)	(茶畑村)	(茶畑村)
星野	大庭	倉沢	小林	高橋	飯塚 政高
直司	三郎	秀雄	秀年	利治	星野 直司
深良地区	深良地区	深良地区	深良地区	一之瀬和雄	飯塚 政高
(深良村 南堀)	(深良村 叮震)	(深良村 上須)	(深良村 原)	(深良村 切久保・遠道原)	(麦塚村)
長田	藤森	井上	増田	藤森 茂良	星野 直司
茂良	茂良	丹令	一男	長田 稔	深良地区
穏	穏	丹令	一男	茂良	(平松新田)
西島	西島	西島	西島	西島 秀雄	星野 直司
土屋	土屋	土屋	土屋	土屋 誠吾	深良地区
勝又	勝又	勝又	勝又	勝又 茂美	(深良村 南堀)
芹沢	芹沢	芹沢	芹沢	芹沢 秀雄	星野 直司
勝又	勝又	勝又	勝又	勝又 茂美	深良地区
勝又	勝又	勝又	勝又	勝又 茂美	(深良村 叮震)
秋男	秋男	秋男	秋男	秋男	星野 直司
常一	常一	常一	常一	常一	深良地区
正巳	正巳	正巳	正巳	正巳	(深良村 上須)
仁	仁	仁	仁	仁	星野 直司
杉本	杉本	杉本	杉本	杉本	深良地区
小野	小野	小野	小野	小野	(深良村 原)
柏木	柏木	柏木	柏木	柏木	星野 直司
春隆	春隆	春隆	春隆	春隆	深良地区
林藏	林藏	林藏	林藏	林藏	(深良村 原)
土屋	土屋	土屋	土屋	土屋	星野 直司
貞彦	貞彦	貞彦	貞彦	貞彦	深良地区
須山地区	須山地区	須山地区	須山地区	須山地区	(麥塚村)
(須山村)	(須山村)	(須山村)	(須山村)	(須山村)	(須山村)
富岡地区	富岡地区	富岡地区	富岡地区	富岡地区	(須山村)
(千福村)	(千福村)	(千福村)	(千福村)	(千福村)	(須山村)
(御宿村)	(御宿村)	(御宿村)	(御宿村)	(御宿村)	(須山村)
(御宿村)	(御宿村)	(御宿村)	(御宿村)	(御宿村)	(須山村)
(葛山村)	(葛山村)	(葛山村)	(葛山村)	(葛山村)	(須山村)
(葛山村)	(葛山村)	(葛山村)	(葛山村)	(葛山村)	(須山村)
(上ヶ田村)	(上ヶ田村)	(上ヶ田村)	(上ヶ田村)	(上ヶ田村)	(須山村)
(金沢村)	(金沢村)	(金沢村)	(金沢村)	(金沢村)	(須山村)
(今里村)	(今里村)	(今里村)	(今里村)	(今里村)	(須山村)
(下和田村)	(下和田村)	(下和田村)	(下和田村)	(下和田村)	(須山村)

杉山 末雄　〃　（須山村）

◆市史編さん関係職員

長谷川 博　市史編さん室長

中野 鈴子　主査

今関 浩子　主事補

濱田 明　事務職員

野村美穂子　事務職員

栗原以有子　事務職員

永野 武信　事務職員

編集後記

『裾野市史研究』第四号をお届けします。

本号へは、去る十二月市民文化センターに於いて開催した第四回歴史講演会で、安田常雄氏に「地域のなかの戦争－裾野の昭和史－」と題して講演をいたいた内容を載録いたしました。『静岡新報』記事を中心に、十五年戦争を通じて地域のなかから戦争の意味を考え、暮らしの中で地域の戦争というものを考えるとはどういうことなのか、大変興味深いお話をまとめていただきました。

研究論文として、七世紀以前の当地がどのような状況にあつたのか、「スルガ国造とスルガ国」で仁藤敦司氏が地域的特質を考察されています。「学制期 裾野市における就学率の社会的背景－御宿村・久根村・深良村を対象として－」は、坂本紀子氏がその状況を生んだ背景について、地域豪農の存在や学校運営、また高額な授業料と寺子屋の存在、家族制度的な秩序意識が就学率に表れて、しかも各村の固有の諸要因があることを論じています。また、湯川郁子氏の「泉村での部落有財産統一を考えるための予備的考察－泉村」「事件予審調書を素材として」は、大正五年五月の村議会の決議事項をめぐり部落有林野の村民にとつての意味を検討したものです。

研究余録として収録の「戦国時代の葛山氏」は、有光友学氏の市内葛山地区、城址保存会での講演の一部と、その後新たなる研究の成果が出されたこと等で、葛山氏の歴史的存在と系譜関係を述べられ、葛山氏が今川氏の家臣といふ従属的な存在ではなかったのでは、と指摘をされるなどしています。

「歴史隨想」では、現在市教育委員長を務められている渡辺藤男氏に「静岡県教育史と裾野」を執筆いただきました。市内の大家文書の一部等から、県教育史編さんとの縁や参画された裾野にかかる人々の功績を述べられています。

裾野市史事業は昭和四十九年から市内旧家の所蔵古文書を収集して、その整理を始めたことに遡ります。その後、昭和六十三年度から本格的開始となりましたが、裾野市史の今日ある基礎を創られた大庭景申先生が八月に、久保文和前委員長が十一月に相次いで急逝されました。大庭景申先生については、高橋 敏先生から「大庭景申先生を悼む」として追悼隨想を寄稿いただきました。久保文和前委員長には、市史事業への取り組みにあたっての諸準備の時期から事業の体制の充実までご指導を賜りました。お二人に感謝申しあげるとともに、謹んで哀悼の意を表します。

執筆をいたいた各位におかれましては、お忙しいなか

時間を割いていただき誠にありがとうございました。資料の提供、借用させていただいた所蔵者の方々にはご協力を賜り厚くお礼を申しあげます。

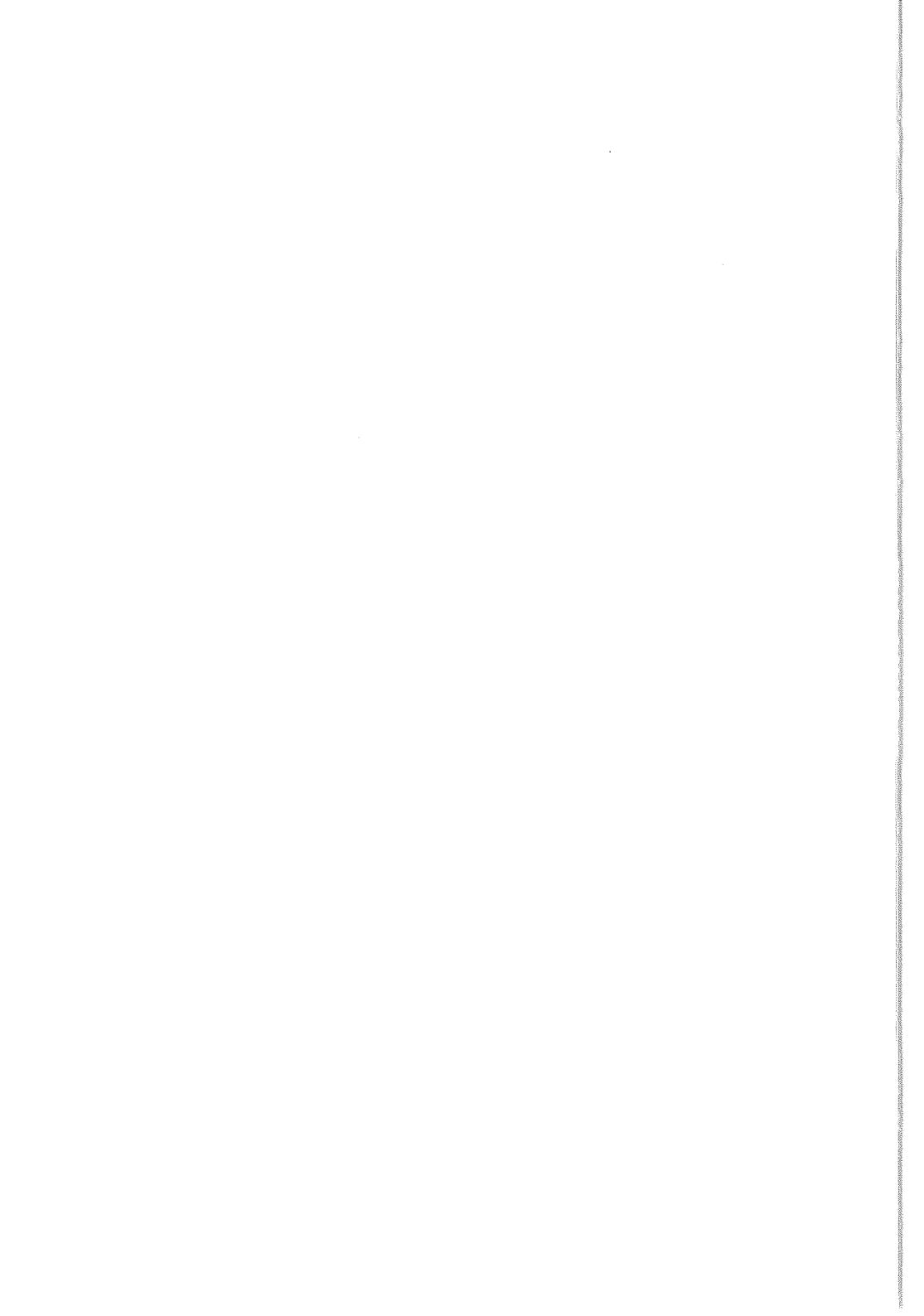
裾野市史編さん事業活動も軌道に乗り、昨年は『資料編 深良用水』を市史第一冊めとして刊行、本年度はまもなく第二冊めの『資料編 考古』が完成となります。

市史編さん室では、歴史図書の編さん刊行と併せて、歴史講演会、歴史講座をはじめ市の歴史全般にわたってその対応をよぎなくされ、多忙を極めているところです。郷土の歴史をより一層理解しようと勉強される市民の方々が増加していることも事実であることを痛感しております。職員一同、気を引き締めて取り組んでいるところであります。今後とも市史編さん事業へのご指導、ご協力をよろしくお願い申しあげます。

平成四年三月

裾野市教育委員会

市史編さん室長 長谷川 博



裾野市史研究 第4号 (ISSN 0918-1342)

平成4年3月30日発行

編集 裾野市史編さん委員会

発行 教育委員会市史編さん室

裾野市茶畠399

電話 0559-93-7170

印刷 みどり美術印刷株式会社

(題字: 裾野市教育長 芹澤 仁)